

村垣範正の研究―その開明的側面について

光
中
義
隆

目次	i
序章 村垣へのアプローチ	1
第一節 問題の発見	1
第二節 研究対象としての村垣	2
第一章 村垣の経歴	6
第二章 御庭番	8
第一節 御庭番	8
第二節 御庭番の職務	8
第三節 御庭番家筋	11
第三章 勘定吟味役	14
第一節 勘定吟味役	14
第二節 海防掛	15
第四章 蝦夷地	19
第一節 蝦夷地見分	19
第二節 箱館奉行	22
第三節 蝦夷地の廻浦	24
第四節 箱館在勤	26
第五章 外交交渉と横浜開港	34
第一節 ロシア及びロシアとの外交交渉	34
第二節 横浜開港	36
第六章 遣米使節	41
第一節 使節派遣に至る経緯	41
第二節 遣米使節	42
第三節 村垣の日記	47
終章 村垣の人物像	52
村垣範正履歴年表	56
参考文献	60
あとがき	65

序 章 村垣へのアプローチ

第一節 問題の発見

安政七年正月、日米修好通商条約批准書交換のため遣米使節が合衆国軍艦「ポーハタン号」に乗艦し、米国へ向けて出発した。

その百九年後、筆者は海上自衛隊練習艦隊の実習幹部として晴海埠頭から米国に向け出港した。

当時の筆者の知識は、咸臨丸の太平洋横断が我が国の海洋進出の壮挙であり幕府の重要な事業であって、日本の近代海軍の幕開けを告げるものという程度のものであった。しかし、咸臨丸の航海は決して主役ではなく、日本外交の夜明けとも言うべき事業に付随するもので、使節の護衛名目の航海であったことや、航海の実態は合衆国海軍軍人の手を借りたものであったということを筆者は全く知らなかった。

さらに三〇年後、筆者は勤務地の図書室で廃棄処分になろうとしていた時事新書『航海日記』を見つけ、安政七年(三月に万延と改元)の外交使節の米国派遣を知るとともに『航海日記』の著者村垣範正の存在を知った。

日記の中で村垣は艦位(艦船の航海中の位置)や当日の航海距離を記しているが、村垣はこの数値をどのようにして知り得たのか、という疑問が筆者の中に湧いてきた。

当時はGPS(全地球方位測定システム)のような機材や慣性航法装置のようなものではなく、航海は天文航法(天体の位置を観測して自船の位置を割出す)のみに頼るものであったが、村垣は天文航法の知識を持っていたのであろうかという疑問を次に抱いた。そしてこの日記を残した村垣とは一体何者であるのかという強い興味を筆者に持たすに至った。

村垣という人物を知るため、筆者はペリー艦隊(黒船)の来航によって下田、箱館が開港され、日米修好通商条約の調印そして使節の米

国派遣に至った経緯や、彼に関する文献類に当ることとした。

文献を読み進めるにつれて、村垣に対する評価の多くは低いものであり、好ましくとらえる評価も幕吏としての政策、行政能力についてはあまり触れられていないことを知った¹⁾。

これらのうち福地源一郎の場合、水野忠徳から随行の内諾を得ていたが、水野が遣米使節を外されたことで、福地のアメリカ行きが消えた。このことによる落胆から、福地は村垣を批判的に評価したと考えられる面もあり、筆者は村垣が本当に評価の低い人物なのかという疑問を抱かざるを得なかった。

また福地の言うような「俗吏」が何故遣米使節に選ばれたのかという疑問も生じた。

幕末の混乱期、有能と目されていた人物たちが安政の大獄により排斥されたとはいえ、幕府が初めて公式に外国へ使節を派遣するに当たりその任務に不適の人物を派遣したとは考えられない。

この疑問は村垣範正という人物を私の研究対象に選ばせるに十分な動機となるものであった。

村垣という人物を研究するに当たり、福地以外の評価はどうなっているか、福地の評価に妥当性はあるのかを明らかにしなければならぬ。

村垣は御庭番から外国奉行に出世しそして遣米使節に選ばれた。御庭番という職務に就く者にとってそれは普通のことなのか、あるいは特別のことなのか。特別のことであるならば、村垣という人物は才能ある人物であったのではないかと、疑問が次々と湧いてきた。

また村垣は『航海日記』の他に、嘉永七年正月から慶応元年までの『公務日記』を残している。『公務日記』はその名のとおり、公的な記録であり、細部にわたる記録は当時の歴史をたどるには貴重なものとなっている。

その他に彼は『公務日記』以外の記録あるいは日記のもととなった

と考えられる記録をとっており、江戸城火災に際し城中で焼失した外国奉行所の記録を補完し得るものとして彼の記録を役所へ提出している。⁴このことは村垣が有能な幕吏であつた一面を示すものと考えてよいのではないか。

あるいは村垣以外の幕吏も当然のごとく「公務日記」に該当する日記をつけていて村垣の日記は特別なものとはいえないのではないか。

さらに、旗本の嫡男以外の男子が一家をなすには、嫡男の死亡あるいは廃嫡により家督を継ぐか他家の養子になることが一般的であつた時代に、村垣は二男であるにも関わらず別家を許され一家をなしている。これは村垣が有能な人物であつたことを示すことに他ならない証拠ではないのか。

これらの多くの疑問は村垣範正に対する筆者の関心をさらに呼ぶものとなり彼を卒業論文の対象に選ぶこととなつた。

第二節 研究対象としての村垣

村垣範正という人物は幕末の幕吏であり、御庭番家筋の出自であつたことから、彼の幕吏としての初期の段階における個人的な活動を知るための史料はほとんどない。

村垣は勘定吟味役に補任される直前から『公務日記』を記しはじめ、安政七年（万延元年）に遣米使節副使として米国に派遣された際の記録として『航海日記』を残している。

『公務日記』は嘉永七年（十一月に安政と改元）正月以降慶應元年五月（村垣が遣米副使として品川を出発し同地に帰着するまでの期間を除く）までの日記であつて、個人の記録ではあるが、『公務日記』という標題のとおりごく一部を除き個人的事項を記さず、彼の公的活動を記録した日記である。

一方『航海日記』には村垣が見た外国事情に関する彼の所見が記されていて、『公務日記』とは趣を異にしているものの両者は幕末にお

ける我が国の外交活動を知る上で貴重な史料の一部となっている。

本研究は、これら二つの日記を基本文献としてこれを検討・考察し、村垣範正の幕吏としての実像と彼の幕末期に果たした役割に迫ろうとするものである。

これまでの村垣に関連する研究としては、村垣が御庭番であつたことを唱い、村垣を直接対象とした栗原隆一の「村垣範正——御庭番の経験を生かし、遣米正使を引き立てる」という研究があるが、この研究では御庭番や『航海日記』にはほとんど触れることなく、論旨は今日における企業等の組織におけるスタッフとしての心掛けを述べるものであつて御庭番村垣範正の本質を論じるものではない。

御庭番個人に注目した研究としては小松重男の『幕末遠国奉行——御庭番川村修就の生涯』（中公新書、一九九八年）や『旗本の経済学——御庭番川村修富の手留帳——』（郁朋社、二〇〇〇年）があり、これらは御庭番家筋の川村家の文書を研究し川村修富、修就親子（両者とも諸太夫に出世）の生活について研究したもので、川村修富、川村修就親子の御庭番としての役割あるいは幕吏としての役割にはあまり注目せず、旗本としての生活に重点をおいた研究である。

御庭番そのものの研究については、深井雅海の「江戸幕府御庭番と幕政」などの研究がある。この研究は制度としての御庭番について研究したものであり、將軍直属の情報機関の位置付けなどを明らかにしたものであつて、村垣範正あるいは前出の川村親子といった御庭番個人についての研究ではない。

しかし深井の研究成果は御庭番の職務を知る上で役立つものであり、他の文献と併せることで御庭番村垣範正の研究への道を開いてくれるものである。さらに村垣の御庭番としての行動について、藤田覚の『新見伊賀守正路日記』と三方領知替中止前後の幕閣⁵の中に村垣の行動の一部を見ることができ、この研究も御庭番村垣範正へのアプローチを助けてくれるものである。

村垣に目を向けた研究の多くは、幕府初の海外への公式使節の一人として米国に派遣された村垣が残した『航海日記』に注目し、村垣が見た外国あるいは彼の外国文化に対する態度に関するものが主流である。

その例として、橋川文三の「村垣淡路の文明感覚」（『學燈』第五七巻第七号）があり、その中で橋川は村垣の『航海日記』から「眞面目くさった滑稽さ」を取り上げ村垣の文明感覚を論じている。

次に、岡林伸夫『万延遣米使節におけるアメリカ体験の諸相』（『同志社法学』第一九七号、一九九号、二一〇号）をあげることができる。岡林は、遣米使節団一行の記録の中から、村垣の『航海日記』、玉虫左太夫の『航米日録』及び佐野鼎の『万延元年訪米日記』を取り上げその中に現れる異質文化への三者の対応振りを研究している。

このほか『航海日記』を主たる題材として、遣米使節団員がアメリカまたはアメリカ人に対して抱いた考えをまとめようと試みた本間正の「村垣範正『航海日記』にあらわれたアメリカ記事」（『学習院大学法学年報』第一三三号）を挙げることができる。

これらの研究は、村垣を題材とはするものの、開国そして明治へ繋がる開明的な対外的態度の有無などに主眼を置いた研究といえる。

その他に村垣及び遣米使随行者による記録や米国の新聞記事類を用いた研究として、マサオ・ミヨシが使節派遣の裏に何があったか、未知なる西洋に遭遇して使節一行が何を体験し、何を記したかに関心をおいて『我ら見しまに 万延元年遣米使節の旅路』を著したほか石川榮吉の『海を渡った侍たち』、服部逸郎の『幕臣航海記―太平洋を渡る遣米使節』等の著作があるが、これらも日本からの公式外交使節がどのような経験をしたか、外国文化をどのように捉えたかという点に焦点をおいた研究であって村垣個人に注目したものではない。

これらの他には小林裕幸の『箱館をめぐる人物史―十九世紀人の光と影』（北海道大学出版会）のように箱館奉行の一人としての村垣の

概要に触れたものがある。

ここに挙げた研究の中で、橋川は『航海日記』に記された村垣の所見について「堂々たる無知といった印象」が生まれてくると酷評している。

岡林は、村垣の遣米使節としての行動を「恥辱」を受けないためには徳川政府の代表者にふさわしい「格式」が自他ともに遵守されるほかになく、かつ、「新儀」な経験においては「格式」が守れない恐れが十二分あるがゆえにそれはなるべく避けられるよう彼の行動は制限される」と述べ、村垣の消極性あるいは保守性を指摘している。

また、マサオ・ミヨシは「副使の村垣淡路守などは、外国人をすべて野蛮であると思ひ込んでおり、そういう色眼鏡で見ている」といった評価をし、村垣を保守的あるいは非開明的な華夷思想の権現かのように扱っている。

これらの評価の他に、福地源一郎は『懐往事談』の中で、遣米使節としての「村垣は純乎たる俗吏にていささか経験を積みたる人物なればもとよりその器（遣米使節―筆者注）にあらざ」と村垣を酷評、彼の開明性を全く認めていない。同様に田辺太一も『幕末外交談』で「淡路守は、吏途の出身にて、たゞ吏務に経験ありといふまで」と、同様の評価をしている。一方、小林は「村垣は能吏であつただけではなく、幕末きつてのジャーナリスティックな感覚を有した情報人であつたと思う」と言う評価を与えている。

このように村垣に関する研究は少なからず行われているが、これらの研究は村垣範正個人に重点を置くものではなく、また彼の生涯あるいは経歴に焦点をあて彼の人物像を求めるものでもなく、幕末期に彼が果たした役割を明らかにするものではない。

これらの研究の多くは村垣を通しての江戸幕府あるいは封建制度に対する研究であつたり、幕末期の外交や徳川幕府を評価する研究の一部分として位置づけられるものである。

このように従来の研究が、村垣個人に重点を置いたものでない理由の一つとして、明治維新後の言論人である福地源一郎の前記の村垣評を挙げることができる。

また、前記の二つの日記の他のに村垣の記録が戦災により焼失し、残っていないことも村垣個人を研究対象としてこなかった理由である⁽¹⁾と考えられる。

以上のように、村垣に関する研究は主として日米修好通商条約批准書交換のための万延元年の遣米使節としての村垣の経験を通して、江戸時代の対外認識あるいは日本の開国への過程などについて述べるもので、筆者が『航海日記』に触れた時に抱いた「村垣という人物を知りたい」という間に十分な答えを与えてくれるものではない。

本論は従来の研究とは視点を変え、村垣の主たる職歴に着目し、村垣範正という人物そのものを研究対象とし、彼が幕末期に幕吏として果たした役割に注目し、先に挙げた村垣評が妥当なものであるかどうかを明らかにし村垣の人物像を明らかにすることを試みるものである。

研究対象である村垣は、御庭番として幕吏の道を歩み始め、江戸幕府の行政機関の中心とも言える三奉行の一つである勘定奉行を勤めるようになるまで出世していることから、本論ではまず彼の略歴を整理し、彼と相前後して海防掛、箱館奉行や外国奉行に補任される人物の幕吏としての背景等に注意しつつ、幕吏としての第一歩となる御庭番についてその実態に迫り、村垣の幕吏としての背景を整理の上、主として箱館及び蝦夷地との関わり、外交官（外国奉行・神奈川奉行）としての行動を、前記の研究等と比較しつつ研究し、村垣の幕吏としての人物像及び彼の果たした役割について論述を進めていくこととする。

注

(1) 例えば、福地源一郎『懷往事談』行人社、昭和六〇年、44頁、では「村垣は純乎たる俗吏にていささか経験を積みたる人物なればもとよりその器（遣米使節―筆者注）に非ず。」。田辺太一『幕末外交談』（續日本史籍協会叢書復刻版）、昭和五一年、123頁、では「淡路守は、吏途にて、たゞ吏務に経験ありといふまてなれば（以下略）」。穂積鶯「伝記／小栗上野介」『小栗上野介』小栗上野介を偲ぶ会、昭和五一年、38頁では「村垣淡路守範正は（中略）和漢の学に優れ、文章に堪能な点では旗本中で屈指の人」とある。

(2) 前掲『懷往事談』41頁に「余は水野に随從して米國に赴くの内約を得て頗る喜び」であつたが「（水野が―筆者注）外国奉行を解きたれば余が望も其時に絶たりけり」とある。

(3) 村垣範正の『公務日記』については東京大学史料編纂所『大日本古文書幕末外国関係文書』東京大学出版会、一八八四〜二〇〇七年、第四三卷一二二号文書、第四四卷一一六号文書、第四五卷八七号文書、第四六卷一一九号文書、第四七卷八一号文書、第四八卷一〇二号文書、第四九卷第一〇二号文書、第五〇卷一一七号文書、第五一卷八二号文書および付録二一七卷に収録（嘉永七年正月から文久元年三月）されているものを用いる。（以後『公務日記』と略記）。

(4) 『公務日記』安政六年十月二十二日の条に「箱館御用手扣都合四十三冊、御役所書物焼失ニ付爲寫出ス」とある。

(5) ここでは吉田常吉編『航海日記』（時事新書）時事通信社、昭和三四年、または日米協会編『第一遣米使節日記』日米協会（復刻版）、昭和五二年をいう。（以後両者を『航海日記』と略記するが、本研究における引用は「時事新書」版を用いる）。

- (6) 本研究において研究者等の敬称は省略する。
- (7) 栗原隆一「村垣範正―御庭番の経験を生かし遣米使節を引き立てる」『歴史に見る群像』二、旺文社、一九八六年。
- (8) 『金鯢叢書』第七輯、徳川黎明会、昭和五年、351-386頁。その他の深井の研究として「寛政改革期前後における御庭番の活躍」前掲第八輯、昭和五六年、329-362頁、「寛政改革期前後における御庭番の「遠国御用」に関する史料」前掲第一二輯、417-434頁があり、これらをもとにした著作として『江戸城御庭番』（中公文庫）中央公論社、一九九二年がある。
- (9) 『東京大学史料編纂所報』第一一号、東京大学史料編纂所、一九七七年、11-22頁。
- (10) 正使新見正興の従者で元仙台藩士、後年仙台藩の改革に奔走。加賀藩士。随員増頭尚俊の従者として随行。後に共立学校（現開成学園）を設立。
- (12) 橋川文三「村垣淡路の文明感覚」『學燈』五七卷第七号、丸善、昭和三五年、17頁。
- (13) 岡林伸夫「万延遣米使節におけるアメリカ体験の諸相（一）―文化接触と対応の構造―」『同志社法学』第一九七号、同志社法学会、昭和六一年、70頁。
- (14) マサオ・ミヨシ著、佳知晃子監訳『我ら見しままに 万延元年遣米使節の旅路』平凡社、一九八四年、87頁。
- (15) 福地源一郎『懷往事談』行人社、昭和六〇年、44頁。
- (16) 田辺太一『幕末外交談』（續日本史籍協会叢書復刻版）、東京大学出版会、昭和五一年、123頁。
- (17) 小林裕幸『箱館をめぐる人物史―十九世紀人の光と影―』北海道大学出版会、二〇〇〇年、14頁。
- (18) 『公務日記』嘉永七年九月朔日の条に「今日之次第い才御届書并日記等二くわし、爲留置」（引用中の変体かなは現代かなに

置き換えた、以後同じ）とあり、別の日記があったと考えることができる。しかし吉田武三『北の空白』北方文化研究会、昭和四二年、220頁に「戦災に遺稿の文書類をはじめ遺品がことごとく鳥有に帰した（中略）系図と家譜と写真と遺墨類とが現在村垣範正のもので残っている同家に関するかぎりではすべてである。」とある。

また、『旧事諮問録』下巻、岩波書店、一九八六年、232頁に元御庭番川村帰元の証言として「内密の書類は一切ございませぬ。維新の騒ぎに皆々火中いたしました。」とあり村垣家の内密書類も焼却されたものと考えられる。

第一章 村垣の履歴

論を進めるにあたりまず村垣の履歴⁽¹⁾の概要をみておくこととする。

村垣範正は文化十年九月(一八三三年十月)御庭番家筋の旗本村垣範行の二男として築地に生まれた。通称は与三郎、はじめは範忠と称した。

家譜によれば、彼は祖父村垣定行(当時勘定奉行⁽²⁾)の孫二男として天保二年七月(一八三一年八月)十九歳で小十人格、御天守台御庭番として新規に召出され、幕吏への第一歩を踏み出した⁽³⁾。

この時期における旗本の社会では嫡男以外の者や嫡子以外の者のほとんどは、嫡男に事故のあった場合あるいは他家の養嗣子にならなければ一家をなすことができなかったが、範正は別家を立てることを許されている。相続、養子あるいは分家は願い出た上で承認を得なければならぬが、別家は將軍の思召しによるものであり、村垣が若年にして出仕し、別家を許されたのは、村垣自身に優れたものがあつたと考えてよい。その上、「我祖父君歳俸百苟の家督つぎ給ひ、大司農(勘定奉行―筆者注)にまで進みて希なる君寵を得給ひ、千二百石までの恩波に浴し給ひ、その時をのれまで新に召⁽⁵⁾(以下略)」と述べるように、祖父定行の影響があつたと考えてよい。

弘化二年三月(一八四五年四月)細工頭に進み、嘉永三年九月(一八五〇年十月)賄頭へ進んでいる。村垣の履歴において御庭番時代から賄頭までの記録はほとんど存在せず、この間の彼の幕吏としての働きぶりはいくわかつていない。しかし、『履歴明細』及び「家譜」には褒美、拝領物の記録が多くあり、以後の履歴と合わせると、この間、出世に十分な働きをしたと考えることができる。

嘉永七年(十一月)に安政と改元(正月(一八五四年二月)勘定吟味役に補任され、海岸防禦筋御用取扱(海防掛)及び松前蝦夷地御用を命じられ、外交及び蝦夷地の業務に深く関わることになる。

安政三年七月(一八五六年八月)箱館奉行に補任された。同年十月よ

り安政五年九月まで蝦夷地で勤務、この間蝦夷地廻浦中に越年を経験している。

箱館から帰府後の同年十月外国奉行(箱館奉行兼帯)へ補任され、日米修好通商条約締結後の横浜開港準備等に奔走することになった。

安政六年四月には勘定奉行(勝手方)兼帯を命じられ、さらにこれとほぼ同時に神奈川奉行兼帯も命じられ、四つの奉行職を兼務することになった。

前述の福地の人物評にあるような「器でない人物」がなぜ四つの奉行を兼帯できたのであろうか。村垣が単に経験を積んだだけでなく、能吏であつたからこそ多くの奉行を兼帯できたと見るべきであろう。

同年九月には米国への使節を命じられ、安政七年(三月)に万延と改元(正月(一八六〇年二月)米国へ向け出發、同年九月帰国した。

帰国後の十月には神奈川奉行を免じられた。

遣米中に井伊大老が暗殺され、国内の情勢が大きく変化し、帰国時には村垣たちの勤務環境は著しく変化していた。

文久元年三月(一八六一年四月)再び箱館奉行として箱館に出發、同年九月知行地を与えられ知行持旗本となった。

同年十一月(一八六一年十二月)箱館より帰府。

文久二年七月箱館奉行兼帯の御免、箱館御用取扱となり、文久三年六月(一八六三年八月)作事奉行へ補任され、元治元年八月(一八六四年九月)には西丸留守居となり慶應元年四月(一八六五年五月)隠居した。

そして明治十三年(一八八〇年⁽⁶⁾)三月病により六十七年の生涯を閉じている。

ここで示したように、村垣の経歴の出発点は御庭番であつて、この御庭番は徳川幕府にあつては特殊な職務であつた。

御庭番の多くは中堅の官吏止まりであつたが、一部の者は諸太夫まで出世を重ねた。村垣はその一人として一時は徳川幕府の実務を管轄

する三奉行の一つ勘定奉行を兼務するまでの出世をしている。なお、履歴の詳細を村垣範正の履歴年表（56・59頁）に示す。

次章からはこのような村垣の出世の過程のうち主要な職務を考慮しつつ彼の幕吏としての職務をいくつかに区分し検討を加え、彼の働きあるいは役割を考察し、村垣範正という人物像を明らかにしていくこととする。

論述は概ね次の区分にわけて行う。

- (一) 村垣の幕吏としての出発点である御庭番について
- (二) 外交に関わる始まりとなる勘定吟味役について
- (三) 彼が長く関与した蝦夷地に関する事項について
- (四) 海防掛を出発点とする外国との関わりについて

注

(1) 村垣の経歴は東京大学史料編纂所編『村垣範正履歴明細書』及び吉田武三『北方の空白』北方文化研究会、昭和四二年収録の「家譜」に基づいている。

(2) 東京大学史料編纂所編『柳営補任』二（大日本近世史料）、東京大学出版会、一九六三年、48頁。

(3) 川村修就「修就日記」国会図書館蔵『川村家文書』マイクロフィルム版収録によると、天保二年五月二十四日御庭番家筋の高橋与右衛門及び川村修富から側衆（側用人―筆者注）土岐朝旨へ召出の願いがなされ、七月十八日に召出されている。

(4) 幕末期外国奉行等として活躍した水野忠徳は諏訪頼篤の二男で水野忠長の養嗣子、出仕時二十一歳。岩瀬忠震は設楽貞文三男で岩瀬忠正の養嗣子、出仕時三十一歳。堀利熙は堀利堅の四男で兄の死により惣領となった、出仕時二十五歳。遣米正使新見正興も三浦義智の二男で新見正路の養子、出仕時十七歳。

(5) 『航海日記』290頁。

(6) 次章以降西暦の並記はしない。

(7) 深井雅海『江戸城御庭番』中央公論社（中公新書）、一九九二年、204頁によれば、村垣範正、村垣定行（範正の祖父）をはじめ七名が諸太夫に出世している。そのうち五名が別家筋の者である。

(8) 諸太夫に出世した七名のうち四名が勘定奉行まで出世している。そのうち二名は村垣と彼の祖父村垣定行である。

第二章 御庭番

第一節 御庭番

村垣は天保二年、十九才で召出され御天守台下御庭番として幕吏の道を歩み始める。既に見たように彼は御庭番家筋の一員であり、彼らの本来任務である御庭番に就いたわけである。

この章を進めるに当たり、「御庭番家筋之儀并御用其外勤方手続書」(以後「手続書」と略記)をもとに御庭番とは何かを概観しておこう。

御庭番の始まりは紀州藩主徳川吉宗が八代將軍として江戸城入りした際に、紀州藩士を随伴させたことにあり、その藩士の中で紀州において吉宗直属の「機密之御主意を蒙り候」「菓込役」を勤めていた一六名及び「馬の口取」一名計十七名に「専ら御内々御用相勤罷在」ものとして御庭番を命じたことにある。

これら十七名を祖とした家筋が御庭番家筋として代々御庭番の任務を引継ぐことになった。その後御庭番家筋から追放されたりこの十七家の中から別家の創設を許されたりして、幕末期には二十二家が御庭番家筋として残っている。この中で村垣範正は御庭番に就いた年に別家を許されて御庭番家筋となっている。

村垣範正以外に九家の別家が創設されていて、御庭番家筋から諸太夫まで出世した七名うち五名が別家筋の者であった。

これら別家の創設は、創設を許された者が幼少年期においてその能力を認められたか本家筋の功績が認められたものと考えられる。

特に村垣の場合、別家を許された時、祖父村垣淡路守定行は文政元年から天保三年病卒するまで勘定奉行の職にあり諸太夫に列せられていた。後述するが範正の御庭番としての働きからみて、彼自身幼少年期にその能力が認められていて、祖父の功績と相まって別家が許されたものと考えられる。

第二節 御庭番の職務

「手続書」及び深井雅海の研究によると御庭番には表向きの任務と内密の任務があった。

深井の研究によれば表向きの任務は次のとおりである。

- (1) 天守台下にある御庭番所に宿直をして、非常のことが発生した際には拍子木を打って奥之番(小納戸役中の掛りの一つ)へ知らせる。
 - (2) 江戸城の近辺から出火して、將軍が城中から退去する際には、老中に直屬して、その指図によつて火消や目付その他の役人を奥向(中奥)へ呼び寄せるときの取り次ぎや案内を勤め、また、奥向へ不審な者が入らないように取り締まる。
 - (3) 御庭番の出役場所である奥向や御成門、天守台下、五十三間御門の辺へ職人等が入出する際には、奥之番の指図をうけて出入の人員改めや取り締りをする。
 - (4) 御台所や女中たちが吹上の御庭へ入る際には、奥之番について締りを付ける。
 - (5) 奥舞台において能が催される場合には、楽屋へ出役する。
 - (6) 若君が宮参をする場合には、奥之番の指図をうけて先番を勤める。
 - (7) 若君が五月幟などを立てる場合には、奥之番の手に附いてその掛りを担当する。
 - (8) 將軍が具足を新調する場合には、具足師の宅を毎日見廻つて、細工の出来方を掛りの小納戸頭取や奥之番へ報告する。
 - (9) 將軍が日光へ参詣する場合にはお供をして、夜中に宿所の勤番をする。
 - (10) 若君が京都の姫君と縁組をして、姫君が江戸へ下向する場合には、その御迎として差遣わされて、本陣の泊番を勤める。
- 家譜等の記録から、彼がこれら表向きの任務を誠実に果たしたこ

との一端を知ることができる。

例えば、天保六年十一月には御具足細工見廻御用を命じられ、同七年七月には見廻の精励により褒美を受けている。さらに、天保十四年の將軍家慶の日光参詣の歩行御供を勤め褒美を受けている。また、天保十五年の江戸城本丸炎上に際しその骨折りを褒められ、それに伴う普請の見廻についても褒美を受け、その上その労に対して別段手当を授けられている。

御庭番にはこのような表の任務の他に内密の御用があり、御庭番設立の目的が「専ら内々御用相勤罷在」とあるようにこれが御庭番の本来の任務であった。

内密の御用は「手続書」の中の「御庭番筋右者共申伝候儀申上候書付」に「享保 御代加納遠江守殿有馬兵庫守殿御勤役之頃より引続キ大岡出雲守殿御勤役中迄も他所并地回り御用向仰付候義者勿論私共より心付申上候風聞迄も笹之間御廊下御通り中申上度義有之候段申上候得は(以下略)」とあるように、

① 他所へ出掛ける遠国御用

② 江戸市中における地回りの御用

③ 御庭番の得た風聞についての上申があった。

内密の御用はその結果を書面にして報告しているが、その特質から報告書はほとんど現存していない。しかし、遠国御用については川村家文書の中の「御庭番御内々遠国御用被仰付廉書」に何時誰に御用が命じられたか記録されていること、御庭番家筋で新潟奉行、大阪町奉行等の遠国奉行を歴任した川村修就の「修就日記」に御庭番が遠国御用に出かけた記録があり、御用の中身は秘密であってもその発令は必ずしも秘密ではなかった可能性はある。また、内密の御用は御庭番の全てに命じられたわけではなく、遠国御用を命じられる御庭番のうちたびたび出動した者はその能力が高く優秀な御庭番だったと考えられ

表第1 村垣範正遠国御用 (深井『江戸城御庭番』表第2 「御庭番の遠国御用」から要約)

派遣年月	派遣地	同行者	記事
天保8年3月	大阪表	倉地久太郎	天保8年2月大阪町奉行所元与力大塩平八郎、大阪で挙兵。翌3月自殺。
天保9年3月	甲州	川村新六	天保7年8月郡内騒動起こる。同9年5月一揆勢断罪。
天保10年5月	東国、北国、東海道筋	和多田金七郎	天保8年7月諸国巡見使任命、翌9年2月～3月巡見に出発、10年2月巡見使処罰(『続徳川実記』・『柳営補任』)。
天保12年6月	出羽国・越後国	川村新六	天保11年11月幕府、「三方領知替」を発令する。庄内領民の反対闘争起こる。翌12年7月中止。
天保12年12月	常陸国	馬場滝三郎	天保12年11月水戸藩主徳川斉昭、哀情を幕府側衆新見正路に通じ、ひそかに將軍に近づかんことを望む(『茨城県幕末年史表』)。
天保13年10月	日光表	古坂勇次郎 野尻哲作	天保13年2月幕府、將軍の日光社参(翌14年4月)を布告する。同年6月日光奉行より、翌年の將軍社参を控えて日光取締改革の書付が出る。天保14年4月將軍家慶、日光社参(『日光市史』中巻)。
天保14年12月	上方筋	野尻哲作	
弘化元年4月	常陸国	野尻哲作 明楽八五郎	弘化元年5月幕府、水戸藩主徳川斉昭の藩政改革の行過ぎに対し、致仕謹慎を命ずる。そのため、藩政改革挫折する。(瀬谷義彦・豊崎卓『茨城県の歴史』)。

る。

村垣範正は御庭番として天保二年から弘化二年の勤務中、表第1(前頁)に示すように八回その任についている。

村垣に与えられた遠国御用のうち、その任務の発令が明らか(但しその探索結果は不明)なのは天保十二年六月の出羽国・越後国への御用である。この御用は天保十一年十一月に武蔵川越、出羽庄内、越後長岡の三大名間の領知替が発令され、その後天保十二年七月に將軍により中止の決定がなされた時、この領知替の決定を主導した老中水野忠邦の建白に依る形で出羽国庄内の調査について村垣及び川村新六に命じられたものである。

藤田覚の研究によると、側御用取次新見正路の日記(以後「新見日記」と称す)に遠国御用の命じられた状況が次のように記録されている。

「新見日記」天保十二年六月十日の条に

「一(上略)、御年寄衆寄段申上候て、御用部屋え参、致案内、

定例之手続にて被召出、御用有之、(下略)

一御庭番川村新六・村垣与三郎遠国御用被仰出候間、兩人明日

呼出し、申渡候様被仰付候間、呼出し之義倉地久太郎より

相達ス、

一庄内一件二付、越前守殿建白之書取、一通者直々御返し相成、

一通者御見合ニ被遊度間、扣いたし候上、明日差上候様被仰

出候段、一同え申述ル、」

とあり、続いて同月十一日の条に

「一昨日達置候通、川村新六・村垣与三郎罷出候間、北廊下にて逢、

遠国御用被仰付候間、用意可致旨申達、御用先者庄内にて、

御急之事ニ候間、其心得にて伺事等手回しいたし被申聞候様

相達、兩人共御請申聞候間、入御聴置、

一右罷越之上、探索いたし候廉書いたし、入御覧候所、右之通

にて宜旨被仰出、」

と側御用取次が將軍の意を受けて遠国御用の申渡しを行っている。さらに御用の内容について將軍に報告している。このように御庭番への内密の任務は將軍に直結している。

次に同月十二日の条に、

「一川村新六・村垣与三郎罷出、於北廊下において逢候處、此度之御用日積等、梶野土佐守・明樂大隅守等え打合、取調候處、」とあつて、御庭番の長老が遠国御用の日程の相談に与る等、御庭番の任を離れてからも、御庭番家筋として御庭番の職務に深く関わりあっていることを物語っている。

村垣たち二名が御用を終えた後の「新見日記」七月十三日の条に

「一庄内一件風聞書一封、新六・与三郎差出、請取、入御覧候處、

越前守登城候ハ、相下候様被仰付候間、例通名前切取置、」

十八日には

「一清六・与三郎道中筋風聞書差出ス」

さらに八月四日には

「一村垣与三郎新潟拔荷等之義二付、再風聞書差出、請取、」

とあり、遠国御用本来の調査報告に加え、その道中において見聞したことがらを道中風聞書として報告している。この時、新潟における密輸に関する風聞を併せて報告している。

内密御用には地回りの御用もあり、これは江戸近辺に関する内密の調査であつて、役人の風聞聴取をはじめ幕閣にまで及ぶ内密の調査を行い將軍に報告している。

深井雅海の『江戸城御庭番』によれば「新見日記」天保十二年七月二十九日の条に「村垣与三郎(小十人格御庭番)・馬場滝三郎(添番格御庭番)差し出し候御納戸御取り締り方宜しからず旨の風聞書、(將軍へ)「お聴きに入れ候處、」という記事があり、これによつても村垣が内密御用を勤めた一端を知ることができる。

第三節 御庭番家筋

御庭番家筋は前述のように將軍に直結し内密の御用を勤め、代々御庭番として召出される特別な家系であり、その特殊性は、次に示す川村家文書にある、寛政元年十二月十六日付の側御用取次加納遠江守から御庭番家筋面々二十七人へ宛て申し渡された「上の御尊之事」によって示されている。

「一老中始諸旗本御家人之沙汰

一 御殿向を始江戸在々國々異國までも風説

右等之趣其虚実不及相糺一言一句之事たりとも耳二入候儀人別ニ書記可被差出候尤彼是釣合等被相考被認兼候義は私之沙汰ニて左様之義御庭番之家筋ニは有之間敷候得共聊以無遠慮相記可被差出候

右極秘之御主意ニ候事」

これは將軍家齊が極秘の意図を御庭番家筋の者に示したものであり、彼らは御庭番の職を離れていても、將軍に対し老中、旗本を始めとし異國の情勢についてまでの風説を耳に入れるよう指示したものであつて、彼らが將軍の目となりと耳となり將軍の座の安定のために働いていたことを示すものと考えられる。

この他にも次に示すように御庭番家筋の者が御庭番を離れた後にも遠國御用に関わっている例を「九州御用之節手留」に見ることが出来る。

この手留の万延元年六月二十八日の条に

「一今日 御本丸当番ニて罷在候^(倉地、賄頭)久太郎 西丸当番ニて面談之義候間相廻り候様、与八郎^(和多田、小大倉御庭番)を以申来候ニ付良刻相廻候^(伊豆)處、今朝丹波守、久太郎江御逢ニて御庭番遠國被 仰付候ても、此節御人少之折柄御差支も無之哉之旨被相尋候ニ付、遠國御用は御庭番第一之御用柄故、聊御差支無之旨申上候處、(以下略)」

とあり、御庭番筋の者が内密の御用の実施に深く関わっている。

さらにこの御用を終えて帰府した川村脩正は、彼の父親^(一六)、御庭番筋の明樂八郎兵衛及び倉地久太郎へ御用の報告書の添削を頼むとともに、米國から帰國直後の村垣範正にも添削を依頼している。

手留からその一部を示しておく。

「十一月三日

一 中國・九州筋之調昨日出来、銳三郎^(明老)夕より村垣^(談路寺)へ持参、

一 濟、存寄無之由ニて直ニ持帰り、(以下略)

十一月十日冬至

一 大阪一体之調出来、父上様^(川村老候)御加筆濟、夕刻より村垣^(談路寺)え持参候處、今晚差置候様申ニ付、差置帰る」

御庭番は遠國御用の任務にはじめて就くときには、「此度隱密御用被 仰付候は、以来共御用之筋親子兄弟たりとも一切他言仕間鋪事」で始まる起証文を提出してるが、実態は任務を全うできるよう御庭番家筋の中で支えていたことがこの手留からわかる。

ここに掲げたように村垣の御庭番としての働きはきわめて断片的な史料のみによつてしか知ることができないものの、彼が御庭番として有能であり、將軍の目として耳として、將軍の意思や方針の遂行に必要な情報の入手に務めていたことが示されているととらえてよいであろう。

川村脩正の手留に見えるように、村垣が遣米使節の任務を果たした後も御庭番の職務に密接に関与していること、賄頭の職にあつた倉地久太郎が遠國御用に差し出す人選に関与したこと、前出「修就日記」天保十四年正月二十二日の条に御庭番家筋の梶野良材と川村修就の両名が御庭番高橋与五郎へ遠國御用を仰付かるよう上申した事が記されていること及び倉地と同様に賄頭になった御庭番家筋の川村修富が賄頭就任の時に起請文前文に

「今度賄頭被 仰付弥御為第一奉存聊以御後闇儀無之御賄方之儀随

分念入御用致大切不遣候て不叶儀は格別何ニても費無之様常々入念堅く可申付候自然御隠蜜之儀承候一切他言仕間敷事(以下略)と書いていたことから見ても、村垣が御庭番から出世し賄頭や勘定吟味役を勤めていた時にも御庭番の任務遂行に關与していたと考えることができる。

村垣は賄頭から勘定吟味役に補任され海防掛、蝦夷地御用あるいは箱館掛として勤務し御庭番とは無関係に見える職を遂行している。しかし彼は補任直後の御禮の途中に、その後任の賄頭について「但馬殿え御禮申上、且久太郎(前出、御庭番家筋「倉地久太郎」当時西丸賄頭―筆者注)跡役繰上、西丸ハ明切ニて可然候申上」ていて、その翌々日には「本郷丹後殿え倉地之儀申上」ている。さらに倉地久太郎が賄頭に補任されると「丹後殿え久太郎之御禮申上」ている。村垣が同役の補任に同行して礼を述べることはあるが、倉地の例のような自分の後任に關して補任の願や礼をする例は御庭番家筋以外には見あたらない。

その他に、蝦夷地見分中の嘉永七年八月に御庭番家筋の川村修就の大阪町奉行就任に対し歌を添えた悦状を贈る等こまめに書状を交換している。同様に御庭番家筋の明楽八郎右衛門と書状の交換をしたり、登下城の途中明楽宅への立ち寄りを頻繁に行っている。

これは、御庭番の現役を離れても御庭番家筋の結束を示すものであり、前述のように万延年間に倉地、川村、明楽及び村垣が御庭番の遠国御用に関わっている例からも、御庭番家筋は結束して將軍の情報源として勤めていたことが窺われる。

彼の『公務日記』には前掲の遠国御用に就いた川村脩正が尋ねてきたことや報告書の添削をしたことなどは記していない。その一方で私的な記述が極めて少ない『公務日記』の中にあつて、御庭番家筋の家の訪問という私的な行動と考えられる記事がたびたび出てくる。また勘定吟味役就任まもなく蝦夷地見分に出かけた時「下役鈴木孫四郎御

普請役副田元右衛門兩、南部地内探之儀申上」とあり、御庭番の延長とも考えられる行動をとっている。これらのことから『公務日記』の背景には御庭番筋の結束の堅さと、御庭番の耳目が潜んでいることを念頭に置いておく必要がある。

注

(1) 『初代新潟奉行川村修就文書五／新潟市郷土資料館調査年報一六』新潟市郷土資料館、一九九二年(以下他の号及び(7)も含め「川村家文書」と略記する)に収録。川村修就の日記によれば、この文書は川村の指示により村垣がまとめたとされている。

(2) 要約等に当たり深井雅海『江戸城御庭番』(中公新書)中央公論社、一九九二年、44・49頁を参照した。

(3) この十七家は享保元年から享保三年の間に紀州藩から將軍直参の御庭番となったが、御庭番の呼称は享保十一年になってからのことである。

(4) 前掲『江戸城御庭番』41頁。

(5) 「徳川幕府御庭番の基礎的研究」『徳川將軍政治権力の研究』第三編第三章。

(6) 前掲『徳川將軍政治権力の研究』386・389頁。

(7) 国会図書館蔵『川村家文書』マイクロフィルム版、リールNo 11第四三一号文書

(8) 幕末期最後まで御庭番であつた川村帰元によれば「本丸の御庭番でも、生涯、内密御用をいたせぬ者がございます。御庭番という、ことごとく探索筋をいたすように誰も思っておりまして。その御用をいたしませぬというものは、まず出ましても半年と一年も務め、長い者は二年も三年も務めて、全くあの者は正しくしており、精勤をいたすから、内密御用を仰せ付けられ

- て差支えはあるまいという所から、務めている者が、ぼつぼつ下働きに使うので。」と述べている。(旧事諮問会編『旧事諮問録』下巻(岩波文庫)、岩波書店、一九八六年、223、224頁)。
- (9) 藤田覚『新見伊賀守正路日記』と三方領知替中止前後の幕閣『東京大学史料編纂所報』第二一号、一九七七年、11、22頁にその経緯が示されている。
- (10) 藤田覚 前掲研究、なお本論文の中では引用文献中の変体かなは現代かなに置きかえた。
- (11) 村垣与三郎は村垣範正の幼名。
- (12) 老中水野忠邦。
- (13) 共に御庭番家筋の者で当時広敷用人。諸太夫まで出世した七名のうちの一人である。
- (14) 『江戸城御庭番』65頁。
- (15) 『金鯢叢書』第二五輯、平成一〇年117、134頁収録。この手留を記録した川村脩正は前掲『旧事諮問録』205、247頁の「御庭番の事」において諮問に答えている川村帰元である。
- (16) 初代新潟奉行等を務め諸大夫まで出世した七名の内の一人である川村壱岐守修就。
- (17) 前掲川村脩正の手留七月十日の記事。
- (18) 小松重夫『旗本の経済学』192頁所収の川村修富の手留。
- (19) 『公務日記』嘉永七年正月十六日の条。
- (20) 同 同年正月十八日の条。
- (21) 同 同年四月七日の条。

第三章 勘定吟味役

第一節 勘定吟味役

御庭番を終えた村垣は細工頭、賄頭を経て嘉永七年正月十四日老中阿部正弘から

「御勘定吟味役被 仰付、勤務候内、並之通御足高御役料被下之」と申し渡された。村垣の勤めた細工頭及び賄頭ともに徳川幕府の財務関連職務であり、村垣は引き続き財務官僚として勤務することになった。『村垣範正履歴明細』によれば細工頭勤務中四度、賄頭勤務中一度経費節減の功績により拝領物を授けられており、財務官僚として能力を発揮したことが窺える。

同日、彼は阿部老中から

「海岸防禦筋之御用取扱、且又松前蝦夷地之御用被 仰付、彼之地え被遣候儀も有之候」

と申し渡されている。ここで申し渡された任務によつて、村垣は蝦夷地の経営及び外国との関わりを持つことになった。村垣にとりこの補任期間中は、勘定吟味役本来の勤務よりも幕末における重要な任務である海防掛及び蝦夷地御用が主体の勤務となり、この後箱館奉行及び外国奉行として幕府の中樞において働く足がかりとなった。

村垣の勤務の主体となる海防掛や蝦夷地御用は勘定吟味役に付加された形をとっていることから、まず勘定吟味役本来の職務について考察しておく。

勘定吟味役は、天和二年に始まり幕府財政の監査・監察を主たる目的とする職であつて、正徳二年の「御勘定吟味役勤方之覚」によるとその職掌は

「一、御料御取毛収納、并御代官勤方吟味之事

一、諸國納米運漕吟味之事

一、御料堤川除、其外地方に付御普請吟味之事

一、諸國金山吟味之事」

とある。そしてこの任務を全うするため、下勘定所、竹橋倉庫、蓮池金藏、材木藏等の監督を併せて行つた。

また、勘定吟味役は監察機能を持つていことから、勘定奉行より権限を持つてい部分があつた。

勘定吟味役はその任に就く時に誓詞の提出を求められていて、この誓詞の起請文前書に、村垣の勤務態度を知る上で留意をすべき点が記されているのでその一部を示しておく。

「一、私領相渡候節、知行割儀少も無_ニ依怙最_ニ眞吟味可_レ仕候、縦令何方より頼候儀申来候とも一切受合申間敷候、若無_レ據儀於_レ有_レ之者、御老中方へ相伺可_レ受_ニ差圖_一事

附、御料并私領方論所之公事檢使差懸り候節、委細入念吟味可_レ仕事

一、御威光を以私之奢不_レ仕、非儀申懸間敷事

一、親類縁者由緒有之面々之外より、金銀、米錢其外何にても受用仕間敷事

附、妻子家來迄堅受用爲_レ仕間敷事

『公務日記』では勘定吟味役に就いた六日後の正月二十日に初めて「今日は御張紙評議有之」という記述がなされていて、これが勘定吟味役としての初仕事であつたと思われる。

同年同月二十六日の条に「一出掛下勘定所え相超ス、一去丑十二月、月帳自分見改、岩太郎へ廻す」とあるのをはじめ、この頃の日記の処々に勘定所の見廻りや、月締め帳簿調べの記事があり、また安政三年正月から二月にかけて東海道川筋の普請見分を実施する等、海防掛、蝦夷地御用を勤めつつ勘定吟味役本来の職務にも精を出していたことがわかる。

これら勘定吟味役としての職務は、与えられた仕事を着実にこなし、幕府財政の監察機能を勤め、実務官僚として規定に則り業務を遂行す

るものであり、『公務日記』に表れる村垣の勤務から、福地源一郎が「いささか経験を積みたる」人物と評するように、村垣が勘定吟味役として経験を積み重ねていることがわかる。

勘定吟味役は金穀の出納について権限を持っていて、安政二年五月二十五日には「内海御臺場御普請并大筒鑄立大船其外御船製造之御用被仰付」との命令を受け海防の具体的な整備にかかわることになり、西洋式銃砲の調達や船舶の建造にあたり、これらに関する出納を勘定吟味役の目で細かく記述し財務官僚としての観点から職務を遂行していることがわかる。

また、安政年間の初期には大地震災害が多発し、地震被害の復旧が幕府にとつて大きな負担となつた。村垣は安政元年十月二十九日に「諸國川々御普請御取締之儀取扱、植物掛」を命じられ、さらに同年十二月八日には「江戸本所深川橋々掛」と「御儉約筋之儀取扱」を命じられ、被害復旧に関わる出納の見積、できばえの見分に精を出し勘定吟味役として尽力している。

村垣が勘定吟味役の立場を理解し職務規定に忠実であつた顕著な例として、村垣が蝦夷地見分の途次、南部藩からの贈物に対し「二本松領え入、至て叮嚀之取扱、府内固等嚴重也、以使者國産之品并肴贈物有之、断返却致ス」と記している。（津軽藩にも同様の対応をしている。）これは「南部目付留守居宿へ來り面會、東海岸見分之儀ニ付伺書兩通出ス」とあるように、蝦夷地見分の任務の中に南部藩に対する見分が含まれていて、村垣は勘定吟味役の規定に従つて対応したと考えられる。同様に安政二年十月に東海道筋の川普請見分の途次においても、見分地域に含まれる藩の領主から金品の贈物がありこれを返品している。このように村垣は任務あるいは幕府の規定に忠実に従う人物であつた。

しかし、任務を終え帰府後改めて津軽藩からの申し出に対し、阿部老中に報告し受領の許可を得ている。

これから見ると村垣は規則には従うが、上司に報告のうえ柔軟に対応することができる人物であつて、この上司の指示を仰ぐ姿勢が信頼を受け、御庭番筋の出世頭の一人となつた理由の一つであると考えてよいのではなからうか。

これについては、後年箱館奉行として、アメリカ官吏ライスの個人的贈答について幕府へ報告をしていることから言える。

しかし彼の勘定吟味役としての任務遂行中の『公務日記』には外国関係や蝦夷地の関係の記事が多く記されていて、村垣には海防掛及び蝦夷地担当としての働きが期待され本人もそれを自覚していたことがわかる。その例として蝦夷地見分への行程中嘉永七年四月十九日の条に

「海防掛り之儀ニ付、兼て達しハ不致候得共、通行掛見分いたし、津軽領も臺場有之候ハ、見分之積り、」

と記していることを挙げることができる。

村垣にとつて勘定吟味役としての職務執行が規則を墨守すべきようなものとはいへ、村垣に与えられた銃砲の製造や大船の建造掛等は従来からの継続的な仕事ではなく、激変する対外的環境の中で新たな対応を求められるものであり、財務面からの仕事を含め、それが可能な人物として村垣は勘定吟味役に補任されたところであつた。

以上に考察してきたことから村垣にとつて、勘定吟味役への補任は海防掛として働かせるためのものであつたと考えてよい。

第二節 海防掛

村垣が命じられた海防掛は、弘化二年に始まり安政五年の外国奉行の設置をもってその任務を終えるまでの十二年間にわたつて設置されていた。長尾政憲によれば、江戸湾を中心とする近海防備に対応する前期とペリー来航以降の事態に対応する後期に分けることができ、村垣が海防掛として働いた時期は後期に当たる。

表第2 阿部老中を支えた海防掛の有司（原剛『幕末海防史の研究』331頁から引用）

	嘉永元	2	3	4	5	6	安政元	2	3	4	5	6
筒井政憲 （肥前守）							7/24 ×			正/22 ×		12
		西丸留守居					×	大目付		×	繪奉行(没)	
石河政平 （土佐守）								8/9 ×		6/22 ×	7 免	
		勘定奉行						一橋家老		×	側衆	
松平近直 （河内守）										7/24 11/23 ×	田安家老	辞
川路聖謨 （左衛門尉）				6/24 ×	9/10 ×						5/6 ×	8/27 免
		奈良奉行		大坂町奉行				勘定奉行			西丸留守居	
水野忠徳 （筑後守）		7/28 ×			4/15 ×	4/28 ×	12/24 ×			12/3 ×	7/8 ×	8/28 ×
	使番	先手弓頭			浦賀奉行	長崎奉行		勘定奉行		田安家老	外国軍艦奉行	
岩瀬忠震 （修理・肥後守）		?				10/8 ×	正/22 ×				7/8 9/5 ×	8/27 免
		小姓組				徒頭		目付			外国奉行	作事奉行
永井尚志 （岩之丞・玄蕃頭）		?				7/20 30/8 ×				12/3 ×	7/8 ×	2/24 8/27 免
		小姓組				徒頭		目付			勘定外国軍艦奉行	
堀利熙 （織部・織部正）		?			閏2/10 ×	5/14 ×	7/21 ×				7/8 ×	
		小姓組			徒頭		目付	箱館奉行			外国奉行	
井上清直 （新右衛門・信濃守）							正/24 4/1 ×				7/8 ×	2/24 ×
		勘定組頭					格 勘定吟味役	下田奉行			兼外国奉行	小岩清奉行
大久保忠寛 （右近将監・伊勢守）		?					2/30 5/9 ×			正/22 4/15 5/15 ×	2/26 6/24 ×	8/28 免
		小納戸					徒頭	目付		長崎奉行	幕府禁裏京都西丸留守	
村垣範正 （与三郎・淡路守）			9/12 ×				正/14 ×		7/28 ×		10/9 ×	
		細工頭					勘定吟味役			箱館奉行	外国奉行	
竹内保徳 （清太郎・下野守）					閏2/28 ×		6/30 ×					
		勘定組頭					勘定吟味役	箱館奉行				

海防掛は阿部正弘が老中筆頭となった弘化二年に設けられ、阿部老中は対外政策推進の原動力としての働きを期待できる人物を海防掛として抜擢を図った。『阿部正弘事蹟』によれば、村垣の海防掛任命(嘉永七年正月十四日)前後に阿部老中に抜擢された岩瀬忠震、永井尚志が目付でありながら海防掛専任に近い形で勤務していることから、同時期に海防掛に就いた村垣も阿部が抜擢した人材の一人として見てとることができる。

村垣が海防掛として働く後期は、ペリー来航、それに伴う日米和親条約の締結そして開国へと政治環境が大きく変化していった時であり、阿部老中が海防掛を活用して軍事改革、蝦夷地開発あるいは経済改革といった政策を推進していった時であった。

後期の海防掛は、老中、大目付あるいは留守居の外に、勘定奉行三名、勘定吟味役ほぼ三名、目付五ないし六名の有司で構成されていた。

海防掛経験者を含め阿部老中のもとで活躍した有司の例の一部を表第2(前頁)に示す。この表のうち、箱館奉行、神奈川奉行及び外国奉行として共に働く水野、竹内及び井上は勘定方の職務から、岩瀬、堀、永井は目付の職務から外交問題の処理に当たっている。

これらの有司の中で岩瀬及び永井は生家が家康以来の旗本であり彼等は養嗣子であり部屋住が長く出仕は遅かったが、二人は学問の道で秀でていてその力量を認められ、海防掛目付となった。堀は兄の死により惣領となったこともあり二十歳で出仕し三人のうち一番早く海防掛目付を命じられた。堀も学問に秀でていて岩瀬、永井と同じく昌平校の本試に及第している。

勘定方の水野は岩瀬や永井同様に養子で部屋住からの出仕であったが、ペリー来航前に既に奉行職に就いていた。井上はここにあげた者の中では出自が低く、長く勘定奉行所の留役として下積勤務をしていたところを認められ、村垣より約一年遅れて勘定吟味役海防掛に補任された。竹内は旗本として順当に出世し、ペリー来航時には既に勘定

吟味役の職にあった。

村垣は御庭番家筋では出世頭ではあるが、これら有司の中で村垣の出世は特に目立っているように見え、竹内と同様に経験を積みねた結果の補任という印象を与え、福地の評にあるように、いささか経験を積んだ能吏と評されるのも理解可能なところがある。

これらのうち岩瀬や永井は目付補任直後に、井上は勘定吟味役補任直後に、海防掛専任となり、外国関係の職務に従事することになる。村垣も海防掛として外国関係の職務につくが、すでに見てきたように勘定吟味役としての職務を果たしていることから、財務官僚的な能力をもって沿岸防備、蝦夷地開発についての働きが期待されていたと考えてよいであろう。

村垣の海防掛としての最初の働きが蝦夷地防衛に関わるものであり、勘定吟味役へ補任された当日に彼は蝦夷地御用を命じられ、同時に「彼の地え被遣候儀も可有之候」との指示もあった。これからみると村垣を蝦夷地へ派遣することは既定の方針であったことがわかる。そして阿部老中から蝦夷地へ同行する目付を誰にするかとの下問に対し堀利照を上申し、彼と蝦夷地へ派遣されることになったことからみて、阿部老中が村垣に注目していたことが窺われる。

ところでこの時期、なぜ幕府は蝦夷地に注目をしていたのであろうか。

村垣はこの蝦夷地見分以降箱館及び蝦夷地に深く関係を持つことになることから、次章において、幕府が注目した蝦夷地に関する村垣の職務について考察を行い、その後、海防掛の主たる任務であった外交に関する村垣の職務について検討していく。

注

(1) (2) 『公務日記』嘉永七年正月十四日の条

(3) 『國史大辭典』には勘定吟味役は「天明八年(一七八八年)に廃

止され、寛政七年（一七九五年）に再配置された」とあるが、大蔵省編『日本財政経済史料』四巻、財政経済研究会、大正一年、66頁には寛政元年三月の記事として、勘定吟味役の起請文前文が記載されていることから勘定吟味役の中断の有無を断定することはできない。

(4) 前掲『日本財政経済史料』第四巻63頁。

(5) 松平太郎『江戸時代制度の研究』武家制度研究会、大正九年、986頁。

(6) 『國史大辭典』によれば『勘定奉行とその属吏に不正があれば直ちに老中に開陳する権限があり、勘定奉行は勘定所での経費の決定にその賛成を必要とし、（以下略）』とあり、『旧事諮問録』上巻67頁には「勘定方から転役をさせるといふことを勘定奉行へ申し立てるときは、勘定奉行・吟味役の兩名連印しなければ転役をさせぬのであります。兩名連印しなければ上でお取り上げにならぬのであります。そうして吟味役支配の転任の時は勘定奉行の連印はいりません。たいそう吟味役に権をつけたものであります。」とある。

(7) 『日本財政経済史料』第四巻67、68頁。

(8) 福地源一郎『懷往事談』行人社、昭和六〇年、44頁。

(9) 『公務日記』嘉永七年四月七日の条。

(10) 同 同年同月十三日の条。

(11) 同 安政二年二月二十三日の条に「津輕越中守より狗脊織二反肴料二百疋かたくり一箱、領分通行之節差返し候所、御用濟之廉以、相贈候二付、伺書昨日彌太郎を以、伊勢守殿え上ル、受納可致旨被仰渡（以下略）」とある。

(12) 同 安政五年正月六日の条に「ライスからの挨拶として贈られた時計等の返礼として「青貝蒔繪料紙硯遣ス、小遣フレイタ呼出し二付、同人え香箱壹ツ遣ス、何れも自分物也」とあり、同月

二十二日の条の御用状として「ライスより贈物返謝之儀二付、申上候書付、置時計・鏡也返礼青貝料紙硯」とある。

(13) 長尾正憲「安政期海防掛の制度史的考察」『法政史学』第三三巻、法政史学会、昭和五六年、43頁。

(14) 村垣の海防掛任命にやや遅れて正月二十二日永井尚志、岩瀬忠震が海防掛を命じられている。この二名は堀利熙、井上清直、水野忠徳等とともに外国奉行となる有司であつて、『阿部正弘事蹟』（續日本史籍協会叢書）東京大学出版会、昭和四五年、第三十二章人材登用の項に阿部の抜擢した人材として名前が上げられている。

(15) 阿部が海防掛の目的としたところは、彼が嘉永元年六月五日に徳川齊昭に提示した意見書によつて理解できる。意見書は『阿部正弘事蹟』二（續日本史籍協会叢書）東京大学出版会、昭和四五年600・605頁の「阿部正弘意見書」を参考とした。

(16) 前掲「安政期海防掛の制度史的考察」46・47頁。

(17) 『公務日記』嘉永七年正月二十一日の条。

第四章 蝦夷地

第一節 蝦夷地見分

村垣が蝦夷地に深く関わることとなった最初の任務として目付の堀利熙と蝦夷地見分に出かけたのは、嘉永七年一月にペリーが再び来航し、同年三月三日に日米和親条約が締結され我国が長崎以外の港を外国に開くことを約した直後のことである。この条約で箱館の開港時期を条約締結の一年後とされ、村垣たちが蝦夷地見分を命じられたのは箱館の開港準備を急がなければならぬ時期であった。

ペリーの来航は、当時北太平洋に進出していた米国の捕鯨漁船にとり薪水補給、遭難船の救助に必要な場所として日本列島が格好の位置にあり、その上、交易の対象としての中国への中継地としても日本が重要な位置にあることから、日本の港を米国の手中に押さえておく必要に基づくものであった¹⁾。

また、ロシアも北太平洋から東アジアにおける交易や樺太への進出を企て、ロシア人を樺太へ上陸させ砦の構築等を行う²⁾等、わが国北方における脅威となっていた。

これ以前、幕府はロシア人の蝦夷地立入や蝦夷人（以後「夷人」と略す）暴動等への対応として寛政年間に東蝦夷地を幕府領とした。そして文化年間にはロシアとの間の人質事件等の緊張があり、幕府は蝦夷地へ役人を派遣しその報告をもつて、西蝦夷地も幕府直轄地とし、対ロシアの警備の強化を図った。その後、異国船の動きが静かになったことにより文政四年十二月蝦夷地を松前藩に戻していた。

ところが、嘉永年間に入るとロシアのみならず当時の列強諸国の船舶が再び日本近海に現れるようになり、幕府は蝦夷地の警備強化に注目するようになった。

このような状況の下で、村垣はペリーが再び来航する前日の嘉永七年（十一月に安政と改元）正月十四日に勘定吟味役に補任され、蝦夷

地御用取扱を命じられるとともに、蝦夷地への出張もあり得るとの命を受けたのであった。

このことは幕府はペリーの再来航前に米国の要求する開港を決心していた、その候補地として箱館もあり得るとしていたことを示すものである。条約交渉は三月三日に決着し、村垣は三月二十七日蝦夷地へ向け堀とともに出発した。

この見分は村垣が蝦夷地と深く関わる第一歩となったものであり、本節では村垣が蝦夷地見分によつて幕府の蝦夷地対策に果たした役割について考察する。

蝦夷地見分に堀が同行することになったのは、『公務日記』同年正月二十一日の条に「伊勢殿え松前蝦夷地之儀ニ付見込之趣申上、且御目付壹人被 遣候様、尤見込御尋ニ付織部（堀―筆者注）を申上ル」とあるように村垣が堀の同行を推薦し、翌日には堀へ「松前蝦夷地御用被 仰付、彼之地え被遣候儀も可有之旨」達せられたことによる。

これに先立ち村垣は堀と内談³⁾を繰り返して、老中の下問に迷うことなく堀を選んだと思われる。この後村垣は堀とともに蝦夷地及び外交関係の職務を遂行することになる。

『公務日記』嘉永七年正月二十三日の条によれば、蝦夷地への出発に当たり、幕府応接員の長崎におけるロシア使節プチャーチンとの応接記録、祖父村垣定行の蝦夷地見分時の書類の写の作成や、樺太へのロシア人上陸の風聞書の閲覧を行うなど見分のための準備を進めていて、村垣の周到な面を見てとることができるとある。

この見分は江戸を同年三月二十七日に出発し十月十日に江戸へ帰着する約八ヶ月（この年は閏七月があった）の行程であり、箱館到着後、村垣は堀と見分の手順について検討を行い、手分けをしつつ北蝦夷地（樺太）まで足を伸ばし、本蝦夷地（現在の北海道）と合わせて見分を行った。見分から箱館へ帰着後、村垣及び堀の両者で見分の報告書作成の検討を行い、「松前蝦夷地惣見分仕候趣大意申上候書付⁵⁾」を

作成し、同年十月二十八日付で阿部老中の手元へ進達されている。

この書付には、蝦夷地の警備等の現状とその改善のための政策提言が記されている。

その要点は蝦夷地の現状として、

- ・ 蝦夷地の警備は手薄である。
- ・ 材木鉱物の産出が可能である。
- ・ 漁場として格別である。
- ・ 牧牛馬に適している。

・ 夷人の虐待や外国人による拉致がある。

を挙げ、その対策として蝦夷地の警備の強化の必要性を説き、

- ・ 蝦夷地を幕府直轄地とする。
- ・ 経済を独立させる。
- ・ 屯田の制を設ける。
- ・ 夷人を撫育し外国に寝返らせない。

という政策提言を行っている。

この文書の作成について、守屋嘉美によると、蝦夷地見分報告書は、堀に随行した平山謙次郎が、堀の命により起案し、堀が作成したものであるとして村垣の関与については重きを置いていない。

『大日本古文書幕末外国関係文書』（以後『幕末外国関係文書』と称す）第七巻補遺二九号文書（報告書の下書き―筆者注）によれば、平山が作成した案に主として堀が文書に手を入れていて、村垣は一部に下げ札を付けているのみであり、この文書だけをとらえると村垣の関与は少ないようにみえる。

しかし、『公務日記』によれば八月二十日から九月九日の間二人はたびたび用談を行っていて、九月八日には下書きが堀から回ってきている。また、村垣が幕命により急ぎ帰府を命じられ、その帰途、風待ちの船上に平山が訪問して、報告書案を村垣に示している。

村垣は『公務日記』同月十日の条に「謙二郎入来、蝦夷見込之儀論

談盡し置」と記し、その結果を得て、平山は十九日に案の作成を終え堀に提出している点から見ると、守屋の述べるように平山が案を作り堀に提出している点は間違いないものの、村垣と手分けしての見分やここに述べた経緯からみて、見分の報告書に村垣が深く関与していたことは明らかで、守屋の述べるところには同意しかねる。

この松前蝦夷地の見込の他に、両者連名の「北蝦夷地御國疆見込場所申上候書付」、村垣単独の署名による「箱館市中并近在見分^イ之件」の二件の報告書を提出している。

「國疆見込場所」の書付は、北蝦夷地の見分を行い、ロシアとの国境とすべき地域を意見具申したものである。『公務日記』では樺太エシルモコマフ逗留中の六月晦日の条に

「當所數日逗留ニ相成、日々談判いたし候處、境界之場所ハ、ライチシカ山之劍を、東はトツソ之絶壁、此山脉を堺といたす外ハ無之、」

とあり堀とともに見分の成果を熟慮した上での結論であり、ここでも村垣が見分において重要な役割を果たしていたことが示されている。つまり守屋の説が必ずしも正鵠を得ていないことの証左といえる。

この報告書の中で、国境を定めるに当たり重要な事項として地形の外に、

「夷種風俗地形等ヲ以、御國疆分界合考仕候處、フヌブ、ホロコタ^ン迄ハ撫育を加え其上年貢相收、夫より奥地ハ、人種風俗言語等も相替り候儀ニて、殊更同所邊より先々ニ至り候ては、別て^テ互寒窮陰之地ニて、五穀其外相熟し可用土地柄ニも無之、たとひ如何様御手廣ニ相成候とも御備向手薄ニ被差置候ては、後來之御禍患難計只今之御時勢此度見分仕候所ニては、本蝦夷地の方寸時も御油断相成間敷、右御警衛御教育を以て御急務と被為成候方、御相當之御手順と奉存候」

と、地形の險阻と居住住民の違いを境界の設定根拠とした上で、本蝦

夷地における警備の重要性和夷人の教育の必要性を訴えている。

そして、夷人の撫育教育について、「松前蝦夷地惣見分仕候趣大意申上候書付」の中で

「夷民とも懇望罷在候折柄、外國之船々渡来遊歩等に托し、此地の容子夫々偵察仕候上は、天理を表と致し、荒撫を開き、人種を繁殖なし、撫育を加ふると唱へ、夷民を手懐け、其欲する所を與へ、追々誑誘致し候は、元より彼我の辨もなき蝦夷共に候得は、支配人番人等之惨毒を免れ候を幸い存し、聳動歸服可仕を必然之勢に有之」

と憂慮し、

「一舛蝦夷人種寒苦飢餓不堪へ、水陸の劍阻に馴れ、強壯健實天性に備り、教育法を得候時は、一廉の御固メとも可相成者ともに有之」

と、夷人たちは日露いづれに帰属しているとの認識を持っていないことから、蝦夷地の領有のためには夷人の教育撫育が重要であることを説いている。

これは後に触れるように、村垣の夷人撫育との深い関わりの始めとなる提言である。

村垣たちの蝦夷地見分中の嘉永七年六月二十六日に、幕府は開港に備え箱館及びその周囲五里の範圍を松前藩に上知させ、六月三十日に箱館奉行を設置、竹内保徳を初代の奉行に補任し、引き続き七月二十一日に在蝦夷地の堀を箱館奉行に補任した。

これに伴い幕府から蝦夷地見分中の村垣たちに、奉行役宅、役々用住居の取調の指示が有り、見分を終え先に箱館に帰着していた村垣はこれに答え、前記の「箱館市中近在見分」の報告書を上申した。

この中で、村垣は箱館及びその近辺の地勢、風俗を見分し、奉行所建物、役々の居住場所について上申する。またこの時の箱館及び周辺の上知は開港時のアメリカ人の遊歩地域であるが、将来は外国船が輻

輳し、遊歩地域を越えて外国人が出入りするおそれがあり、さらなる警備の強化が必要であることを、「松前蝦夷地惣見分仕候趣大意申上候書付」で上申をし、蝦夷地全体の上知の必要性を説いた。さらに蝦夷地警備の司令部ともなる箱館奉行所の固めの必要性を説き、亀田村に堅固な奉行所の建設を上申している。この上申が箱館五稜郭の建設となつて実現されることとなる。

村垣たちによる蝦夷地の幕府への一括上知についての報告書に対する幕府の評議結果のなかに、

「下野守（竹内保徳―筆者注）一名を以申上候通、先東蝦夷地計上知被仰付方哉とも評議仕候處、」

とあり、初代箱館奉行の竹内保徳は当初蝦夷地の一括上知には消極的であつたことがわかる。

ここにあげた報告書には、夷人が付添番人等の目を盗んで、幕吏へ窮状を訴えたこと等蝦夷地の現状を詳しく記してあるが、『公務日記』には蝦夷地見分の状況は、道中の地勢、夷人（アイヌ）の居住状況、耕地としての適否、請負場所における漁獲、運上額等蝦夷地を經營するための基礎的な調査結果を絵図面や風聞を含め記すのみで、蝦夷地見分の報告書、国境に関する報告書あるいは箱館市中の見分報告書にあるような詳しいことは記していない。しかし『公務日記』嘉永七年八月九日の条中に、「別に記す」、「文通留二有之」、「写取」といった記録があるところから村垣は御用留のような記録を別途作成していた、報告類の基礎データは別に記録していたものと考えられる。

また、『公務日記』には夷人の窮状や訴えについて記していないが、見分先の各地で現地の夷人に酒、たばこ等を与え、七月二十四日の条には、現地の長寿の夷人に対したばこ、扇を与え「兩人とも極老白髪なり、格別年者二付呼出し、別段遣之、多葉粉ハ御入用なり、扇ハ自分物遣之、」と私費による褒美を与え、夷人の撫育を實踐し、幕府の威光を發揮することに努めている。

日記中に、かつて村垣の祖父定行が同様の任務で箱館へ赴く道中に神社へ立ち寄った事蹟に関する絵入の記述や、家族からの書状、菓子、梅干やかつぶし等が届いたことの記録を残している点にこの『公務日記』が村垣の「私記録」であることを窺わせている。

ところで『公務日記』八月二十七日の条に、江戸からの御用状の内容として

「右松前并蝦夷地之御用相濟歸府之節、東海岸見分致し候様相達置候處、追々旬季遅れも相成可申候間、箱館表之様子篤と致見分、早々歸府之上可被申聞、依てハ東海岸之儀は不及見分歸府いたし候様、早々可有達候事」

と記していて、当初蝦夷地見分以外に南部領東海岸の見分も彼等の任務とされていたことがわかる。

この他に、『公務日記』四月九日の条には下役に對し

「南部地内探之儀申含（中略）三厩にて待合之積り申付ル」

とあり、内探が何を意味するかわからないが、村垣に特に付与された任務があったと考えられる。

次に、『公務日記』の中で村垣の勤務姿勢を知る一端となる記事が見受けられることについて述べておく。

『公務日記』五月二十四日の条において、村垣の一行を乗せた船頭、水主に

「先格之通り船頭水主え酒遣ス、織部ハ船頭水主え二百疋五百疋遣シ、尤自分入用之旨、且馬飼入候旨も、（中略）先日申遣候通り、金銭通用無用之場所之儀、文化之先格有之ニ付、自分ハ前文之通ニ居置（以下略）」

とあり、村垣は堀に比べ先例重視の人物であることが分かる。また、八月十五日の条に

「織部より去る三日書状到来、尤内状計、品々之伺書一名にて出候旨、為心得廻し来ル、大に不都合之伺なり」

と記している。伺の内容か、一名にて発出したことか、何れに對し不都合とするかはわからない。しかし、村垣が箱館市中見分の報告を一名で行ったときには、報告書中に「織部正連名を以申上候然處」云々と断りを入れている。これらのことから村垣は先例や決まりを守ることを重視していることが分かり、この点は村垣が保守的であるとされる理由の一つと言える。

幕府後も追加の報告を行い、それに基づき幕府は蝦夷地の処置を進めていくことになる。

蝦夷地の処置については、村垣たちの報告後、徳川斉昭から反論を受けるものの堀はこれに對し村垣とともに提案した策を取るべきことを主張し、幕府はその方向で蝦夷地の経営を行うこととした。

幕府後の報告が箱館奉行たる堀と勘定吟味役たる村垣の連名となっていて、前述の徳川斉昭の文面は先任者である箱館奉行に對する論述となっている。これに答えたのが堀である点だけを見ると、蝦夷地見分の成果は堀が単独で作成したという印象を我々に与えるのはやむを得ない。しかし既に述べたように、このことは決して村垣の蝦夷地見分時の成果を下げるものではない。

蝦夷地見分の後村垣は海防掛として勤務を続け、安政三年七月に三人目の箱館奉行として補任され、蝦夷地経営に力を注ぐことになる。

第二節 箱館奉行

幕府は安政三年七月二十八日村垣を三人目の箱館奉行として補任し、

「蝦夷地御開之儀は、不容易御大業ニ有之、殊更魯西亜と接境之地、北門之鎖鑰、御大切之邊垣ニ付、此度箱館奉行三人役ニ被仰付候」と、箱館奉行の任務の重要性を述べ、さらに彼等の任務実施について「壹人は當地ニ罷在、兩人は彼ノ地ニ在勤、右之内申合、一人充蝦夷地惣躰巡撫致し、夏分は、北蝦夷地えも渡海、暫時罷在、御取

締向取計、其餘墾田を始、産物取開方等、一同申談、十分二世話致し、御成功抄取、御安心被遊候様可相心得候^{（17）}と指示を出した。

この奉行三人制の特徴は「三者が申し合わせ十二分に世話をして、奉行に与えられた任務を成功させ、將軍を安心させよ」という点つまり三者が融通の利く形態で奉行を勤めよということにある。

箱館奉行は前述のように、嘉永七年三月三日に締結された日米和親条約に基づきその翌年に箱館が開港されることとなり、開港に対応するため同年六月三十日に新設されたものである。

その設立は村垣、堀の蝦夷地見分中のことで、その年の六月箱館を幕府直轄とするとともに竹内保徳と堀の二名が補任されたことに始まる。

ところで箱館奉行の設立はこの時が初めてではなく、かつて蝦夷地が幕府直轄地となり箱館奉行が設けられていた時期がある。村垣の箱館奉行としての働きを検討する前に蝦夷地の状況を概観しておく。

本章の初めでも少し触れたように、度重なる外国船の蝦夷地周辺海域への出沒や夷人の騒乱があり、幕府は寛政年間に蝦夷地を見分し、まず東蝦夷地を幕府直轄とし、享和二年二月に箱館奉行を置いた。享和三年、箱館赴任の奉行に次のような主旨の黒印状が与えられた^{（18）}。

① 蝦夷地が衰弊することがないようにし、夷人への非分の取り計らいを行うことがないこと。

② 日本人のみならず夷人も異国へ渡ることを厳禁する。

③ キリスト教禁教。

さらに次のような主旨の下知状が老中から与えられた^{（19）}。

① 箱館においても幕府の法度が適用される。

② 夷人を入念に撫育し産業が衰微しないように計らい、夷人を異国に親しませない。

③ 訴訟等は江戸の処理に准じ夷人については別方にする。

④ 産物の取扱は商人達の勝手に任せず、密貿易や夷人との直接取引をさせない。

⑤ 異国船が着岸、不義を働いた場合は南部藩、津軽藩に出兵させる。

これらの中で下知状の②は後に述べるように村垣の蝦夷地に対する主要な関心事となっていく。

この黒印状や下知が出された後、村垣の祖父による西蝦夷地の見分を経て、松前藩の対応が覚束ないことを認識した幕府は西蝦夷地も直轄地とした。その後ロシア人の樺太や択捉への上陸・奪略などがあつて津軽、南部藩に秋田、庄内藩を加え警備の強化を行い、奉行所を松前に置いた。

文化年間にはロシア軍艦艦長の捕縛、商人高田屋嘉兵衛のロシア軍艦による拘束などの緊張があつた。

蝦夷地の緊張もやがて解け、文政四年十二月に蝦夷地は松前藩へ復領された。

しかし嘉永年間になると列強のアジアへの進出や北太平洋の捕鯨漁などにより日本近海における異国船の活動が活発となり、嘉永六年六月三日ペリーの率いる合衆国海軍艦船が大統領親書を携えて東京湾に姿を見せることとなった。

大統領親書はわが国に開国を迫るもので、老中阿部正弘主導でこれに対応し、翌嘉永七年日米和親条約を結び箱館を開港するに至った。

すでに本章第一節で見たように、異国船の行動に対応するため村垣と堀が蝦夷地へ派遣され、開港を控えた箱館及び近在の村がまず幕府直轄となり開港準備、対外応接地としての整備が進められ、箱館奉行が置かれるに至った。

その箱館奉行の再配置時の主要な任務は、

① 「箱館」（箱館を中心とした五〇六里四方を含む）の統治。

② 箱館開港に伴う対外関係の処理。

③ 箱館を中心とした幕領地の海岸防備⁽²⁰⁾であつた。

日米和親条約に続きイギリス、オランダ、ロシアとも条約を結び箱館がこれらの国に対して開港されることとなり、新設の箱館奉行により開港準備が進められた。安政二年に入ると、村垣、堀の上申に基づき松前周辺を除く蝦夷地が幕府直轄領として上知された。

そして箱館奉行にとり、統治の範囲及び海岸防備の範囲が箱館周辺から蝦夷地全般に広がり、さらに蝦夷地産物の取り捌きの管理が重要な任務となる⁽²¹⁾。

このような情勢の中で村垣は安政三年七月二十八日に三人目の箱館奉行に補任され、村垣淡路⁽²²⁾守範正を名乗ることとなつた（以後、本論述では官名は記さないことを原則とする）。

村垣は三人目の箱館奉行となり、安政五年十月九日外国奉行に転じ、同月十一日には箱館奉行兼帯となり、文久二年七月七日職を免じられるまで箱館奉行の職にあつた⁽²³⁾。

箱館奉行に補任された直後、村垣は江戸で奉行職を執行し、安政三年十月朔日に箱館へ向け江戸を出発、十一月九日に箱館へ着任した。そして、安政五年九月十一日に箱館を出港するまでの約二年間蝦夷地において、箱館役所在勤及び廻浦の勤務により、蝦夷地の経営に尽力した。

着任直後は、堀が箱館役所在勤中で、村垣は廻浦担当として勤務し、安政四年三月二十八日堀と交代し箱館役所在勤となり、堀は廻浦後帰府した。

そして、安政五年三月二十四日に竹内の箱館着任後に箱館役所在勤を交代し廻浦の後、日米修好通商条約調印後の安政五年九月二十日に帰府した。この後、村垣は文久元年三月再び箱館在勤となり約半年後に帰府し、以後蝦夷地にて勤務することは無かつた。

第三節 蝦夷地の廻浦

安政三年十一月九日、箱館に到着した村垣は直ちに在勤奉行の堀と会談し現地の状況を確認し、属吏達からも漁業対策、年貢等の状況の聞き取りを始めている。そして十二月十七日から安政四年三月二十四日までの三ヶ月間、村垣は蝦夷地を廻浦（巡回）し、現地状況を調査し、蝦夷地の警備、夷人対策、開拓の現状の確認に當つた。

まずこの廻浦期間中における一つの特徴はスツツにおける越年をあげることができる。この越年について、村垣は在府中の安政三年八月二十二日に

「自分義、九月下旬敷十月初旬出立、箱館え相越し、エトモ邊見分、黒松内越いたし、スツ、邊二て越年、（以下略）」

と記していて、出発前に村垣がすでに計画していたものである⁽²⁴⁾。

箱館奉行の属吏達は持ち場⁽²⁵⁾へ配置され蝦夷地の管理に当たっていたが、奉行の越年は

「蝦夷地の巡検先で新年を迎えた奉行は、後期幕領時代の歴代十四人中この人（村垣―筆者注）ただ一人」⁽²⁶⁾

であり、村垣の越年は現地詰め属吏達の励ましとなり、蝦夷地の管理に当たる属吏達の意識を引き締めかつ勤務意欲を盛立てたものと考えられる。武士や軍人にとり指揮官が現場の状況を視察し、現場で苦勞を共にするということは、現場勤務者に緊張感をもたらすとともに強い動機付となり、組織の力の発揮に極めて有効であり、この村垣の廻浦先での越年は蝦夷地勤務者の勤務意欲を昂進させたものと考えてよい。

この後、安政五年六月、村垣はエトロフでも奉行として初めて上陸逗留⁽²⁷⁾し、現地の夷人たちへ銭、酒等を与え彼等の撫育について実績を残している。

この廻浦の目的は幕府の指示にあるように、蝦夷地を巡撫し、蝦夷地の取締向の取計、その他墾田を始め産物取開等を十分に世話をする

ことであり、ここにあげたように、村垣は幕命に従い職務に励んでいる。

次に村垣の廻浦における職務遂行状況を考察する。

まず、蝦夷地の取締りについてみてみよう。

蝦夷地の警備は箱館奉行が責任を持たされていたが、実質的な兵力は安政二年四月の幕命により仙台、南部、秋田、津軽および松前の各藩から派出された。村垣の在蝦夷地時にはこれらの藩が受持地域に陣屋等を設け警備にあたっていた。

村垣は廻浦中の安政四年二月七日にはスツツの津軽藩陣屋を、三月六日にはシラオイの仙台藩陣屋を、同月八日にはモロランの南部藩陣屋を訪れ訓練状況や陣構えを見分し、警備体制を確認している。村垣は津軽藩陣屋を訪れる前に「廻浦先馳走中間敷無之様」と通達を出し警備状況の確認が実質的なものになるように配慮している。この点に蝦夷地警備の責任者としての村垣の意気込みを感じ取ることができ

る。

この後も機会を得ては各藩の陣屋の見分や陣屋詰めの人を呼び出して警備状況を確認し警備責任者として状況把握に努めている。

次に蝦夷地取締りとして夷人の撫育に努めた点を見てみよう。

廻浦の人足を勤める夷人や在住の夷人達へ酒、たばこ、米などをたびたび支給し、また夷人の人別確認や役土人を褒賞する等により撫育に努めている。

さらにこの廻浦中に疱瘡にかかった夷人が山入りしている事実を把握して、廻浦中に属吏に対し

「土人疱瘡之儀ニ付品々談し、御救筋取調候様申付ル」

とあり、この道中において村垣は夷人の疱瘡罹患者への対処の必要性を強く認識したものと考えてよい。

そして安政五年、帰府前の廻浦（以後「後廻浦」と記す）において、エトロフで種痘の実施状況を透見する等、種痘の実施に注意を払

っている。

この廻浦中、村垣は石炭山、金山などを見分し、銅鉱などの鉱物のサンプルを採集し、安政四年三月四日には勇武津において河白山鉱石の試し吹きにより銀の精錬を行っている。

このような鉱物の開発のほかに、有用な木材が雑木同然に伐採されているのを禁止し、高価な蝦夷地産物として利用させ、また、海岸にふのりや寒天がむなしく朽ちていることにも注目しこれを蝦夷産物として活用させる通達を發出している。

以上に述べてきたように村垣は廻浦中において、幕府の指示を全うすべく精勤し、廻浦中自ら赴くことのできない場所には属吏を派出し取調させ蝦夷地の現状把握に努めている。

そして安政五年四月十五日、竹内と交代し、村垣は後廻浦へ出発した。この後廻浦は村垣の役所在勤中の成果の確認のようなどころがあり、各地に在勤する属吏達や警備状況の確認、夷人たちの状況の確認等を実施し、帰府への道につくものであった。

後廻浦の特徴の一つは、先に挙げたエトロフ、クナシリそして北蝦夷地へ渡り、国境問題に直結する地域の状況を確認したことである。北蝦夷地では山廻りと夷人との交易現場に出くわし、この地の夷人の状況を確認しているほか、各地で夷人対策として酒や日用品を与え、エトロフでは夷人の和人化が進んでいることを認め満足している。

また、蝦夷地の開発に精を出す移住者たちに対し「蝦夷地の開拓の件」という老中達に基づいて褒賞し、激励をするともに、サツホロでは石狩平野の広大な土地の開発可能性について記す等常に蝦夷地開発担当者としての目をもって廻浦している。

村垣は勘定吟味役の時を入れれば蝦夷地廻浦を三回実施していて、堀は二回、竹内は一回廻浦に出ている。堀、竹内による直接の記録は確認していないが、杉谷昭の「北海道庁所蔵・箱館奉行所文書について（堀・村垣両奉行廻浦日記）」及び「同（安政六年竹内保徳廻浦記

録」にモンベツにおける記録が収載されている。これによると、夷人役人へ酒、日用品や銭を遣わしたり、老齡、傷病者への見舞いを出して、堀、竹内も幕府の方針に従い村垣と同様夷人の撫育に努めている。

第四節 箱館在勤

箱館奉行の職務は蝦夷地の警備、経営、夷人撫育であると共に、箱館に入港してくる船舶への薪水の支援等に必要な外交事務にあるが、村垣は堀と箱館役所在勤を交代した直後、外交事務について難問に直面している。

それは役所在勤交代直後の安政四年四月五日、日米和親条約では規定されていなかったはずの米国人（ライス）が、鯨漁船にて箱館に來航してきたことである。このライスへの対応を手始めに、ここでは箱館での村垣の行動について考察し、村垣が蝦夷地経営に果たした役割を明らかにしていくこととする。

ライスは合衆国大統領の書簡を持参していて、彼から箱館に在留するとの申し出があり、村垣は早速これに対応することとなった。大統領からの書簡を直ちに翻訳させ、その内容は理解したもの、村垣はライスに滞在根拠を問いただしたが明解を得ることができず、「先不取敢官吏差置方廉計早々御下知有之候様申上ル」とライスの滞在根拠の確認と彼の取り扱いの指示を江戸に仰ぎ、当面はライスが箱館に滞在できるように宿舍を手配した上で交渉を行った。

この時村垣が役所在勤にあることから、村垣が本件の主務担当奉行であるはずであるにも関わらず、ライスとの交渉は先任奉行の堀が主としておこなった。

既に述べたように、箱館奉行は三人制でそれぞれ協力しつつ任務を遂行することになっていて、箱館からの報告は堀、村垣の順による連名とし、伺や上申は三者連名（竹内、堀、村垣の順）としており、堀、

村垣の両者が在箱館であったこのとき、ライスとの交渉は先任の堀が主導するのが当然であったとも考えることもできるが、ライスが到着した当日、役所在勤奉行である村垣から堀への通報により、堀から交渉へ出席すると村垣に回答している。筆者には、このことは村垣が先任である堀を意図的に立てて交渉に当たらせているように思われる。

これは、村垣が『公務日記』の中では箱館奉行のみならず他の役職時においても老中、若年寄、大目付あるいは親藩の主以外の者については敬称をつけていないにもかかわらず、『公務日記』の処々で堀を「織部殿」と記していることや、堀の廻浦終了後帰府までの間に、台場、船制作場等を共に巡視するにあたって、例えば同年十一月四日には村垣が堀を「誘引」して箱館丸の出来ばえを見分しているように、堀を立てる場面がある。このような点からも村垣の行動は、彼が能吏ではあるが自分の意見や意志を前面に出さない人物であるとの評価を受ける一因になったと考えられる。

ただし、前述のライス応接時と同様堀を前面に出す村垣の姿勢は、施策に必要な情報収集や配下の指揮に力を注ぎ、上司あるいは先任者の行動を支援し幕僚としての働きに専念するよう心がけていたのではないかと筆者には思われる。

村垣に仮止宿を認められたライスは、滞在に必要な品や入港する米国船の欠乏品の供給について要望を提出する。薪水の要求を受け入れることは、それが日米和親条約の主要な目的であり特に問題はなかったが、牛の要求を出されたことには手こずる。

牛を食することは当時我が国では国禁であり、これを盾に村垣は断る。しかしライスからの執拗な要求に会い、村垣は、安政三年に英船からの要求により箱館に限り渡すとしたことがあったこと、幕府内においても牛の支給が検討がなされていることなどの状況を踏まえた上で、幕府からの正式な許可を得る前にライスへ生牛を

「人命にも拘わり候趣被申立、無余儀次第に付、此度限之積りにて、

生牛可相渡旨申聞候^う

と理由付けて与えた。この判断は、村垣が自分で融通を利かし事態に対応できる人物であること示しているものである。

村垣にこの判断ができたのは、彼が江戸との御用状のやり取りで所用の情報を把握していたことによると考えられる。特にこの時期は、下田在留の米国総領事（T・ハリス）と下田奉行等との間で、日本国亜米利加合衆国修好通商条約（安政五年六月十九日調印）となる条約の交渉が行われていた幕末外交の最も重要な時期であつて、箱館奉行にも江戸で発生している状況が定期あるいは臨時の便により送られて来るとともに、箱館奉行としての意見の送付や書状の交換が行われていた。このことから村垣は箱館在勤中あるいは廻浦中も外交交渉の情報には通じていたと筆者は考える。

以後、村垣は箱館を離れるまで、言葉の壁を越え外交関係を維持していくが、この経験は村垣にとって後年米国へ派遣されたときに役立ったものと考えられる。

既に述べたように幕府が蝦夷地経営に力を入れたのは、北方から日本が浸食されるのを防ぐためであり、このための重要な任務が蝦夷地の警固であり、箱館奉行はその指揮を執るべき立場であつた。前述のようにこの当時は五つの藩に警備地区が指定され、各藩から警備部隊が派遣されていた。

この指揮の中心となるのが箱館であり、箱館奉行が設置され、役所、役人居住区あるいは台場の整備が進められ、村垣はこれらの整備状況に細めに見分するとともに、警備担当各藩の頭等と面会し意見交換を行い、あるいは訓練の実施状況等、現場を見分して警備状況の把握に努めている。軍事指揮官が配下部隊の能力を把握することは、作戦を行う上で必須のことであり、属吏や警備担当藩に任せきりにしないこの村垣の姿勢は指揮官として当然のことではあるが、この態度は注目に値する。

その上、村垣は既設の台場における砲の試射へ立会うとともに自ら銃砲の打試しを実施し、乗馬もたびたび行い村垣自身の武士としての鍛錬を重ねている。自分の武士としての鍛錬の他に属吏、家来にも銃砲の射撃訓練を行わせたり、彼等の刀剣の訓練状況の見分を実施している。そして武芸以外にも漢学者からの講釈を得たり、箱館在住師弟等の学問奨励なども実施し、武士としての精進に務めている。

この警固をはじめ幕府直轄となつた蝦夷地の経営には多額の費用が必要であり、箱館に続き東西蝦夷地の上知による幕府の出費は幕府財政を圧迫していった。

このため、安政二年末に老中から、

「蝦夷地之義は、兼々厚見込も有之候事には候へとも、猶此上彌以心力を盡し、御開拓被爲行届、彼地御收納を以諸般之用途ニ充られ候様相成候ハ、後來迄御安心可被遊候御事ニ候間、御開拓之御趣意精々厚相心得可被取計候事」

と老中からの指示を受けた。これを受け安政三年二月、竹内及び堀の箱館奉行は、蝦夷地産物の運上益から蝦夷地出費へ充当する努力について報告をしている。その後、安政三年に村垣が箱館奉行に補任された後、蝦夷地産物の効果的な売り捌きと収益の一元的な管理を行うべく、箱館奉行は連名で、江戸をはじめとする主要都市に蝦夷地産物会所を開設することを提案する。この提案は検討が重ねられ安政四年五月に江戸、大坂、兵庫における三年間の試行ということで認められた。

産物会所についての検討において、勘定奉行方は反対であつたが、これに対し村垣は、

「一体大目論見之事故、何卒すらすらと爲濟度、時勢ニ對し候てハ無論ニ候得共、舊格因循之議論ニては如何哉、司農府ニては、兼て御直捌之事を主張致し候ハ、左様相成候得は、莫大之御利益ニ可相成と之見込、夫故舊冬之御書取ニも、其事有之、此調石數等一覽ニてハ、又其邊ニ陥入可申敷、懸念ニ付、御書取御文言を請、

御手捌は宜候得共、當節勢ひ、左様二も相成兼候趣を認め、本文之仕法被行候得は、往々御直捌いたし候二も都合宜、當節漁業是迄之通り相成候故、人氣も居合、其内二右仕法行届、外より形を付、開拓専らと相成彌壯二成候上ハ御手捌は容易之事二可有之哉と申趣を加へ候て可然歟、心付候儘申述候、しかし強て之論二ハ無之、其邊野州御示談等二て行届候ハ、夫二も不及、尚御勘考可被下候、尤御廻し二不及、御取計被下候事」

と控えめながらも強く意見を述べている。
この意見からは、村垣が先任者を後方から支援する役に回るだけではなく、自分の意見と意志を正面に出し事態に当たっていたことや、旧弊に囚われるわけではなく、先進的な発想を持っていたことが窺われる。これからみても村垣を単なる「能吏」あるいは「保守的」との言葉で片づけることはできない。

さらに村垣は各地から蝦夷地へ移住してくる農民や職人たちの活動を支えるため、藍作農民あるいは紙漉職人の手当を上申し彼等の働きを奨励する努力、人参畑の蒔付等の費用の計上による農業の支援、あるいは蝦夷地での新たな産業の開発に向けた試みなどを実施している。

蝦夷地の経済的独立を目指すため、産物の国内での売り捌きの外に、箱館を起点とした外国への出貿易についても村垣は行動を起こしている。これが最初に現れるのは、安政六年二月で、さらに同年六月に村垣たち箱館奉行は、貿易開始により諸物が品薄で物価が騰貴し箱館はその影響を強く受けていると憂慮し、国内の港での居貿易のみならず外国に出かけ、万国互市によって富国の本とすることができるとの結論に達し、まず輸入品取調事務見聞のために外国へ渡海することを提案している。

この時点では幕府は何の反応も示さなかったが、村垣は米国からの帰国後、箱館奉行として、改めてアムール川方面で商法の実地研究を

行うことや上海、香港へも調査船を派遣したい旨を上申し、幕府の承認を受け、村垣の箱館在勤中の文久元年四月から八月の間アムール河流域のニコライエフスクへ貿易船を派遣している。

この出貿易は同役との共同の提案ではあるが、革新的な行動の具体化について実際に采配を振るつたのは村垣であり、ここでも村垣が保守的な「単なる能吏」では無いことを知ることができる。

このように蝦夷地の経済的な独立を図るため、産物会所を機能させ、出貿易で益を得るには、蝦夷地の開発、殖産が急務であり、村垣をはじめとする箱館奉行は力を合わせてこれに務めている。これらについて村垣の役所在勤中の活動を次に見てみよう。

幕府から蝦夷地での牧羊のため羊を送付するとの知らせを受け村垣は属吏にライスから羊の飼育法を教わらせたり、米人への食肉の供給のための牛の飼育の開始、それに必要な飼料として豆腐屋から豆腐殻、茶屋から魚屑を提供させる策を立てたり、製紙用植樹の実施、村々への養蚕法の教授、さらには畑作をはじめ農業出精者の褒賞、必要経費の貸出等各種手段を講じて蝦夷地の農業振興に努力している。

また、漁業についても、鯨漁に着目し、安政四年七月には、ライスに鯨火矢等の漁具に関する問合わせをおこなっているほか、漁師の移入といったソフト面についても考慮し蝦夷地での捕鯨漁に関し外国技術の導入について意を用いている。

さらに箱館に入港した米船から、船体の塗装法、帆布縫製法あるいは造船に用いるチャンの製造法の伝授を受けさせる等外国技術の導入に関心を示している。

国内の技術についても、『公務日記』安政四年七月十日の条に「辯天町半兵衛、魚油泥山漆を以蠟燭製法願」を受付たり、同年十二月二十四日の条には「機織女ちか上州佐野迄遣し候」とあるように上州の技術の習得を図ったり、鯨油滓、山漆を用いるローソクの製造、寒天製造などの製造技術の導入を図っている。鉱業に関しても前述の銀の

試し吹きや石炭の試掘の例のように、幕府方針に従い力を尽くしていることが『公務日記』の処々に記載されている。

鉱業の推進について、文久元年の箱館在勤時には同役の津田正路とともに、ハリスへ

「蝦夷地に於て鑛山を開發し検査せん爲、合衆國にて鑛山の學術に格別熟練せし者二名を雇ふと欲する願あれば、足下の周旋を以て速に之を來らしめんことを乞ふ」

と鉱山技師の派遣を要請し、文久二年一月に要望通り二名の技師を得て彼等に鉱山の調査を実施させることを得ている。

その他に安政四年八月二十日の条には、在府箱館奉行竹内保徳からの書状として

「和蘭抗業并荒金鎔解等之内、明解御下ケ之儀奉願候書付、御船附測量諸器御下ケ之儀奉願候書付（中略）右両様とも、長崎奉行え被仰遣、和蘭へ注文二成ル（以下略）」

の記述がある。これは必ずしも村垣の発想とは言えないが、村垣が新しい技術に興味を持ち、同役とともに鉱業の發展や航海、測量術の發展に意欲を持って取り組んでいたからこそこの書付の内容を日記に記したと考えてよい。このほかに村垣の新技術への興味を象徴的に示しているのが、『公務日記』の日付の後に華氏温度で気温を示し、気圧を示している点である。

ここまで見てきたように、村垣はライスとの交渉過程において、ライスに対し多くの質問を行い新しい技術の導入による蝦夷地経営への努力をしている。その交渉の過程において村垣は言葉の壁に注目し、村垣の判断で「裴三郎英語兼致候様、右二付、ライス止宿所、并英船渡來之節、質問として相越候儀不苦旨申渡」して通訳の英語能力の向上を図っている。この点からも村垣が職務の遂行に必要と考えることには柔軟性をもって当たることが出来る人物であり、学問の振興にも意を用いる人物であるといえる。このことは、子供たちへの算術手習

等の教授願いを許可し、蝦夷各地の在住場所へ四書五経小学を配本していることから言える。

村垣が廻浦中に夷人達の健康状態や生活状態について、その実態の一部を把握し夷人の瘡瘍による惨状に着目していたことについてすでに述べた。村垣は箱館役所に帰任した後、夷人への種痘願いを上申し、種痘医師の派遣を得て種痘を行い、夷人の瘡瘍による被害を抑制するための行動を起こした。

幕府による種痘が始まったばかりのこの時期に、村垣は夷人の種痘に力を入れ、夷人の瘡瘍被害の軽減に努めた。これは幕府雇として蝦夷地の山川地理取調べに当たっていた松浦武四郎の記録に

「此頃鎮臺村垣大君此地にて越年あらせられし時なりしとかや。此病に罹る土人のかくの如く助命なりがたきことをしるしめして深く是を憂ひ給ひしと聞。（中略）大君にも此病を煩ふものは助命なきをますますもいたわり給ひ、遙けくも大江戸より醫者ども多く取よせられ、近來西洋より行われ来る種痘の術を施させ給ふこそ實に此者の赤心鎮臺の御仁念に相通じたるや、（以下略）」

と、記されていることから明らかに明らかなであり、村垣が幕命を忠実に執行しつつ目的達成のための工夫や努力をしたことを示すものである。

役所在勤となつた後も種痘には力を注ぎ、『公務日記』安政四年九月二十二日の条によれば夷人への種痘実績五千五百五十人と幕府へ報告している。『新北海道史』によると安政元年の夷人人口（東西蝦夷地、樺太、国後及び択捉を含む）は一万七千八百十人、明治六年では一万六千二百七十二人とあり、この種痘人数は夷人人口の約三分の一の数であり、村垣の種痘の推進には目を見張るべきものがある。

この他に夷人撫育で特記すべき点として、安政四年十月二十一日の条にテシホ、イシカリおよびモンヘツ場所請負人を「土人遣ひ方非道之儀有之二付、心得方申渡」しこの趣旨を東西蝦夷地請負人一同へ申渡している点を上げることができる。さらにこの条では、夷人婦女子

への非道を防止する対策として場所支配人、番人達へ妻子を同道させるよう指示されていることが等閑にされていることを厳しくとがめ、夷人の扱いが非道にならないよう配慮していることを記している。^(6.1)

また、属吏達から夷人の人口減少の一因として幼児死亡率が高いとの報告を受け、これに対応するため所用経費を出させ夷人撫育対策へ反映させようとしている。^(6.2)

さらに、撫育として幕府方針に従い夷人風俗改めと人別入りを実施させている。村垣にとり、前述のように「彼我を弁えない」夷人を和人化させ日本人として登録させることは正しい施策であつて、これを忠実に推進することが彼の勤めであつた。和人化については後廻浦時の安政五年六月三日、奉行として初めて択捉島へ立寄り、同島の警備状況、夷人の状況の確認及び彼らの撫育のため食料、酒、たばこあるいは銭等を与えらるとともに択捉島での風俗改めが進んでいることに満足している。^(6.3)

縷々述べてきたが夷人の撫育は幕府の方針ではあつたが、村垣は幕吏として事務的に対応したわけではない。これを象徴的に示すのは、幕府雇として蝦夷地調査を実施した前述の松浦武四郎が和人化した夷人の市助の望みを聞届け江戸へ連れ帰った際に、村垣は市助の江戸での宿として邸宅を利用させていることである。^(6.4)

以上から村垣は箱館奉行として幕命を着実に執行し、蝦夷地の開発、夷人の撫育、技術の導入等に貢献したことが明らかとなった。

村垣の後にも箱館奉行は続き、村垣が箱館奉行に就いていなかったとしても蝦夷地の開発は進んだであろうが、村垣のこまめな状況の把握、属吏達の督励、その成果に対し中央への手当の要請や褒美、心付けの下賜等による属吏の勉勵が北海道開発の基礎作りに貢献したと判断でき、後日、『北海道開拓功労者関係資料』^(6.5)に開発功労者として名を連ねているのは、村垣のこの貢献を公に承認したもののいえる。

注

(1) ペリー持参の合衆国大統領フィルモア書翰(『幕末外国関係文書』第一巻第一一四号文書)中に来航の目的が明らかにされている。

(2) 『幕末外国関係文書』第二巻第一一二号文書によれば、嘉永六年八月クシユンコタン沖にロシア船来航、九月朔日には「陣立様のことを致した」、との記事が見え、これへの対応が見分の目的の一つであつた。

(3) 『公務日記』嘉永七年正月十九、二十日に内談の記事があり、この時村垣は堀との同行を念頭に置いていたであろうと考えられる。

(4) この他に『公務日記』正月二十三日の条によると、堀からロシア関連のものと考えられる「長崎応接の申上一冊并極秘同断荒尾土佐より来ル一冊」を借受け下役に写を取らせ、「篠本彦次郎申立候カラフト辺魯西亜人上陸之風聞書」を一覧し、同日蝦夷地への同行予定の下役に村垣邸で文化度之書物(村垣の祖父定行が蝦夷地見分に赴いている)調べを実施させている。また『公務日記』四月十五日の条には同行の幕府御雇の武田斐三郎に蘭書を貸出した記事があり、村垣は多くの文書類を準備していたと考えられる。

(5) 『幕末外国関係文書』第七巻第二四七号文書。

(6) 守屋嘉美「ペリー来航直後の幕府属吏の動向」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』三五号、東北学院大学学術研究会、二〇〇二年、24頁。

(7) 『公務日記』嘉永七年閏七月十五日の条。

(8) 「箱館鎮台史料」(其参)江戸舊事采訪會編『江戸』第三綴第拾巻号、大正五年、25頁。

- (9) 『幕末外国関係文書』第七卷第五二号文書。
- (10) 同 第七卷第一一九号文書。
- (11) 東京大学史料編纂所編『柳宮補任』五(大日本近世史料)、東京大学出版会、一九六五年、123頁。
- (12) 『幕末外国関係文書』第八卷第二二七号文書。
- (13) 『公務日記』嘉永七年四月十三日の条に「南部目付留守居宿へ来り面會、東海岸見分之儀に付伺書出ス」とあり、南部領の見分であることが分かる。
- (14) 嘉永六年の南部騒動に関連した探索である可能性がある。
- (15) 『幕末外国関係文書』第一〇卷第九三三号文書。
- (16) 同 第一一卷第六三三三号文書。
- (17) 『公務日記』安政三年七月二十八日の条。
- (18) 『函館市史通説編』第一卷424頁、426頁及び菊池勇夫「箱館奉行の基本的性格について―黒印状・下知状の分析―」から要約。
- (19) 『函館市史 通説編』第二卷 72頁。
- (20) 同 74頁。なお、上知直後の安政二年二月二十四日に箱館奉行へ「東西蝦夷地奉行へ預けの件」として「今般東西蝦夷地島々共一圓上知被 仰付、右場所都て其方共え御預被 仰付候ニ付、御警衛向は勿論、御收納并蝦夷人撫育方等之儀、諸事御委任有之候條、被得其意、篤と勘辨之上、追々可被申聞候事」(『幕末外国関係文書』第九卷一三八号)の達が出ている。
- (21) 安政三年九月十五日、諸大夫に列せられ従五位下に叙せられ、淡路守を名乗る。
- (22) (11)に同じ。
- (23) 『公務日記』安政三年八月二十二日の条。
- (24) 『函館市史 通説編』第一卷583頁によれば、この時期、室蘭、様似、厚岸、国後、択捉(以上は東蝦夷地)、寿都、石狩、留萌(以上は西蝦夷地)および北蝦夷地の九カ所に属吏が詰めていた。
- (25) 小林裕幸『箱館をめぐる人物史―19世紀人の光と影―』箱館大学出版会、二〇〇二年、130頁。
- (26) ここで「後期幕領時代」とは村垣たちの蝦夷地見分以降蝦夷地が幕府直轄地であった時代を言う。
- (27) 『公務日記』安政五年六月三日の条に「奉行初て之廻浦ニ付」とある。
- (28) 『幕末外国関係文書』第一一卷第九号文書。
- (29) 『公務日記』安政四年二月五日の条。
- (30) 同 同年正月十九日の条。
- (31) 『公務日記』安政五年六月三日の条。
- (32) 『幕末外国関係文書』第一五卷二二三号文書。
- (33) 同 第一五卷九五号文書。
- (34) 杉谷昭「北海道庁所蔵／箱館奉行所文書について(堀・村垣両奉行廻浦日記)」佐賀大学教育学部編『研究論集』第二〇集、佐賀大学、昭和四十七年及び、「北海道庁所蔵／箱館奉行所文書について(安政六年竹内保徳廻浦記録)」佐賀大学教育学部編『研究論集』第二一集、佐賀大学、昭和四十八年。
- (35) 日米和親条約の第十一条に「兩國政府に於て無據儀有之模様ニより合衆國官吏之もの下田に差置候儀も可有之、尤約定調印より十八ヶ月後ニ無之候てハ不及其儀候事」とあり、またライスが「エジェント」と名乗ったこともあり、彼が箱館に駐在するとの認識は無かったと思われる。ただし箱館日米協会編『箱館開化』20頁では「このことについては箱館奉行・村垣範正のもとに幕府から知らされて」いたとしている。
- (36) 『公務日記』安政四年四月六日の条。
- (37) 井伊直弼大老就任後の『公務日記』安政五年七月二十九日の条に「野州(竹内保徳)内状壹封、織部殿内状廻し来ル」と初出、

竹内、堀とも同役であり竹内の方が先任であるが堀のみに殿を付けている。

- (38) 『幕末外国関係文書』第一五卷三三四号文書中に「辰年中英船より再三申立候趣申上候處、箱館に限り相渡候段、駈と申談候上、可相渡旨御下知有之」とある。

- (39) 同 第一六卷第四号文書中(箱館奉行所対話書)に「國禁に付難相渡候處、近年外國之事情等も夫々推考いたし候ニ付、其儀政府へ兼て伺置候次第も候間、御下知により相渡可申候、」と検討中であることが記されている。

- (40) 『公務日記』安政四年八月四日の条。

- (41) 同 同年九月十六日の条に「晝後家來共角打見分、夫々褒美遣ス、伊左衛門、鋌三郎も來ル、自分も打方致ス」と記している。

- (42) 『幕末外国関係文書』第一三卷第九五号文書。

- (43) 産物会所の提案は、(42)の文書発出時にはすでになされていたことが、『公務日記』安政二年十一月四日の条に、「産物會所御取建商法御改革之儀ニ付御書取之趣、評議いたし可申上旨被仰渡、御黒書院にて一同列座、自分讀、寫廻し之積り(以下略)」と記されていることから分かる。

- (44) (45) 『幕末外国関係文書』第一五卷三〇六号文書。

- (46) 白山友正「箱館奉行の黒竜江出貿易事情とその社會經濟的意義」『社會經濟史學』第八卷第一〇号、東京帝国大學經濟學會、昭和一四年86頁。

- (47) 『幕末外国関係文書』第二四卷第五六号文書。

- (48) 同 第四八卷第二三三号文書。

- (49) 白山友正 前掲86・88頁。

- (50) 羊の飼育については、『公務日記』安政四年五月二十四日、牛の飼育及び飼料については十二月二十四日、養蚕については同五年三月十八日の条に記されている。その他の事項についても

各所に記されている。

- (51) 今日の捕鯨砲のようなものと思われる。

- (52) 慶應義塾編「幕末外交文書譯稿」『福澤諭吉全集』第二〇卷、岩波書店、昭和三八年、491頁。

- (53) 佐藤三知男「北海道の鉄道におけるアメリカ技術導入の経緯について」村垣淡路守と箱館英學の影響」『鐵道史學』一四号、鐵道史學會、一九九五年、3頁。

- (54) 安政四年七月及び八月の日記にしばしば氣圧の表示が寸で記されている。

- (55) 『公務日記』安政四年四月十五日の条。

- (56) 同 同年閏五月六日の条に「モロラン、イシカリ在住え、四書五經小學五部充兩所え遣ス」、同月二十三日の条に「武光文彌尻岸内家作地所願、并村内子供え算術手習等教え度よし、伺之通濟」とある。

- (57) 同 同年三月二十六日の条に「一蝦夷人共種痘之儀ニ付願、町医師六人被遣、町奉行にて人選之積 右同日(二月二十八日)筆者注)同人(阿部老中―筆者注)承付御下ケ」との記事があり、村垣一人の上申とは限定できないが、彼の廻浦中に種痘の実施が上申されたと考えられる。

- (58) 高橋信吉「蝦夷痘徴考」『アイヌ資料集第三卷』六分冊7頁によれば、種痘が「本土各地方に痘瘡の豫防法として一般化されたのは、幕府が江戸に種痘所を設置し、種痘法の講習を開始した安政四年以後のことである(日本醫學史)」。

- (59) 松浦武四郎「近世蝦夷人物史」『日本庶民生活史料集成』第四卷746頁。

- (60) 北海道編『新北海道史』第九卷資料編、北海道、昭和五五年、768・769頁。

- (61) 番人等妻子同伴について村垣は指示のあったことを記すが筆者

はその指示の文書については未確認。

(62) 『幕末外交関係文書』第一八卷一〇九号文書。

(63) 『公務日記』安政四年十一月十五日の条。

(64) 夷人(アイヌ)の和人化は当時の政府の方針であり、ロシアとの国境問題において彼らを幕府シンパにする必要から実施されたものである。また夷人の状況について村垣は松浦武四郎(蝦夷地をたびたび踏破し、この時期は幕府お雇として廻浦への同行や命により蝦夷地の調査を行っている)から詳しく状況を聞いていて彼らが厳しい条件下で生活していることは知っていたからこそ風俗改めに熱心であったと考えられる。しかし、今日、先住民族としてのアイヌへの対応については当時とは全く異なった視点で取り扱われているが、本論では村垣の幕府官吏としての活動に視点をおいているので、今日的な論点については触れない。

(65) 『公務日記』安政五年六月三日の条、択捉島逗留時「當島の土人ハ、文化度御世話にて、風俗悉く改候、シャモニ少しも替わることなし、女ハ此度追々風俗改、是等も捨六骨折よし也」と和人化の進み具合に満足している。

(66) 松浦武四郎 前掲787・788頁、その中に「江戸に着するや村垣大君の邸内に御召置に預かり」とある。また『公務日記』安政五年十一月二日の条には「歸俗土人出府之儀二付申上候書」と記されていて、これが市助に宿を提供したことを示す書類と考えられる。

(67) 北海道総務部行政資料室編『北海道開拓功労者関係史料集成』下巻 185、186頁。

第五章 外交交渉と横浜開港

村垣と蝦夷地の関係を前章までに考察してきたが、村垣は蝦夷地と関わっている間に海防掛や外国奉行として外国との交渉にもあたっていた。本章からはこの外国との関係に注目し、外交官としての村垣の役割を通して彼の人物像について考察していく。

第一節 ロシア及びプロシアとの外交交渉

村垣は蝦夷地見分を終え江戸へ帰着した直後、^(百九郎守忠)筒井憲政及び^(島定重)川路聖謨のもとでロシア使節応接掛を勤めることになった。これは日露間の開港交渉とともに北蝦夷地の国境交渉を行うものであり、村垣は現地調査経験者としてこの問題の専門委員としての位置付にあった。

これが村垣にとり直接外国人との交渉の初体験であり、実質的な外交官としての出発であった。この後箱館における米国人ライスのとの交渉、神奈川開港地選定のための米国官吏ハリスとの交渉、批准書交換のための米国派遣（これについては次章で述べる）、プロシヤとの条約交渉あるいはロシア軍艦の対馬占拠問題に関する交渉といった外交交渉に関わっていった。

まず最初の経験となった下田における交渉について見てみよう。北蝦夷地の国境問題の専門委員としての彼の存在は現地の状況に通じている者として重要な位置にあった。これは交渉中に発生した下田地方の地震及び津波によるロシア軍艦の被害、それに伴う村垣の帰府報告の期間中には本格的な国境交渉に入れなかったことからわかる。

しかしこの交渉では国境を決めることはできず、従来通りに北蝦夷地では日露雑居のままとして和親条約を締結した。

村垣は下田での交渉期間中に堀と連名で蝦夷地見分の成果である北蝦夷地の国境策定についての提言「北蝦夷地御國疆見込之場所申上候書付」を上申した。この北蝦夷地の国境設定問題は後に箱館奉行となつた村垣にとり蝦夷地警備の任務遂行上の重要な問題であり、村垣は

同役と協力して、この提言の実現のため、国境の確定についての意見具申を行いかつロシアとの交渉に臨んだ。

筒井、川路のロシア応接代表は、北蝦夷地の国境について、

「蝦夷人御撫育方、如何にも一際御手厚ニ被成遣、御恩澤御威風ニなつき奉り、彼より何様ニ誘ひ候ても、人心動き不申候様ニ、御所置御座候儀、此節之御急務ト奉存候」

ではあるが、北蝦夷地について

「元來不毛之夷地を争ひ候て、若し事を生し候節は如何ニ付」と案じさらに、

「國境ニ拘り、殊ニ御所置ニ寄て忽畔を開候端と相成此上なき大切之御事柄に付」

と北蝦夷地の領有にやや消極的であつた。⁽³⁾しかし村垣等箱館奉行は国境を適切に定めなければ、ロシアが北蝦夷地南部へ向い蠶食するとの懸念を持ち、さらにロシア人が定住すれば日本の警備詰所のあるアニワ湾沿岸までも危うくなるとの危機感を持つていて、早急にロシア政府に国書を送り機会を失わず国境を定めるよう提案（安政四年八月及び安政五年正月）し、安政五年には堀がロシア応接の一員として国境交渉に当たつた。

さらには安政六年七月ロシア使節を迎えて国境交渉がなされ、若年寄遠藤胤統及び酒井忠⁽⁴⁾を代表とする応接掛（在府の箱館奉行、村垣及び堀同席）により交渉が行われた。この時期村垣、堀の箱館奉行は連名で「北蝦夷地国境見込之趣申上候書付」を提出し意見を述べている。しかし、この交渉においても合意を見ることはなかった。

その後、村垣は米国からの帰途寄港したパタゴニアにおいてロシア軍艦がアムール向の大砲を積載しているのを目撃したことから、国境問題について再び意見具申をしている。⁽⁵⁾その上再度箱館在勤のため蝦夷地への出発前及び同役竹内保徳を全権とする遣欧使節出発に際しても国境確定について意見具申を行い、村垣は箱館奉行として蝦夷地にお

ける領土の保全のため、早期の国境設定について努力をしている。

この国境問題は北蝦夷地に国境を設けず日露両国所有の形とするこ
とで、慶應三年二月に仮条約の形で日露間に於いて調印された。これ
が幕府としての最後の国境問題への対応であり、村垣が蝦夷地警備に
は必須と考えていた国境の設定には至らず維新政府へ問題は先送りと
なった。

このように箱館奉行として蝦夷地の保全のため、村垣はロシアとの
国境問題の早期解決を図るべく対応したが成就しなかった。この他に
村垣は対ロシア問題の担当者として、米国から帰国後の文久元年二月
のロシア軍艦ボサードニツクによる対馬占拠問題の解決にあたった。

対馬占拠問題のもととの発端は、英露の東アジアにおける覇権争
いの中で生じたものであつて、英国軍艦による対馬沿岸の測量に対抗
しロシア太平洋艦隊が対馬海峡における行動の自由確保のため不開港
地である対馬を不法に占拠したものであつた。

幕府はこの問題の解決のため、対馬の現地に、村垣とともに遣米使
節であつた小栗忠順を外国奉行として派遣し交渉に当たらず一方、村
垣に対し在箱館ロシア領事ゴシケビツチと交渉させ問題解決に当たら
せた。

村垣は、幕府の指示に基づき対馬の現地における小栗の対応状況を
参考としつつロシア領事との間で、露艦の対馬退去のため領事が積極
的に関与することを求めて、交渉を実施した。文久元年八月には箱館
にやってきたロシア太平洋艦隊司令官リハチヨフ及び在箱館のロシア
領事との会見交渉によりロシアがリハチヨフ隷下の軍艦を対馬に派遣
し、退去を命じることとなつた。

この軍艦の対馬派遣に際し、村垣は、対馬からの軍艦の退去の確証
を得るため、ロシアが箱館から対馬へ派遣する軍艦へ箱館奉行配下の
幕吏を同行させることを、ロシア側に受け入れさせた。

対馬で交渉に当たっていた小栗は、決着を待たず帰府し、幕府に意

見具申するがこれを受け入れられず外国奉行を辞任してしまい、自ら
任務を放棄した。福地が「幕末の三傑」とまで呼んだ小栗の辞任とは
対照的に、福地に「俗吏」と軽く見られた村垣は幕命に従い任務を着
実に遂行し問題の解決に貢献した。

この行動からみて、村垣は命令に対しこれを履行するためには知恵
を出し状況に応じ自己判断で行動できる人物であつて、官吏としては
小栗よりも優れていた面を持つていたと考えることができる。

対馬からのロシア軍艦の退去は、村垣の外交交渉の成果ではあるが、
もともとこの問題は英露の権益争いであつて、解決には英国公使オー
ルコックの助力の申入れ及び英艦の対馬入港が影響している。しかし
村垣は

「英國取扱を以魯艦退帆之儀御手前様方え申上候との段夫是合考、
勘辨仕候得は不容易事柄にて所謂前門虎を拒み後門狼を進むと申
如く後患之程難計假令退帆取扱候儀英人申上候共御許容無之は勿
論に候得共如何にも心配至極奉存候間不取敢此段も申上置候」

と英国の力の利用についての懸念を幕府への報告の中で表明し
ている。これは外国奉行としての村垣の見識と能力を示すものであり、
彼が単に事務能力が高いだけの人物ではないことを示すものである。

この対馬問題に関わる前に、村垣は時の老中安藤信睦の下でプロシ
ヤとの通商条約の締結に関与している。

対プロシヤの条約交渉はまず米公使ハリスの口利きにより開始さ
れ、村垣は老中とハリスの交渉に同席し、同役とともに老中の諮問に
対応し、条約締結方針を得て、堀利熙を代表とする全権の一人として
条約内容の交渉に入った。ところが、交渉中の万延元年十一月六日に
堀が切腹したため、村垣が堀に代わり交渉団の先任となつた。そして
外国奉行の先任ともなつた。

村垣はこの時初めて同役中のトップの座の役割を担うことになつ
た。村垣は勘定吟味役就任以降これまで常に同役中の二番手、三番手

として職務を執行していたが、ここで同役中の先任として外国掛老中を補佐することになった。

このプロシアとの交渉は、攘夷論をはじめとする国内の情勢、幕府と朝廷との関係により、プロシアとの交渉以前に結んだ条約で開港を約束していた新潟、兵庫、大坂及び江戸の開港開市施行の延期の交渉及びその他の國との条約交渉の拒絶問題とほぼ並行して行われ難航したが、十二月十四日には妥結し、調印及び批准書の交換が行われた。

このプロシアとの交渉にあたった村垣は、プロシアの使節に、

「経験に富んだ社交家で要領よく正確な対応をし、遣米使として西欧文明に触れており、遣米時の旅行について深い洞察力を持って語り、プロシア側の説明を容易に理解すると共にプロシアについて的確で思慮深い質問をした」

と評価されていて、西洋人から見ても有能な外交官としての評価を得ている。これは外交官として村垣の適応能力の高さが評価されたものといえることができる。

以上に見てきたとおり、村垣はロシアとの国境問題に関する上申書をたびたび提出し、進んで問題解決にあたらうとし、対馬問題では属吏を露艦に乗り込ませるといった積極的な措置を講じている。また、老中の指示の下ではあるがプロシアとの交渉では外交官としての能力をプロシア側に評価されており、外国へ目を開いた姿勢を示している開明的な面を持つ人物であることを窺わせる。

第二節 横浜開港

村垣は箱館の役所在勤及び廻浦を終え帰府した直後の安政五年十月九日に岩瀬忠震の後を承けて外国奉行に補任され、翌日箱館奉行兼帯を仰付けられた。

前節では村垣の実施した外交交渉について考察したが、ここでは外国奉行としての初仕事とも言える横浜の開港準備について考察する。

村垣が外国奉行に補任されたのは先任の外国奉行たちが米、蘭、露、英及び仏の五カ国との修好通商条約の締結を終え、新たに開港される神奈川(横浜)の開港場としての整備、交易開始に必要な金銀の扱い等、条約の施行に必要な事務や普請等実質的業務に力を注いでいた時であった。

外国奉行就任直後の村垣の主たる職務は神奈川の開港準備と、開港に伴う事務等の定着化であったことから、その基本となる日米修好通商条約の締結についての経緯をまず概観しておこう。

安政三年七月一日、日米和親条約第十一條の規定に基づき、ハリスが来日し、幕府は彼との間において安政四年五月に和親条約を補完し、米国人の権利拡充を盛り込んだ「日米協約」をまず締結した。

ハリスは將軍への謁見を強く要請し、大統領親書を携え將軍家定への謁見を果たした。さらにハリスは謁見後老中堀田正睦と会談し条約交渉の開始を強く要求し、同年十二月通商条約に関する交渉が開始された。この交渉の全権には井上清直及び岩瀬忠震が指名された。

条約交渉は安政五年正月十二日までに十三回行われ決着を迎えた。しかし、幕府は調印に先立ち勅許を得る必要があると判断し、堀田老中を京都に派遣し勅許を得ようとしたが、朝廷との交渉に失敗し、調印は遅れた。

井上、岩瀬の両全権は朝廷との関係で停滞していた調印について、
「信濃守被申候ハ、仰之儀趣奉畏候得とも不及是非節ニハ調印可被仰付哉と御伺被成候間、其節ハ致方無之候得共(以下略)」
と調印の早期実現について井伊大老から言質をとり、井伊大老も

「素より国家之大政関東之御委任、征夷之御職掌ニて之取扱、危急と腹をくくり、安政五年六月十九日勅許を得ることなく調印にこぎ着けた。

調印勅許について朝廷との交渉に当たった堀田正睦は外交から外さ

れ、老中を罷免された。そして海防掛が廃止され外国奉行が新設され、水野忠徳、井上清直、堀利熙、永井尚志及び岩瀬忠震が外国奉行を命じられた。

この調印勅許問題は將軍後継問題と関連し内政の大問題となり、開国・攘夷騒動の誘因となり、將軍後継問題に深く関わった岩瀬は、調印後安政五年九月五日に作事奉行に左遷され、彼の後を受けて村垣が外国奉行に補任されることになったのである。

外国奉行に補任された村垣は同役と談合し、状況の把握に勤めるとともに、奉行就任早々から太田老中に神奈川のことなどに関していろいろと上申している。この後にもたびたび老中や大老に「品々申上」てはいるが、井伊大老や外国御用の老中達が阿部老中や堀田老中に比べ外交問題に暗く、村垣を始めとする外国奉行から聞き置くが、実体は奉行に任せきりの状態の中で、神奈川開港の準備が進んでいったと考えられる。

外国奉行の重要な職務が神奈川の開港準備となったことから、十月二十三日には外国奉行に対して神奈川奉行兼帯の心得をもつて勤務するように指示されている。

横浜開港準備段階において、条約中の「神奈川」すなわち神奈川宿を開港場と主張するハリスと横浜も神奈川に含まれると主張する幕府との間で商議が重ねられ、村垣も直接ハリスと交渉したが合意せず、この問題は開港の日まで保留とされた。

この交渉段階において井上、永井の各奉行はハリスの言い分の妥当性を認め神奈川宿を開港場とすることに理解を示した。しかし、当時は辺鄙な村であった横浜に外国人を隔離することを目論んでいた大老は、井上、永井に代え水野、堀、村垣の各奉行に命じて、あくまでも横浜を開港場とする交渉を実施させた。

開港場決定の保留期間中、村垣等外国奉行は横浜が港湾として適地であること、開港場普請の経費が少ないこと等を理由に横浜を整備す

る計画を策定し、開港場を整備しつつ日本人をこの地に移住させ、港としての既成事実を積み上げ、ハリスが横浜の開港を承知せざるを得ない状況を作り出すことを大老や老中に認めさせ、開港場の普請を開始した。

この計画は、結果的には成功し、計画を推進した村垣等外国奉行の行動は今日の横浜の繁栄への道を開くこととなった。

開港場の整備計画が策定され、普請が開始された後、外国奉行の仕事は計画の確実な執行とその監督が主体となり、これまで交渉や計画策定に活躍していた井上、永井は岩瀬と同様に將軍後継問題に絡んでいたこともありそれぞれ小普請奉行、軍艦奉行へと左遷された。

五力国との通商条約の調印後の安政六年三月廿九日に

「條約爲取替相成候ニ付ては外國人え應接之儀は勿論、交易筋之御用其外都て外國え關係致し候儀は外國奉行専務之職掌ニ有之候間、以来江戸表出府并近海え渡來致し書翰差出又は申立候事件有之候ハ、都て外國奉行え申入候様可被致候」

と外交事務の一元化を図る指示が出され、四月八日には村垣、水野の両奉行に対し

「外國御所置は多分ハ御入用筋ニ拘り候事共ニ候得は、萬端御勘定奉行不遂對談候ては、御不都合ニも候間今般御勘定奉行當分兼帯被 仰付候條」

と勘定奉行兼帯を命じられた。

この措置は村垣、水野の両者が財務に明るいことから、開港場を始め通商条約調印、発効に伴う経費の処理や交易に用いる貨幣の扱に伴う事務処理を村垣等に実施させ、開国事務を円滑に執行させるための処置と言える。

勘定奉行兼帯となつてすぐ村垣は通用金銀改鑄に関する案件に取り込まれ、外国貨幣の取扱も含め勘定方の難問に巻き込まれている。さらには九萬二千両に及ぶ開港場普請予算にも取り組んでいる。

村垣が外国奉行になってまもなく外国掛の老中太田資始が御用御免となり脇坂安宅が外国掛老中となり、外交の細部を知る者が幕府中枢にいなくなり、奉行等の上申に対しての反応が鈍くなつていき、外国奉行の苦勞は増したと考えられる。

ここで、村垣が岩瀬の後任として補任されたことに付いて若干考察をしておきたい。

岩瀬が外国奉行を免ぜられた主たる理由は前述のように將軍繼嗣問題への関与であつた。岩瀬は阿部老中に抜擢されて目付となり、海防掛として頭角を現し、外交担当の第一人者となり、合衆国との通商条約交渉の担当となつた。そして老中への上申等を始め自分の意見を強く上申し開国への道を開く原動力となつた。

彼の言動の中には幕府より国家といった発言もあるが、これは旗本として幕府を改革してより強力な体制を望んだものであつた。

幕府の体制の維持強化を望んだのは井伊大老にしる、村垣にしる同じであつたと考えられるが、岩瀬とはその手段が異なつていた。村垣は、御庭番家筋としての意識を持つていて御庭番家筋の規範の影響のもとで行動してゐたと考えられる。御庭番の行動は前述のように將軍直結であり、將軍繼嗣問題に関わるような行動をとることはありえなかつたと考えられ、それが村垣の行動を控えめに見せているとらえてよいであろう。このことから村垣が岩瀬のような言動をとることは考えられないものの、彼は幕命等の指示に対し、その目的達成のために目新しいことや改革的なことにも誠実に対応する人物であつたと考えてよい。

このような彼の勤務姿勢が井伊大老に受け入れられ、彼がこの時期の政治的混乱に巻き込まれず箱館奉行や外国奉行として勤務を全うできたものと考えることができよう。

注

(1) 『公務日記』安政元年十二月十八日の条に条約案から北蝦夷地の名が削除されたため「自分御用濟之廉を以、今晚出立歸府いたし、委細申上置」云々とあり村垣が国境担当であつたことがわかる。

(2) 『公務日記』同年十一月二十三日の条に「カラフト島アイノ居住之場所は、日本所屬之事、右の个条ニ極り、衆人言葉なく、今日船え遣し候積り之處、明日は與三郎着に付、夫迄待候様(中略)右は明日談判之積り」とあり、応接における村垣の位置付けがわかる。

(3) 『幕末外国關係文書』第八卷第五二号文書。

(4) 同 第一五卷第九二号文書。

(5) 同 第一七卷第六九号文書「蝦夷地境界の儀ニ付御書取之趣勘辨仕申上候書付」。この時期ロシア使節下田に來航し、日露追加条約を調印して、これに併せた上申と考えられる。

(6) 同 第一九卷第四四号文書「北蝦夷地罷在侯魯西亜人取扱并同國都府え掛合向之儀相伺候書付」。

(7) 同 第二五卷第九五号及び一五五号文書。

(8) 『航海日記』安政七年八月二十三日の条。

(9) 真鍋重忠『日露關係史』吉川弘文館、昭和五三年、300頁

(10) 東京大学史料編纂所『大日本維新史料稿本』マイクロフィルム版、文久元年三月是月「箱館奉行村垣範正上申書付」。

(11) 同 文久二年七月十日「外国奉行村垣範正上申書付」。

(12) 同 文久元年七月三日「箱館奉行村垣範正等露國領事ゴシケウ對話書」、真鍋重忠前掲書298頁および308頁。

(13) 真鍋重忠 前掲書295頁。

(14) 『公務日記』文久元年八月十八日の条、前掲『大日本維新史料稿本』。

- (15) 勝海舟『開国起原』下(明治百年叢書)、原書房、昭和四三年、80・82頁。
- (16) 同 93頁
- (17) 堀の切腹の原因はわからないが、堀は外国奉行設置時から在任していて、当時、最も外交に通じた先任の外国奉行であった。堀は安藤に頼りにされ安藤の仕事を支え、過労気味であったことが、主たる原因ではないかとする所見(武田八州満『海の国』75・76頁)が筆者には妥当と思われる。
- (18) 中井昌夫訳『オイレンブルグ日本遠征記』(新異国叢書)下、雄松堂書店、昭和四四年、20頁
- (19) ○は筆者注、横浜開港は日米修好通商条約では安政六年六月三日とされたが、日英修好通商条約で六月二日とされたため、最惠国条項により六月二日が開港日となった。
- (20) 条約名は『幕末外国関係文書』第二〇卷一九四号文書では「日本國亞米利加合衆國修好通商條約并貿易章程」となっている。
- (21) ハリス著・坂田精一『日本滞在記』下巻(岩波文庫)、一九五四年、82頁によれば親書には、交易に関する条約の締結のためにハリスを派遣した旨が記されていた。
- (22) 同『日本滞在記』中巻270頁によれば「私は江戸へ行って將軍に謁しその場で書翰を渡し、その後において適当な閣老に情報を傳達することにした」と主張した。(中略)ところで奉行は、大統領の書翰を受けとり、それを江戸へ持参するよう指令する將軍の捺印と署名のある幕府の委任状を提示するのだが、私とその委任状を承認することを拒むので、彼らは全く呆然となすことを知らぬ有様である」とハリスは強硬な姿勢を見せている。
- (23) 『史料 公用方秘録』(彦根博物館叢書七)、二〇〇七年、18頁。
- (24) (23)に同じ。
- (25) 例えば補任直後の安政五年十月十五日、『公務日記』に「備後守殿江御直兩人にて進達、且自分ハ残、金川の儀ニ付品々申上置候」、同月二十二日には「右備後守殿え、御直自分上ル、外品々申上ル」とある。
- (26) 『公務日記』には「神奈川開港取調之儀、改て御用掛りは不被仰候得共、當節差向急務にて不容易大業之儀ニ付、一通リニは行届申間敷候間、何れもニは、神奈川奉行兼帶之心得を以、萬端引請取扱、諸事無伏藏申談、一同精力を盡し、取調十分行届候様、可被致候」とある。
- (27) 横浜市編『横浜市史』第二卷、横浜市、昭和三四年、198・199頁。
- (28) 『幕末外国関係文書』第二二卷一一八号文書。
- (29) 同 同卷一三二号文書及び『横浜市史』第二卷、165頁。
- (30) 『横浜市史』第二卷 203頁。
- (31) 『公務日記』安政六年二月二十四日の条。
- (32) 同 同年三月二十九日の条。
- (33) 同 同年四月八日の条。
- (34) 『公務日記』ではこの案件を「貨幣論」と称している。
- (35) 『公務日記』安政六年四月十日の条に「神奈川御普請諸口々凡目當額 金九萬貳千両 右申上書上ル」と予算を見積もっている。
- (36) 『幕末外国関係文書』第一八卷八九号文書。
- (37) 同 同卷 八九及び九〇号文書。
- (38) 『公務日記』安政六年十月七日の條の中に御庭番明樂八郎右衛門について「明樂召し候付、退出より相越し、入夜歸宅」とあり、翌日明樂は小十人頭へ昇進を申し渡されている。そして村垣は十月十三日には大老へこの昇進のお礼をしている。このように御庭番家筋としての行動からみて、村垣が庭番家筋の行動規範に従って行動していたと考えてよいであろう。
- (39) 村垣は岩瀬のような言動をしないが、『公務日記』によれば米

(40)

国向け出発直前の安政七年正月六日に岩瀬の訪問を受けており、彼が大獄で排された後もつながりを持っていたことを示している、村垣は岩瀬の考えは知ってはいたであろう。また、村垣と岩瀬のこの時の交流内容は残されていないが、岩瀬からは彼が遣米使として描いていたことなどを話したと考えてよい。

『公務日記』安政四年四月十六日の条によれば、翻訳方の武田斐三郎にライスの宿舎や英船渡来時に出向いて英語の勉強をすることを許している。

第六章 遣米使節

第一節 使節派遣に至る経緯

米国への使節は、日米修好通商条約の交渉過程において日本側からの申し入れにより、修好通商条約第十四条に規定されたことに基づいて派遣された。

これは日本側交渉委員の岩瀬忠震の意図のよるものとされている。このことは岩瀬が貿易取り調べのため出張中の長崎から在府の同役へ送った書翰の中で

「追々貿易之取調も何と敷纏り可申候得共、此上はせめて、香港へ少し之間にても参り、實地研究いたし候儀、海上僅二三日にて被参候咫尺之所を、其儘ニ立歸候は、扱々残念之至、此度渡来之前文スクー子ルニ駕し、同所を一搜仕候へは、最早遺憾無之、（中略）彼レが三寸舌頭をたのみ候は、甚以不本意之至、何卒當所にて研究届き候上、右之實歴を暫時經過仕度（中略）小生杯御都合ニ寄、身分ハ何程引下り候共、右之事さへ相遂候へは、國家萬分の一を補ひ相出来可申と、爲天下此望ミハ何分難捨御座候（以下略）」

と外国へ出張し、交易の実態を学ぶことを熱望していることから判断できる。この岩瀬の希望は大目付、目付一同は賛同したもの、評定所で時期尚早として否決された。

このように岩瀬は外国を実地に見聞して外国の交易の状況を日本に反映したいという希望を持っていて、彼自身がワシントンに赴き実態を学びたいという考えも持っていた。条約の交渉には岩瀬忠震及び井上清直が全権としてあたっていて、前記の岩瀬の書簡から、使節の派遣を申し入れた日本側委員は岩瀬と判断できる。

「條約之本書は當方より使節差出し華盛頓府に於て爲取替候ては、如何可有之候哉」という申し入れを、米側は歓迎し、幕府において異論

も出なかったことから、使節の派遣が決まり、安政五年八月外国奉行水野忠徳、永井尚志、目付津田正路、加藤則著が遣米使節を命じられた。

しかし、永井は將軍繼嗣問題に関わったとして外国奉行を免じられ、水野は安政六年七月に発生した露人殺害事件の責任を取らせられ同年八月軍艦奉行へ転任となった（これはロシア向に謝罪の姿勢を示すものであって、「勝手方勘定奉行兼帶是迄之通、外國御用重ニ取扱」とされ、引き続き外国事務を取扱うことにはなっていた）。

このため改めて同年九月に正使新見正興、副使村垣範正、監察小栗忠順が指名された。この人選についてハリスは遺憾の意を示し、村垣たちの派遣では日本の国にとり有益ではないとの所見を述べている。

村垣たちを使節にしたことをハリスが不快に感じたにしても、当時外交経験豊富な外国奉行は堀と村垣しかいなかった。この二人を使節に立てると、国内における諸外国の領事等との交渉に長けた人物がいなくなることで、そして井伊の支配下にある幕府は遣米使に条約批准書交換以外の積極的な任務は与えなかったこともあり、使節は幕府の偉容を保てれば良かった。そのため正使には家格から新見を選び、その補佐として経験を積んだ村垣を充てたと考えられる。

家格の面では堀も十分資格（新見家は二千石、堀家は二千五百石）があつたが、堀を派遣すると幕府外交の中心人物が留守になり外交が遅滞する恐れがあつたか、あるいは彼に激しやすい面があつたことなどから正使に任命されなかったとも考えることができる。また村垣ではなく堀を副使にするには正使との関係から家格が重すぎたとも考えることができる。

いずれにせよ村垣は新見の補佐をせざるを得ない副使に選ばれ、彼らが米国向出発前、次のような遣米使節心得や下知が与えられていて、この内容が村垣のアメリカでの行動を制約することになる。

「一右御用中、萬事其方共え御任被成候間、御國体を大切ニ存、後

來之御爲深く勘弁いたし取計可申事、

一彼地にて見聞いたし候御爲筋相成候儀ハ勿論、其外之事共、委敷歸府之上、可被申聞候事」(下知状)

との下知がなされ、さらに

「此度は海外え初て被遣候儀ニ付、一日も早く歸府致し候ハ、御安心被遊候筋ニ付、器械等買入候ニ不及、可成文手繰いたし、早々歸府致し候様可被心得候」(心得)

と申し渡されていて、使節の任務の性格がハリスの言うようなものや、岩瀬が望んだようなものでもなく、国書の手渡しと批准書の交換というものに限定された。

以上のような経緯を経て村垣は安政七年正月十八日品川沖から合衆国軍艦ポーハタン号に乘艦、米国向け出発する。

第二節 遣米使節

村垣は遣米使節としての行動を『航海日記』に残した。この日記は「もとより人に見すべきものにはあらず。たゞ海外に航して、神國のたふとき事をしり、また風土人情の異なる様、海路の辛苦まで忘はてんも本意なければ、其折の日記をつづりて御惠のかしこさを子孫にしらせまほしく」

との気持ちで帰国後の文久元年にまとめたものであり、『公務日記』と異なり、村垣の私的見解や私情をも記している。

このため、『航海日記』では村垣の幕吏としての勤務姿勢や彼の人物像に迫ることができることもあり、遣米使節を扱う文献の多くはこの日記を用いて彼の使節としての能力等を評価している。

このような評価を参考としつつ、ここでは『航海日記』(時事新書版)に基づき村垣の遣米使としての行動を検討し、村垣に対する評価の妥当性について考察する。

品川から米艦に乗り込んだ使節は、正月二十二日に横浜を出帆し、

米国へ向かった。太平洋に出た直後荒天に見舞われ数日間は何事も出来ずベツトにへばりつく状態であったが、そのような中にあつても村垣は米艦の艦内の状況等を子細に記録している。ただしこの日記は前述のように後日まとめたもので、記述の一部には随員等から聞いた内容もあると考えてよい。

岡林が言うように、村垣は玉虫のような立場の人間と異なり艦内で米人と接触することも少なく、副使として毅然とし格式を保っていた¹⁴が、航海中特別の用があるわけではないので艦位や天候等を記録するしかなかったであろう。しかしながら村垣は毎日の艦位を経緯度で記し、天気、気温を記しているのは村垣が天文に興味を持っていた証であり、村垣はすでに『公務日記』において一時的ではあるが気圧を記録していることから彼の天文への興味は明らかである。

米艦での生活にも慣れた二月十四日、艦の修理、補給のため使節を乗せた艦はハワイのホノルル港に入港した。

入港後米側から上陸を勧められ、当初はハワイが「和親にもあらぬ國なれば」と遠慮するが「爰には合衆國のミニストルも在留して親しき國なり」と説得され上陸しホテルに宿泊する。

この外にもハワイ國王の使節への対面の申し出にも

「親しき國にもあらねば程能斷けれど、各國かかる禮にて斷いふは禮を失ふよしなれば領掌して」¹⁵

國王へ謁見している。

このように、「親」あるいは「禮」を失つてはならないということ、村垣は行動基準としていて、以後各所で出会う米国側の対応や視察先での経験に対する評価基準となっている。

ここに掲げたハワイ國王への謁見時に村垣は往返における車列の状況、王宮における送迎、謁見の模様等を子細に記載し、読者の理解を容易にする表現をしているが、ハワイ國王に対しては

「國王とはいへど島の酋長も同じことなれば、旅衣まゝにて行こと

とする⁽¹⁷⁾

と、国王を村垣より下位者とする認識を示している。

これについて、咸臨丸のハワイ寄港時ハワイ国王に謁見した福澤諭吉も「王様にも会ったが、これも国王陛下といえたいようなようだがけれども、そこへ行ってみれば驚くほどのことはない。(中略)マア村の漁師の親方ぐらいの者であつた。」と、村垣と変わらぬ認識を示している。

さて村垣の異国における第一印象は「草木鳥獸までも見馴ぬものゝみなれば、かの龍の宮にいざなはれしかとおもふばかり也⁽¹⁸⁾」としながらも港や市中の状況を横浜と比較して記している。この後の記録にも村垣は過去の体験との比較をもつて新しい体験を評価するが、新たな事柄について驚きを表すものの、それを積極的に評価し、自分の経験外のことを「日本に取り込めることはないか」といった検討を加えることはあまりない。この点は彼が帰国後、箱館在勤時、貿易の研究としてアムール川方面へ貿易船を出したことは対照的である。

これについては、遣米使節の役目が批准書交換であり、任務を終えたためか、箱館奉行のように同役がいて村垣の取るべき行動の方向が見える時あるいは相談ができる場合のみに彼は力を発揮できるのであるうか、という村垣の能力についての疑問も生まれてくる。しかし、いずれにしても両事象とも村垣という人物の一面をそれぞれ示しているものといえる。

このような村垣ではあるがハワイにおける彼の人物像を示す事例として、村垣が箱館に在勤中世話をした米人ヘーツの父母からの招待を受け、その歓待ぶりに対し

「あるじ夫妻親しくもてなしけるも、我が子の事を思ひての情けなれば、さもありぬべし。」

と感想を述べ次の歌を詠じている。

「もてはやす その真心は かわらじな 姿ことなる 色香ながら⁽¹⁹⁾」。

ハワイ国王を格下に見たのと異なり、米人の情については同等と見ている村垣について、岡林伸夫は「村垣がことさら「真心」はかわらな」と記したのは、逆に言えば、渠がそれまではアメリカ人は「真心」をもたないに等しい異質な存在だと考えていたからであろう⁽²⁰⁾」としている。

確かに、村垣は『航海日記』の中に「夷狄」とか「胡」の言葉を用いているが、これはアメリカ人が真心を持たないに等しい存在と考えていたというより、箱館におけるライスや外国使節との間での条約の履行に関する交渉という公的な経験がなく、村垣には外国人との個人的な交流が少なく個人の人情に触れる機会がなかったととらえるべきであり、この感想は村垣がもともと人情を理解できる人物であることを示していると考えべきであり、ことさら村垣がヘーツの親に示した人情に関する記録を特別のものにとらえる必要はない。

二週間のハワイ滞在を終え、二月二十七日ホノルルを出港し三月九日サンフランシスコ湾に入りメア島の海軍造船所に入港した。ここにはすでに別船として派遣された咸臨丸が入港していて、航海中の荒天で傷ついた船体の修理に当たっていた。この修理には日時を要し、この後使節に随行⁽²¹⁾し得なくなり、咸臨丸は修理完了次第帰国することとなった。

サンフランシスコ滞在中、村垣は地物や市街の状況等を子細に記しているが、制度や社会の仕組みについては記していない。また米側の手配で海軍造船所や貨幣鑄造所を見学するもここでは特別の評価を下してはいない⁽²²⁾。

この地で市長の歓迎会に招待され、会場への沿道の状況、そして歓迎会の状況を子細に記しているものの、市長を始め歓迎側のスピーチ等は

「こは何事か知らねど、人の真似をして酒呑もいとをかし。後に通

辯者に聞けば（以下略）」

と記すように、会場で何が行われているのか想像とまねごとで対応せざるを得なかった苦労は並大抵ではなかったと思われる。

『航海日記』では歓迎会の様子を

「凡懇親を表したる禮と見れば、眞實も見へけれど、又そしりて見れば、江戸の市店など鳶人足などいへるものゝ酒もりせるは、かくもあるべしとおもはる。異境の事なれば左も有べけれど、かくまで事かわりたるもてなしは、夢路をたどる心地なり。」

と評価している。この評価は好意的評価ととらえてよいが、村垣は日本の礼儀や作法との違いについて事前の情報入手が不可能な状態でこの地を訪れているため、村垣が評価の基準を日本に置くのは当然のことと筆者は考える。

当時の日本では村垣がたびたび触れる「禮」を生活の規範としていて、これと異なる生活のルールを批判するのもまた当然のことであった。村垣は出世や現在の地位に十分満足していて、彼には日本の社会的ルールの変更など思いもよらぬことであつて、村垣が異国のルールを「禮なき」ものと断定するのは当然のことであろう。ただ「禮なき」を、彼の使命が「日米の懇親」ということにあり、かつ彼の人情を理解できる態度から「懇親の現れ」として許容するにとどまるのも理解できる。

これを岡林のように「古典的夷狄観念の上に鎮座して相手を見下した自己中心的国家意識」と見て、「新しい経験とアメリカの機嫌を損ねて体面を傷つけられることをできるだけ避けようとする『伝統主義』と『消極的保身主義』」に陥つた、とするのは言い過ぎではなからうか。

補給を終えた使節はサンフランシスコを出港し閏三月五日パナマに入港し、翌六日ポーハタン号を退艦しパナマ地峡を鉄道にて横断、アスピンウォール港にて合衆国軍艦ロアノーク号に乗艦し七日に同港を

出港、大西洋を北上し始める。

ポーハタン号を退艦する時、村垣が

「外国人とはいへど初めての航海、御國より數月辛苦をともにせしが、いと心厚くいたわりける眞心をおもへば、御國の人にわかるゝ心地してかえり見勝なり。」

と別れを惜しむところに村垣の人情が表れている。

パナマ地峡横断時、村垣達は初めて鉄道を利用した。鉄道について村垣は一部に絵を用いて機関車を始め列車の構成、鉄路の様子等あるいは走行の状況を記し、車窓からの風景、気候などを描写している。新見の従者であつた仙台藩の玉虫は蒸氣車について村垣よりも詳しく記述し「其奇巧ノ精密ニ唯驚キ入ルノミ」と感想を述べていて、使節団一行は初めて乗る蒸氣車に驚くと共に興味を示している。

村垣は、鉄道の速力や騒音に驚くとともに、テレグラフの電線を認め興味を示しているが、これらの技術力についてこの時点では特別な所見は記していない。

車窓の風景について、村垣は現地人の住居は蝦夷地の家屋に等しいとみなし、現地人についてはなぜかヨーロッパ風であるにとらえ、現地人の生活をきわめて粗末なものととらえている。このように村垣は蝦夷地等で経験した国内の土地や風俗を例に引きながら判断を加え、新たな経験を説明している。

これらの記述は村垣が蝦夷地見分の際、蝦夷地の風土を津軽、越後等に準えているのと同類であり、後日ワシントン到着時にポトマック河の濁りを見て蝦夷地の石狩川や天塩川に準えてその上流の地方を蝦夷地と同様の土地と見なしているのは村垣特有の叙述と考えてよい。

ロアノーク号に乗艦した村垣達はチェサピーク湾口のハンプトンローズにおいて同艦を退艦し川蒸氣船に乗り換え閏三月二十五日ワシントンの海軍造船所に到着する。

ワシントン入港直前に使節は陸上砲台を見学した。村垣は海防掛や

箱館奉行として台場の整備あるいは警備の担当者としてわが国の陸上砲台を扱っていたにも拘わらずこの砲台について

「目當てもなき海面へ向ひ、川口は遙かはなれたれば、實用はいかゞあらん、所々の砲臺を見しが、多くは飾物にして實用薄し。實備は軍艦の方遙かに勝り成べし。惣じて軍法は虚にして實なし(中略)我國の義をもて一度彼をみぢんにするは安きことなりとひそかに思けり。」

との所見を記している。

この所見をもつて橘川の言う「幕末の外交感覚に根強く浸透していた華夷思想」の現れととらえることは可能ではある。しかし、これは村垣の知識不足であつて「華夷思想」と言うほどのことではないと思われる。なぜなら村垣が後日、帰国の予定が遅れることになった時「我軍艦にあらざれば航海はせぬものと思ふ。今宇内の形勢、萬里外も隣國の如し。實に航海の術は國家の急務なるべし。」と日本の海軍力の不足を嘆いている点や日本の開国の発端が黒船の来航にあることを考えると、この所見は村垣が日本の警固のために海軍力を中心とした自力で行動できる能力を保有する必要性に気づいたことを示すものと考えるべきであろう。

村垣が海軍造船所等を見学し蒸氣機関に関し

「此機關は我國にも用ひなば、國益は言ばかりなしと思はれける。」と記し天文台を見学して

「凡測量術杯は彼の長ずる所なれば、有司の者留學せば、益も多かるべしと思ふのみ。」

と記していることから村垣の興味が海軍力の強化にあつたと考えられる。そしてこの所見は村垣が外国の技術の導入について前向きであつたことも示している。

また彼は人道的なものへも関心を示していて、随行者たちの病院見学の話を聞いて

「病院男女席を分ち男子には男子、女子には女子の看病人を添、數百人有といふ。(中略)また病院は十四五歳まで成るよし。衣服食物の世話能届たる様子に見ゆるといふ。都府はさら也。少し人家集りたる街市には、必此院有とぞ。是等の事は我國も恥べき事なりけり。」

と我が国で病院等を充実させるべきものとの認識を記し、今後の政策への提案的な所見を述べている。この病院等についての村垣の態度は蝦夷地での夷人に示した態度と同一のものであると考えてよいであろう。

ここまでに見てきた所見から、村垣は国力の充実をはじめとする国益の強化や民の撫育ためには和親の国からは学ぶことがあると考えていたことがわかる。

前章までに見てきたように村垣は幕府の態勢維持に必要な上申ししているものの、政治的な面には触れることが少ない。この点について考慮すべきは、村垣がこの日記をまとめた時期は桜田門外の変以降攘夷論が激しさを増していて、村垣にとり政策論や外国との融和を声高く語るのには憚られたのではないかという点である。

批准書の交換そのものは事務的な処理としてなされた。それに先だつて、閏三月二十八日合衆国大統領ジェームス・ブキャナンに謁見する。村垣達使節は、彼らに許された最高位の礼装を整え、「胡の国」に皇国の光を輝かす氣概を持つてホワイトハウスへ乗り込んでいった。日本ではこのような場合には予行を行った上で謁見が行われるが、大統領への謁見は事前の打ち合わせや予行もなくぶっつけ本番の謁見であつて、使節は一方向的に発言し、大統領の言葉を聞く前に退出し、米側の要請で再度大統領の前に出ると言う事態を生じた。

これについて村垣は特に所見を記していないが、彼は大統領はじめ文官が重要な儀式に何の飾りのない服装で出たことに憤慨しかつ驚いた。そして大統領は国王ではないが国書を發出する権利を持つている

ことから国王と同等の礼を用いたにもかかわらず、米側には礼儀が見えていないととらえ「狩衣着せしも無益の事と思はれける」と落胆する。その一方では狩衣姿が新聞に載り「初て異域の御使、事ゆへなく仰ごとを傳へけるは、實に男子に生得しかひ有て、うれしきかぎりなし。」と喜びを隠さない。

大統領謁見を挟んで使節は、ホワイハウス、国会議事堂をはじめ多くの施設を見学し、歓迎の催しに出席し、各地からきた米国市民の握手攻め等の歓迎を受ける。

これらの歓迎行事においては、ハワイやサンフランシスコで感じたと同様に、村垣は日本との「禮」の違いに戸惑い、米国を礼無き国と批判することでこれを無理矢理納得したうえで、米側の歓迎の意を汲み取り、「念頃の事と謝し置きぬ」と感謝をしている。

施設の見学やホワイハウスの訪問等では、村垣は技術的なもののほかに米国の社会体制にも目を向けている。

しかし大統領は「入札」で選ばれ一般人が国の惣督となるが国君ではないためこの法は長く続かないとか、議事堂における議事の模様について日本橋の魚河岸に似ているという所見を記し、この経験を日本のために参考としようとするような態度は示していない。

議事堂の経験について村垣は

「何成問べきよし云ぬれど、素より言語も通ぜず、又とふべきことはりもなければ、その儘出ぬ」と記している。

文久二年の遣欧使節に随行した福澤諭吉はオランダの議会見学等を通じて議会制度を聞き

「選挙法というようなことが皆目わからない。わからないから選挙法とはどんな法律で議院とはどんな役所かと尋ねると、あつちの人ほただ笑っている、なにを聞くのかわかりきつたことだというようなわけ。ソレがこつちではわからなくて始末がつかない。」

と言う。社会制度や欧州の政治の実情を理解しようとした福澤にさえ容易に理解しがたいことを、村垣のように政治や社会制度の勉強に目的をおいていない者にとつて、議場の状況を魚河岸に見立てるのはやむを得ないことである。これを橋川のように「あくまで冷静に、客観的に批評しているつもりでいるところに、一種獨特のユーモラスな味わいが生まれている。」というのは過酷な評価であろう。

村垣は福澤とは異なり幕藩体制において国は天皇あるいは將軍が治めるものであり、彼ら幕吏は主の命に従うのは当然であるという人生に疑いをもっていないため、体制や意志の決定過程について米国のシステムを取り入れる必要性など感じておらず、技術や人道的な事柄に示した興味に比べて政治システムには淡泊な反応しか示さなかったのは当然のことであろう。

この村垣の所見についてミヨシは「事実の集成に努め、出来事を日記に記してはいるものの、自分たちが体験したことや見分したことについて批評したり、反省したことはほとんどなかったようである。」そして「副使の村垣淡路守範正などは、外国人をすべて野蛮であると思ひ込んでおり、そういう色眼鏡で見ている」とし「アメリカの近代技術の達成に対しては、一般に賞賛を与えてはいるものの、その他の点では、アメリカは彼にとつて「夷狄」あるいは「胡国」であり、「野蛮の国」であつた。」と酷評している。これは徳川幕府の教育の基本が儒教、つまり中国に発する「華夷思想」に基づくものであつて、幕府の権威の下で出世してきた村垣には当然の判断とも言えるものであつて、「色眼鏡で見ている」と評価するのは封建体制を受け入れない現代的観点から過去を断罪するに過ぎないものであり、ミヨシの評価は適当であるとは考えられない。

この点について「幕府官吏としての村垣の觀念が格式と先例の墨守という幕政的政治概念によつて支配されていた。」とする橋川の評価の方が妥当な点をもっていると筆者は考える。

ワシントンでの大役を果たした村垣たちは帰国の途につくが、使節の護送艦の都合により帰国予定が遅れ、ボルティモア、フィラデルフィア及びニューヨークを訪問し、五月十二日ニューヨーク港を出港した。

『航海日記』に対して、岡林やミヨシあるいは橋川は、使節に随行した下司、家司たちの記録と比較し、下司、家司たちの「客観性」「相手の真価を理解する力」あるいは「好奇心」のほうが米国への正当な評価をなしたとしている。

彼らはあくまで随行者であつて、国を背負い、徳川の威光を損なつてはならないといった意識は少なく、福澤のように幕藩体制に不満を持っていたり、玉虫のように仙台藩のため知識を吸収することを目的とする立場と村垣の立場は根本的に違つていた。このため玉虫等はあつての程度自由な立場でものを見たり、記録したりすることができたと思えるべきである。しかしながら岡林等の研究は両者の立場や背景を無視し村垣と玉虫等の所見の正当性を比較し、村垣の物の見方を低く評価していると考えられる。

またこれらの研究は、村垣にとつて幕府の命令の履行は絶対的であり、帰国の遅れは三都市の見学よりも重要な関心事であつて、彼等の身分にも影響を与えかねず、「南アメリカ經由の航路」の選択や「必要以外の寄港をしない」ように申し入れをし速やかな帰国を望んでいる点への考慮がなされていまいと考えられる。

米国訪問を終えた使節は、五月十三日米艦ナイアガラにてニューヨークを出発し、大西洋、喜望峯、インド洋を経由して日本へ向かう。

この航海中にコンゴのロアンダ港に入港し、村垣は現地の黒人の風俗に触れ黒人売買を目にし、釈迦を黒人の酋長とし彼らの頭髪を真似て仏僧が剃髪することを揶揄している。

村垣が異人種を下位にみなすのは、侍としての階級意識では必然ではあつたかもしれないが、蝦夷地で夷人の撫育のために働いたことを

思い起こしたり、力のない国あるいは民は、容易に外国勢力等の下に置かれてしまうということには思い至らなかつたのであろうか。

これは村垣自身が言うように、大任を果たして「帰心矢の如き」気持ちで彼を囚えていて、香港において中国が英仏連合軍に北京を占領されたことを聞いて「國威衰えたればかく成りぬ。嘆くべし、恐るべし。」と記すものの、日本に及ぼす影響や、日本のこととして対処すべき点については何も記さなかつたことと同様のことを考えられる。

第三節 村垣の日記

ここまで検討してきたように村垣の遣米副使としての行動は『航海日記』に記されている。本章の検討からややずれるが、ここで『航海日記』及び『公務日記』について若干の考察を加えたい。

万延元年九月二十八日に帰国した村垣たち使節は翌日老中、若年寄へ帰国の挨拶回りをし、外国掛老中安藤信睦へ遣米中のことについて概要報告を行った。

そして、村垣は帰国当日から再び『公務日記』を淡々と記しはじめ、『航海日記』でみせたような感情や見聞した事柄への評価など一切なく、幕府として初の外国への使節を努めたことなどは無かつたかのような感じさえする日記である。

これは、桜田門外の変以降攘夷論が暴走し、外国事情を大々的に公表できる状態では無かつたことによるものと考えられる。

この『公務日記』は、その標題のとおり、村垣の公務中に生じた事象、授受した文書の記録が主体であり、公式記録として扱うことができるほどのものである。

この日記中には、「別に記す」あるいは「控え有り」と言つた表現がなされていて、この日記の他に多数の記録を取つていたことが窺える。

このように「公的」な日記であるが第四章でも述べたように、村垣

は家族に関する私的な事柄について『公務日記』のあちこちに記している。例えば、安政四年四月十一日の条には倅の弟太郎が兩番格御天守台御番に召し出されをことを記し、「誠難有事限なし」と喜びをあらわにしている。そして同年閏五月二十八日には弟太郎が初切米を贈ってきたので赤飯を出したことを記している。

さらに、安政五年二月晦日には村垣の祖父定行の御逮夜ということ寺から僧を招き茶飯を振舞い、手付の者たちへも同様に茶飯の振舞をし、その上役所一同へ餅を出したことを記している。

日記に家族のことを記すということそのものは何ら不思議はない。村垣と同時代の者の日記においても家族のことは記している。例えば、川路聖謨の日記「第一回下田行」の安政五年十月二十二日の条に亡き母の薫陶に対する感謝を記している。

村垣と同じ御庭番筋の川村修就の新潟奉行としての新潟在勤中の日記は、村垣の『公務日記』同様に公務に関する事項を記録し、個人的事項はほとんど記していない。川村と村垣の違いは家族同伴の赴任と単身赴任の違いがあり、川村には家族に関する記録をする必要がなかったとも考えられる。ただし川村修就の「修就日記」には御庭番家筋についての私的な記録が多く、村垣個人の記録に身内の記述があることには何ら問題は無いが『公務日記』と称し冷静に記録している日記全般の中でこれらの私的な記録は異質な感じを与える。

これは村垣が家族の行動を含めすべてが公務であるのとらえていたと考えることができる。彼が儒教的倫理である「孝」に厚い人物であることを示し、彼が米国で見た「礼」を持つての対応と併せて考えると、彼が徳川幕府の倫理感の中で生きた人物であることを示すものであるととらえることができる。

この倫理感、村垣にとり公私の規範であり、ミヨシが言うようにこの倫理感が保たれなければ社会の秩序が失われるという考えを持つことは幕吏として当然のことであつて、とりわけ村垣のように望外の

出世をした人物には当然のことと考えられる。このため福澤諭吉や勝海舟のように下級武士で十分な禄も持たない階層から這い上がった者達のような改革的発想が村垣に湧き出てこないのは当然と言えよう。また、村垣がアフリカで黒人に対したように、彼が自分や我国に影響を与えない事物を別世界のすることとして関心を示さなかったことも、同様の背景によるものと理解できる。

ところが、『航海日記』では、川路の日記と同様な個人的な評価や関心を示している。これは村垣が

「我が祖父君歳俸百苞の家督をつぎ給ひ、大司農にまで進みて稀なる君寵を得給ひ、千二百石の恩波に浴し給ひ、其時をのれまで新に召出されて、月俸二十口を賜りしが、僅三十年の間四方に奔走すれど、何の寸効もなく、終に例なき使命を蒙り、神と君との御恵にて、恙なく歸朝せしは僥倖といふべし。しかるに新に五百石の采地を賜りけるは積善の餘慶なるべし、」と喜びを表し

「かかるご高恩を奉ずべき事もならねば、子孫のうちに心あるものは、忠勤して報ぜよかしとおもふのみ。」

と『航海日記』の最後に記し、身内に向けた記録としている点から『公務日記』に比べ個人的感情をも記録したと考えることも可能である。この『航海日記』の記事は、村垣の儒教的倫理観を強く表している、『公務日記』とともに村垣の幕府内での自分の立場や姿勢を示しているものと筆者は考える。

村垣の『航海日記』を評価するに当たり、ミヨシは、日本における旅行記は、徳川時代にはかなり変化に富んではいるが、「古来からの仕来り（簡潔で個人の感情抜き）の公務的一般的記載、天候に関する強制的な注目、全体に調和の取れた形式にととのえることへの関心の不足」がまだ残っている」ととらえ、さらに「村垣個人は、使節が全体として何らかの使命を果たしたことで満足している。文体にはこの

ような立場にあるすべての人に共通と思われる型にはまった用語が多く使われている。村垣がうれしく思うということは、社会から規程されているので、村垣自身うれしいのである。個人が自分の属する集団の幸福と成功を誇りに思うという修辭的な心理操作が、一九世紀から二〇世紀の今日までずっと強力に継続している」と評価している。

このミヨシの評価から見れば、ここに掲げた川路、川村及び村垣の二つの日記はすべて同種の日記といえる。この点は筆者が述べたように村垣の行動が儒教的倫理のもとにあることと同種の評価と考えてよい。

注

- (1) 『幕末外国関係文書』第一八卷二〇四号文書。
- (2) 同 第一六卷一三九号文書。
- (3) 同 第一七卷一〇二及び一〇三号文書。
- (4) 同 同卷一〇三号文書。
- (5) 福地源一郎『懷往事談』43頁。
- (6) 『幕末外国関係文書』第一八卷二〇四号文書。
- (7) 同 第二二卷一〇七号文書。
- (8) 『公務日記』安政六年八月二十八日の条。
- (9) 『幕末外国関係文書』第三〇卷三九号文書中、老中脇坂安宅との応接時ハリスが次のように述べている。「一体自國え御使被差遣候義は、右條約御取替セ第一二候べとも、猶外事件有之候、右御使自國着之上は、都府之盛昌、住民の繁花、其外海陸軍之強大ニ相成候根元等、何故ニ有之と之義、御使見聞之趣を以、歸國之節復命被致候ハ、御國之御爲可然と存候、然ル處、外國事情通知無之もの遣候ハ、たとへ右様見聞及候とも、耳目をふさぎ居不被申上と心得候、日本政府御役人中ニは拔群之人ニも可有之右等御人撰之上被差遣候ハ、行末御爲可宜奉存候、

尤拔群之義は、政府之思召次第二有之候故、私よりハ彼是不申上候へとも、御國政府え對シ懇切之意を以、心得文ケは申上置候」。

- (10) 『幕末外国関係文書』第三〇卷五三号文書。
- (11) 同 第三二卷一三九号文書。
- (12) 安政七年三月万延元年と改元され、遣米使節に関する多くの文献は万延の元号を使用しているが、『航海日記』45頁に村垣は「庚申閏三月朔日、萬延を改元ありしは歸朝して聞きたり」と言っているので帰国までは安政七年のままとする。
- (13) 『航海日記』292頁。
- (14) 岡林伸夫「万延遣米使節におけるアメリカ体験の諸相」(一)『同志社法学』第一九七号、70頁。
- (15) 同 74頁。
- (16) (17) 同 80頁。
- (18) 福澤諭吉『福翁自伝』慶應義塾、二〇〇四年、117頁
- (19) 岡林 前掲73頁。
- (20) 『公務日記』によるとヘーツは安政五年二月二十九日に箱館へ来航していて、彼との交流は安政五年四月三日の条等に記されている。
- (21) 『航海日記』90頁。
- (22) 岡林伸夫 前掲70頁。
- (23) 『航海日記』110頁に「抑此御船は使節警衛の爲なれば、巴納麻(地名)に至るべきなれど、かく修理に手間どりはせんなき事になり、かつ渠の事情もやゝしければ、咸臨丸は爰より御國に歸ることゝとする」とある。咸臨丸乗艦の軍艦奉行木村喜毅は使節の両者に差支の時は軍艦奉行並勘定奉行頭等が是を勤めるように指示をされていた(11) 参照)。
- (24) 機械等に驚いているがこの後の訪問地での見学と併せて評価を

している。

(25) 『航海日記』 106頁。

(26) 同 107頁。

(27) 岡林伸夫「万延遣米使節におけるアメリカ体験の諸相」(『同志社法学』第一九九号、72頁)。

(28) 『航海日記』 116頁。

(29) 玉虫左太夫著、沼田次郎他校注『航米日録』『西洋見聞録』(日本思想大系)、岩波書店、一九七四年、79頁。

(30) 『航海日記』 119頁に「土人の小屋あり。椰子の葉もて屋根を、造り、我蝦夷屋にひとし。土人は男女黒色甚しく、歐羅巴風に、て極て龜末なり」と記している。

(31) 村垣が過去の経験为例にとつて説明することについて、村垣と条約交渉を行ったプロシヤ使節は「彼は何カ月も西洋文明に毎日ふれた事がある長所をもっており、自分の行った旅行について深い洞察力を持つて率直に語った。(中略)彼はプロイセンについて非常に思慮深い質問を出し、また公使の報告をアメリカと比較しながら、ときには的確に鋭く注釈した。」(『オイレングブルグ日本遠征記』下20頁)と好意を持って記述している。

(32) 『航海日記』 136頁。

(33) 橋川文三「村垣淡路の文明感覚」『學燈』第五七卷七号17頁。

(34) 同 186頁。

(35) 『航海日記』 174頁。

(36) 同 183頁。

(37) 同 191頁。

(38) T・ハリス『日本滞在記』(岩波文庫)安政四年十月十五日の記事によると、村垣の大統領謁見と違い、ハリスが將軍に謁見した際は日本側は準備に時間をかけ「特別の計らい」であつてハリスが恐れ入ることを期待していた。しかしハリスはそのこ

とに意味を見いださず、米国の忠告をしに来日したのであつて、日本が感謝すべきものであり特別の計らいにハリスは感謝する必要は無く、感謝するのは日本であると井上清直に述べている。これに対し我が使節達は神国日本からやって来たのであり、米国は礼無き国と評価するとともに、自分たち日本が辱めを受けないように振る舞うように努めていて、日本が国際交流について無知であつたことがわかる。

(39) 『航海日記』 154頁。

(40) 同 178頁。

(41) 同 171頁。

(42) 福澤諭吉『福翁自伝』慶應義塾、二〇〇四年、130頁。

(43) 橋川文三 前掲15頁。

(44) マサオ・ミヨシ 前掲88頁。

(45) 橋川文三 前掲16頁。

(46) 岡林伸夫 前掲71頁。

(47) マサオ・ミヨシ 前掲88頁。

(48) 橋川文三 前掲18頁。

(49) 福澤は咸臨丸の責任者であつた軍艦奉行木村喜毅の随員として咸臨丸に乗組。彼の『福翁自伝』8頁で「門閥制度は親のかたきでござる」と幕藩体制を批判している。

(50) (51) 『航海日記』 173頁。

(52) 同 196頁。

(53) 本章の冒頭部分に上げた、使節への心得の中に「一日も早く歸府致し候ハハ、御安心被遊候」と指示されていて、使節にとりこれに背いたと受け取られるような行動はできなかった。

(54) 『航海日記』 270頁。

(55) 安藤は「信睦」の外に「信行」、「信正」を名乗っているが、本論では「信睦」で統一する。

(56) 福地源一郎が『幕府衰亡論』(東洋文庫) 103頁に桜田門外の変の実行者を、幕府側から見て暴徒であるとしているので、幕吏としての村垣を研究する立場から、同様に攘夷論の高揚をここでは暴走とする。

(57) 福地源一郎『懷往事談』44頁によると、「その秋に帰国なし、かの地において非常の待遇を被り見聞を広くしたけれども、公使その器にあらざりしが上にその帰朝せし時には時勢またとみに一変したるを以て、彼等は皆口を鉗して米国にて見聞せしことを説かず、其の地位を保つに岌々たりければ、到底岩瀬、水野諸人の苦心もこのために水泡に属したりき。」と福地は評している。

(58) 藤井貞文他校注・川路聖謨『長崎日記・下田日記』平凡社、昭和四三年。

(59) 新潟市郷土資料館編「川村修就文書I」『新潟郷土資料館調査年報』第二集、新潟郷土資料館、一九七八年。

(60) マサオ・ミヨシ 前掲書 124・126頁。

(61) 同 153頁。

(62) 同 195頁。

終章 村垣の人物像

ここまで主として村垣の『公務日記』及び『航海日記』を用いて彼の履歴の要点と彼の幕吏としての行動について考察してきた。『公務日記』は第三者的な記録となっていて、記載事項に関し彼の個人的評価はほとんど表現されておらず、村垣の人物像を研究するには難解な史料であつた。

第三者的であるということは、幕末における幕府の動きを知る上で、記録者による脚色を排除でき、非常に役立つ史料であることを意味するものと言える。特に村垣が外交に関する職務に付いていたことから彼の『公務日記』は、彼の地位とは無関係に外交史料として貴重なものとなっている。この時期、外交の最前線で活躍した川路聖謨が残した『長崎日記』や『下田日記』も幕末の状況を知るには貴重な資料ではあるが、川路の個人的な評価が加えられた表現も多くあり、『公務日記』のような『大日本古文書幕末外国関係文書』への取上げられかたはされていない。

このような『公務日記』ではあるが、この日記は村垣が幕吏として、着実にその職務を遂行した証であることを示すものであると考えることができる。この着実な勤務姿勢が、当時外国掛の吏員として村垣の近くで勤務し、村垣の勤務姿勢を直接見ることできた福地源一郎³や田辺太一³が評価するように「いささか経験を積みたる俗吏³」という表現につながるものになったと考えられる。そしてこれらの評価は両者がともに直接村垣を知り得た立場からの評価であり、他の外国奉行たちと比較することができたという点から見れば、その評価には妥当性があると考えられる面もある。しかし、箱館奉行としての彼の勤務状況からは、彼が単なる能吏を超え、開明的かつ人道的な行動をとれる人物であることを窺うことができる。

一方『航海日記』は村垣が見聞した事柄や人物について彼の評価が各所に記されていて、村垣の人物像を研究する上で役立つ史料となつ

ている。

使節の米国への派遣は徳川幕府として初の公式の外国訪問であつたこと、随員の中に多彩な人材がいたこと、あるいは護衛艦として随伴した「咸臨丸」に乗艦していた勝海舟や福澤諭吉のように幕末から明治時代にかけて活躍した人物の日記や回顧談等があり、これらは『航海日記』と比較することができ、研究者にとって村垣を彼等と比較評価ができる。

福澤や勝の記録類は明治になつての記録が多く、彼等は日本の近代化に貢献したという観点から見られがちであり、村垣は慶應年間に既に隠居していて、航海日記の最後に

「異国の 灘のりこへて五百重波 かかる恵を 代々あふが³ん」

と歌うように、徳川幕府にいつまでも仕える姿勢を保っている中で記されたものであり、日本の近代化に貢献していないという印象でとらえられている。両者の比較にあたつてはそれぞれ異なつた社会環境の中で日記、回想録が記されたものであり、記された時代背景が異なっていることを忘れてはならない。

米国派遣使節に関する研究において、このような記録の作成時点や立場の違いを無視して、各々の記録を同じ背景・立場で記されたとする前提の評価基準でもつて、『航海日記』に現れる村垣の行動を保守的あるいは開明的でないと評価するものが多い。

村垣は徳川幕府の体制、規範の中で働き、安政の大獄にも巻き込まれず、さらに遣米使節としての功績を評価されて千石を超える旗本に出世できたのは、彼の家筋が將軍吉宗の時代から封建体制の中で長年幕府の「特殊な家筋」の幕吏として仕え、幕府の体制ないしは徳川家を護るために働いた成果であつたと考えるべきであろう。

明治維新が今日の日本の繁栄に繋がっていて、徳川幕府の封建的体制を打破したとする立場から見ると、村垣の日記に現れる勤務や所見をもつて彼の姿勢が幕府倒壊へ向かう動きに対応できなかったと批判

することは容易である。またそのような村垣を、田辺が言うように「淡路守は吏途の出身にて、たゞ吏務に経験ありといふまで」と、言うこともできるであろう。

しかし、村垣が御庭番家筋の出身であつて、將軍に直屬して働く立場にあり、將軍の直衛、耳目として働く「特殊な家筋」の者でありかつ幕府の命令に忠実に従うのが彼の立場であり、御庭番家筋の立場であつた。このことが結果として村垣を諸太夫まで押し上げたのであつて、さらに、村垣は本人の記録にもあるように祖父の働きが認められた成果として「特殊な家筋」の一員であることができたと考えられる。

当然本人の能力もあつて、嫡男でないにも関わらず別家を許され、着実に出世を続けてゆき、幕府体制を護り、その強化のために尽力していった。つまり、これが彼の幕吏としての役割であつた。

幕府を護るあるいは幕命に忠実に従うという彼の姿勢は、『航海日記』にも現れるように、合衆国大統領への謁見に際し「かゝる胡國に行きて皇國の光をかゞやかせし心地し、おろかなる身の程も忘れて、誇り貌に行もおかし。」と記している点によく現れている。

このような彼の姿勢を、橋川は福澤と比較して「幕末の外交感覚に根強く浸透していた華夷思想を基軸として、名分論的に形式性と傳統性の立場からすべての制度と風習を批判しようとする彼の理解は、一見あらゆる事物を整合的に包括しうるように見えた」が「社會的事象を形式的に觀察」し「いかにも封建的官僚らしく既成のイデオロギーのフレームに従つて終局的に評價して」しまい「福澤には一個の文明に對する正當な態度があり、村垣にはそれが無い」と評するとともに村垣の態度を「瘦我慢ではなく、優越意識に支えられた堂々たる無知といった印象を与える」と断じている。

橋川の論は昭和三五年に發表されていて、筆者にはこの論は村垣の生きた時代背景や村垣の立場を考慮していない評價であるように思われる。橋川は比較の対象に福澤をもつてきているが、彼はすでに触れ

たように福澤が幕藩体制を忌避していて、明治に入り多くの著述を残し現代的學術の振興に貢獻した人物であることを前提として村垣批判をしている。これは既に述べたように幕藩体制に疑いも持たず、幕府のために働いた村垣の背景を無視して現代的な感覚に立つて徳川幕府を批判するものであり、筆者には同意しかねるところがある。

当時の村垣のみならず多くの幕吏が外国諸國からの外交攻勢の中で、日本の独立を守り幕府体制を守るといふ立場で働いていたのである。その判断基準が封建制の下での価値基準であつたのは当然のことである。その判断基準の中で、幕吏は幕府体制を堅持するため働いたのであつて、幕末期の開明的な有司の代表格とされる岩瀬忠震でさえ、開港を機に幕府強化のため經濟の中心を大阪から江戸に移すことで

「天下之利權を御膝元に歸し、萬世之利源を興し、中興一新之鴻業も、これ二從て相立候御基本と奉存候」と幕府の強化に繋がると考えていたのである。

岩瀬に比べると村垣は新しい発想で、諸外國との外交を行うといった能力は低かつたと考えてよいが、岩瀬のような発想を実現するためには、村垣のように業務を着実にこなすことができ、着実に調査や事務を行い、知恵を働かせることのできる人物が必要であつた。

村垣がそのような人物であつたからこそ、諸太夫にまで出世し、御庭番家筋の長老としての存在にもなれたのである。

初の公式使節団の一員として米國に派遣されたのも、第二章でも述べたように御庭番あるいは御庭番家筋の者として「將軍の御為」という使命感に基づき、着実に吏務を実施し幕府のために尽くしてきたことも一因であつたと判断してよいであろう。

それでは、彼は保守的で全く開明的なところは無かつたのであろうか。

村垣を保守的とするその内容は華夷思想や階級制度の中での彼の行動や所見を指して評価している。確かに前述のように村垣はこれらの

思想、倫理観をもって行動しているが、これらの思想倫理観での行動の全てを保守的、非開明的とすることは妥当ではない。

村垣が幕命に従って、蝦夷地見分時に提出した「北蝦夷地の国境」については、提案した国境の早期設定に向けてたびたび意見具申を行っている。そして、ロシア艦船の対馬占拠については、その解決の確証を得るため、幕吏をロシア艦艇へ乗艦させ対馬の現場確認を行わせる、といった発想を実現させている。

さらには、箱館における交易について、箱館に居座って交易を行うことに安んじることなく、相手国へ出かけ「萬國互市の交易」を試し、貿易を学ぶ必要を上申し、そして彼の箱館在勤中にアムール河口のニコライエフスクへの貿易船の派遣を実現させている。この他に、蝦夷地開拓のため産業技術の導入、捕鯨技術導入の試み等多くの新たな挑戦を行っている。

このように幕府体制の中で、幕命に忠実であろうとする行動基準の下ではあるが新たなことを行つた村垣の姿勢を保守的であるとすることはできない。

同様に、村垣は蝦夷地（本蝦夷地、北蝦夷地、クナシリ、エトロフを含む）の開発、保全及び警備のため夷人の撫育の任務を与えられていたが、彼は夷人の痘瘡による健康被害に注目し夷人への種痘に力を注ぎ、寒冷による夷人の幼児死亡率が高いことへの対応として衣服を支給するといった施策を採っている。

これと同様に、村垣は米国における、病院、幼院について「是等の事は我國も恥べき事なりける」と、我が国の遅れを嘆き、夷人撫育に見せたのと同様に人道的な考えを示して、「人情」への理解の深い人物であったと考えてよい。

また村垣は箱館において属吏へ英語学習の機会を与えたり、遣米中は米国滞在中における施設等の見学において蒸気機関を日本に導入するため留学生を派遣すべきとの考えを示すとともに、航海術や測量

術の遅れを指摘し、国の強化のために必要な技術の導入や教育についても注目している。

このように村垣の行動や考えは、福地や田辺のように村垣の近くにあった者達の評価や現代の研究者の評価とは異なり開明的な面を示している。

『航海日記』に記す彼の開明性あるいは先進性は帰国当時の国内情勢から

「攘夷の焰がようやく盛んになっていたので、一行が見聞してきたことを、わが国人に知らせることさえ遠慮しなければならぬ」と状態であり、せつかくの彼の経験を幕府体制の強化には反映させることはできなかったものの、村垣等の使節としての働きは、米国の国民に東洋の国を直接披露し、日本への関心を持たせるに十分な成果を上げたと言える。

遣米使節の成果も帰国後の一八六一年五月に勃発した米国の南北戦争のため、米国の日本に対する影響力が衰え、攘夷の波以外にも村垣たちの経験を生かす日米間の継続的な関係を保つ機会が失われることとなったことは日本にとり残念であった言わざるをえない。

次に勘定吟味役へ補任されてから文久三年二月に「蝦夷地御用御免」になるまで九年に及ぶ村垣の幕吏としての勤務は蝦夷地と深い関わりを持ったものであった。この蝦夷地に関する彼の職務は対ロシア対策、蝦夷地経営への尽力であった。その中で幕府の方針である「夷人の撫育乃至は順撫」については彼は種痘の推進に力を注ぎ、夷人の痘瘡被害の減少に努めたことは特記してよい。また、明治政府の屯田兵の施策に繋がる武家の部屋住や厄介者等の蝦夷地在住策の提言、耕地の可能性の調査あるいは対露政策としての国境確定のついで意見上申等、今日の北海道の発展に繋がる多くの施策の執行に尽力した。

このうち徳川幕府の夷人の順撫策としての和人性化や明治政府の北海道開拓について、今日では、先住民であったアイヌの歴史、文化に打

撃を与えたとされ、アイヌが先住民族であることの確認と彼等を一民族として正當に扱う方向での政策が取られようとしている。

今日アイヌのみならず、世界において先住民対策への対応が問題とされ、先住民へのかつての呼称（例えば「アメリカインディアン」や「エスキモー」と言った呼称）が差別用語とされる情勢にあるが、当時の日本を取り巻く情勢は蝦夷地を安定した我が国の領土とするため、夷人を日本の民族と見なさなければならぬものであった。このため幕府が夷人の惨状に気づきこれを和らげるために和人化を進めたのは、夷人が外国勢力に懐柔され蝦夷地がロシアの勢力下に陥るのを防止しようとするための政策であつて、村垣はこの政策に従つて夷人の撫育を実施したものであり、その成果として種痘という形の成果を残すことができた。

種痘の成果は、当時夷人を下位に見なす身分制度を超えて評価できるものであつて、村垣の開明性の表れであり、夷人の民族性を村垣が否定したということとはできない。

また蝦夷地の開拓については、数度の蝦夷地見分及び廻浦時において耕作可能地域の調査、漁業地の調査、あるいは釧山の可能性の調査に当たり、木材の乱伐の防止や蝦夷地産物会所の設立に見られるように蝦夷地の経済的な独立に必要な活動を同役とともに実施した。

さらには釧山の開発のため米国公使への技師派遣要請を行い、その実現を見るなど、村垣は蝦夷地（北海道）の発展のため少なからぬ役割を果たした。

ここまで考察してきたように、村垣は「特別な家筋」出身の幕吏として、將軍の直衛として幕府のために働き、開国に際しては外交官として幕府の威厳を保つ努力を行った。その結果、北海道の今日の基礎作りや横浜の今日の繁栄に繋がる役割を果たした。

以上述べてきたように村垣はその働きにより、御庭番家筋の者としては破格の出世ができたのであった。彼の役割はあくまでも將軍や幕

府のための政治あるいは行政を執行するものであつて、彼はそれを実に履行した幕吏であつた。その中であつて、開明性や先進性を發揮し、意見具申もでき、活動できたのであり、將軍や幕府に異を唱えるような倫理感を持ち合わさず、ひたすら幕府のために尽くしたと言える。

このように開明性や先進性を持ち、外交の経験を持つ村垣が、彼の立場から当然であつたであろうが、將軍や老中等の判断に忠実に従い幕府の崩壊を迎えざるを得なかったことを筆者は残念に思う。

注

(1) 福地は和蘭通詞として幕府に雇われ外国方に勤め、明治政府の大蔵省勤務を経て東京日々新聞社で言論人として活躍、同社社長を勤めた。

(2) 田辺は幕府で外国方を勤め、明治政府の外務省に出仕し貴族院議員にまで登った。

(3) 福地源一郎『懷往事談』行人社、昭和六〇年、44頁。

(4) 『航海日記』291頁。

(5) 田辺太一『幕末外交談』（續日本史籍協会叢書復刻版）、東京大学出版会、昭和五一年、123頁。

(6) 『航海日記』151頁。

(7) 橋川文三 前掲書15・18頁。

(8) 『幕末外国関係文書』第一八卷八九号文書。

(9) 『航海日記』191頁。

(10) 田辺太一 前掲書146頁。

(11) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会「報告書」首相官邸平成二一年七月、11頁、

村垣範正履歴年表

年月	西暦	村垣履歴	主要事象
文化十年 九月	一八一三年 十月	村垣範正出生	
天保二年 七月	一八三一年 八月	新規召出、小十人格二十人扶持 御天守台下御庭番 別家設立	
天保六年 十一月	一八三六年 一月	御具足御細工御見廻御用	
天保七年 七月、十一月	八月、十二月	同右褒美 御移替後居附勤務	
天保八年 三月	一八三七年 四月	遠国御用（大阪表）	
天保九年 三月	一八三八年 五月	遠国御用（甲州筋）	
四月	六月		江戸出火
七月	九月	出火時の働きに褒美	
天保十年 五月	一八三九年	遠国御用（東国、北国、五畿内）	
天保十一年 十一月	一八四〇年		三方領知替発令
天保十二年 六月	一八四一年	遠国御用（出羽国、越後国）	
七月			三方領知替中止
十二月	一八四二年	遠国御用（常陸国）	
天保十三年 三月		日光参詣（天保十四年）御供仰付	
十月	五月	遠国御用（日光筋）	
天保十四年 一月	一八四三年 二月	日光参詣御供 同右歩行御供褒美	將軍日光参詣
閏九月	十一月		阿部正弘老中就任
天保十五年 四月	一八四四年 五月	遠国御用（常陸国）	
五月	六月		本丸炎上

天保十五年 六月	一八四四年	御本丸御普請御用	
十二月	一八四五年 一月	本丸炎上骨折褒美 本丸普請付奥向見廻褒美 本丸御普請掛骨折別段手当	
弘化二年 三月	四月	細工頭	
五月	六月	前役褒美	
十二月	一二月	被進被遣被下御用 同右褒美	
弘化三年 十月	一八四六年 十一月	御細工所入用減方骨折拝領物	
十二月	一八四七年 一月	右大将御用兼勤拝領物	
弘化四年 七月	八月	西丸被進被遣被下御用褒美	
嘉永元年 三月	一八四八年 四月	精姫君御引移御用取扱	
十一月	十一月	鋪姫御誕生御用褒美	
嘉永二年 一月	一八四九年 二月	御細工所入用減方骨折拝領物	
十二月	一八五〇年 一月	千代君下向其外御用取扱	
嘉永三年 九月	十月	御馬具入用減方骨折褒美	
十一月	十二月	精姫君御引移御婚禮御用拝領物	
嘉永四年 四月	五月	御貽頭 表御台所年番兼勤 先役中御細工所入用減方骨折拝領物 御貽所御取締掛心得	

嘉永四年 十一月	一八五一年 十二月	御賄所取締宜御入用減拝領物 褒美	
嘉永六年 六月	一八五三年 七月		ペリー来航
七月	八月	慎徳院様（將軍家慶）御葬送御法 事御用 同右拝領物	
嘉永七年 （安政元年） 一月	一八五四年 二月	勘定吟味役・海岸防禦掛・松前蝦 夷地御用 布衣	日米和親条約
二月	三月	松前蝦夷地向出立	
三月			
十月	十二月	蝦夷地より帰府 露西亞船応接掛・下田表向出立 一時帰府	下田地震・大津波
十一月	一八五五年 一月	御用多出精拝領物	
十二月		江戸向本町深川橋々掛 松前蝦夷地並奥地海岸見分拝領物 下田御用済帰府 箱館表御用在府取扱	蝦夷地を幕府直轄とする 下田・箱館開港
安政二年 一月	二月		
二月	三月		
五月	七月	内海御台場普請並大筒鑄立大船其 他御船製造御用 東海道筋川々御普請御用 同右暇拝領物	
十月	十二月		
十二月	一八五六年 一月		

安政二年 十二月	一八五六年 十一月	寄合小普請等御役金取立骨折拝領物	
安政三年 一月	二月	東海道筋川々筋御用出立	
二月	三月	右御用済帰府	
三月	四月	右御用拝領物	
五月	六月	露西亞船渡来御用罷越骨折拝領物	
七月	八月	箱館奉行被仰	ハリス下田来港 諸術調所取建
八月	九月	諸太夫仰付、「淡路守」を称す 箱館役所へ暇拝領物	
九月	十月	箱館役所向出立	
十月	十月	箱館役所向出立	
十二月 十一月	一八五七年 一月	勘定吟味役時大砲製造御用拝領物 箱館村々初収米拝領物 蝦夷地廻浦出立	
安政四年 一月	一月	西蝦夷地にて越年 勘定吟味役時深川橋々普請修復御 用拝領物	
三月	四月	役所交代	
四月	八月		
六月	十二月		
安政五年 三月	一八五八年 四月	役所交代	
四月	五月	廻浦出立	日米修好通商条約調印
六月	七月		

安政五年 六月	一八五八年 八月	蝦夷地廻浦濟府 外国奉行仰付 箱館奉行当分兼帯 松前蝦夷地御用拝領物	堀田正睦老中罷免、老中太田資 始、間部詮勝外国掛となる 外国奉行新設 安政の大獄始まる
九月	十月		
十月	十一月		
十二月	十二月	一八五九年 二月	
安政六年 四月	五月	勝手方勘定奉行兼帯 神奈川奉行兼帯 遣米用意申渡	
六月	七月		
九月	十月		
十月	十一月	勘定奉行兼帯御免 近米利加御用暇拝領物	
十二月	十二月		
万延元年 一月	二月	米国向出立 ホノルル着 サンフランシスコ着 ワシントン着 大統領謁見	
閏三月	五月	勘定吟味役時小筒製造御用拝領物 批准書交換 ボルチモア、フィラデルフィア、ニ ーヨーク見学 ニューヨーク発 ケープタウン通過 香港着 米国より帰府 神奈川奉行兼帯御免 遣米帰国拝領物	安藤信睦老中就任
四月	五月		
五月	六月		
七月	八月		
九月	十月		
十月	十一月		
十二月	十二月		

万延元年 十一月	一八六〇年 十二月	プロシヤ条約交渉全権 帰府拝領物	堀利熙自殺
十二月	一八六一年 一月	アメリカ御用拝領物 遣米骨折加増 外国御用拝領物	ヒュースケン暗殺 日米通商修好条約調印
文久元年 二月	二月	箱館役所へ暇拝領物 箱館向出立	露領事ゴシケビツチ品川入港 露軍艦対馬に入港、兵上陸占拠 米国南北戦争勃発 箱館奉行所支配向をアムール河 口方面へ派出
三月	四月		
八月	九月	箱館台場普請御用外拝領物 知行所書出 箱館役所より帰府	
九月	十月		
十一月	十二月		
十二月	一八六二年 一月	外国御用多端拝領物	
文久二年 四月	八月	安藤信睦老中解任 箱館奉行在任仰付、箱館奉行兼帯 御免、箱館御用筋引受取扱、箱館 奉行在府の通り支配向おも指揮、 会所御用 外国御用多端拝領物 箱館表御用引受取扱拝領物 蝦夷地御用江戸取扱御免	
七月	八月		
十二月	一八六三年 一月		
文久三年 二月	三月		

文久三年 六月	一八六三年 八月	作事奉行仰付	本丸、二丸焼失
十一月	十二月	本丸、二丸焼失片付御用取扱	
十二月	一八六四年 一月	本丸普請御用	
元治元年 八月	九月	西丸留守居	
		御役御免勤仕並寄合、若年寄支配	
慶應元年 四月	九月 十月	作事奉行時西丸普請御用拝領物	
		作事奉行時本丸、二丸焼失跡片付 拝領物	
明治元年 二月	一八六八年 三月	隠居、淡叟と改名	
明治十三 三月	一八八〇年 三月	病死 六八歳	

参考文献

- 青木美智男「旗本新見家に残された天保十二年『三方領知替』中止をめぐる史料」神奈川県史編集委員会編集『神奈川県史研究』第一八号 神奈川県企画調査部県史編集室、昭和四七年、横浜、43、48頁。
- 荒川秀俊「嘉永七年の江戸日本橋より奥州津軽松前西海岸北蝦夷唐太嶋迄休泊里数留『日本歴史』第一六五号 日本歴史学会、一九六二年、89、96頁。
- 飯田虎夫「安政期幕府外交の意義と限界―岩瀬忠震を中心として―」『藝林』第四四卷第二号、藝林会、平成七年、京都、27、54頁。
- 飯田虎夫「一橋派運動と岩瀬忠震」『政治経済史学』第三六八号、政治経済史学会、平成九年、1、14頁。
- 石井孝『勝海舟』（日本歴史学会人物叢書）吉川弘文館、昭和四九年。
- 石井孝『日本開国史』吉川弘文館、一九七二年。
- 石川榮吉『海を渡った侍たち』読売新聞社、一九九七年。
- 石川洋「お雇い外国人覚え書き―その1 幕末期―」『日本古書通信』第五四卷第一号 日本古書通信社、昭和六四年、4、7頁。
- 維新史學會編『幕末維新外交史料集成』第五卷 財政經濟學會、昭和十八年。
- 市村佑一・大石慎三郎『鎖国 ゆるやかな情報革命』（講談社現代新書）講談社、一九九五年。
- 岩下哲典『幕末日本の情報活動』（改訂増補版）雄山閣、二〇〇八年。
- 「福島義言航米日記」江戸旧事采訪会編『江戸』複製版 第三卷、昭和五六年、126、264頁。
- 「亜使貨幣要録」江戸旧事采訪会編『江戸』複製版 第三卷、昭和五六年、265、432頁。
- 「水野筑後守万延元年遣米使に関する記事」江戸旧事采訪会編『江戸』複製版 第三卷、昭和五六年、345、350頁。
- 「箱館鎮台史料」（其一）江戸旧事采訪会編『江戸』第三卷第參綴第拾壹号、大正五年。
- 「箱館鎮台史料」（其二）江戸旧事采訪会編『江戸』第參卷第四綴第拾貳号、大正五年。
- 「箱館鎮台史料」（其三）江戸旧事采訪会編『江戸』第四卷第壹綴第拾參号、大正五年。
- 「箱館鎮台史料」（其四）江戸旧事采訪会編『江戸』第四卷第貳綴第拾四号、大正五年。
- 岡林伸夫「万延遣米使節におけるアメリカ体験の諸相（一）」『同志社法学』第一九七号 同志社法学会、昭和六一年、54、90頁。
- 岡林伸夫「万延遣米使節におけるアメリカ体験の諸相（二）」『同志社法学』第一九九号 同志社法学会、昭和六二年、57、91頁。
- 岡林伸夫「万延遣米使節におけるアメリカ体験の諸相（三）」『同志社法学』第二一〇号 同志社法学会、平成元年、75、131頁。
- 大蔵省編纂『日本財政經濟史料』第四卷、財政經濟研究会、大正一年。
- 加藤英明「徳川幕府外国方：近代的対外事務担当省の先驅―その機構と人―」『幕末維新と外交』（幕末維新論集）、吉川弘文館、二〇〇一年。
- 勝海舟『開国起原』（明治百年史叢書）原書房、昭和四三年。
- 金井圓『対外交渉史の研究―開国期の東西文化交流』有隣堂、一九九八年、横浜。
- 神奈川県民部県史編纂室編『神奈川県史』通史編三近世（二）神奈川県、昭和五八年、横浜。
- 上白石実「安政改革期における外交機構」日本歴史学会編『日本歴史』吉川弘文館、平成五年、61、75頁。
- 川路聖謨著、藤井貞文・川田貞夫校注『長崎日記・下田日記』（東洋

文庫) 平凡社、昭和四三年。

川田貞夫『川路聖謨』(人物叢書) 吉川弘文館、一九九七年。

門松秀樹『開拓史と幕臣―幕末・維新期の行政的連続性―』慶應義塾

大学出版会、二〇〇九年

川村修就『在勤日記』『初代新潟奉行川村修就文書一／新潟市資料館

調査年報二』新潟市郷土資料館、一九七八年、新潟。

川村修就『修就日記』国会図書館蔵『川村家文書』マイクロフィルム

版リールNo 11第四三一号文書

『御庭番御内々遠国御用被仰付廉記』『初代新潟奉行川村修就文書一

五／新潟市資料館調査年報一六』新潟市郷土資料館、一九九二年、新潟。

『御庭番家筋之儀并御用其外勤方手続書』『初代新潟奉行川村修就文

書一五／新潟市資料館調査年報一六』新潟市郷土資料館、一九九

二年、新潟。

『御庭番家筋之姓名書』『初代新潟奉行川村修就文書一五／新潟市資

料館調査年報一六』新潟市郷土資料館、一九九二年、新潟。

菊池勇夫『箱館奉行の基本的性格について―黒印状・下知状の分析―』

田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、昭和六

二年、634・664頁。

北島正元『三方領知替』と上知令』『金鯢叢書』創刊号、徳川黎明

会、昭和四九年、136・157頁。

木村芥舟『木村芥舟翁履歴略記』江戸旧事采訪会編『江戸』複製版第

三巻、昭和五六年、153・244頁。

木村芥舟『燭籥記』江戸旧事采訪会編『江戸』複製版 第五巻、昭和

五五年、1・44頁。

旧事諮問会編、進士慶幹校注『旧事諮問録』岩波書店(岩波文庫)、一

九八六年。

栗原隆一『村垣範正―御庭番の経験を生かし、遣米正使を引き立てる』

『歴史に見る群像』二 旺文社、一九八六年、189・233頁。

黒坂昌夫『村垣範正の航海日記を読んで』文化庁文化財保護部監修『月

刊文化財』第五〇号 第一法規出版社、一九六七年、4・7頁。

京口元吉『岩瀬肥後守忠震とその手記』『史観』第六二冊、早稲田大

学史學會、昭和三六年、1・46頁。

慶應義塾図書館編『木村摂津守嘉穀日記』塙書房、昭和五二年。

『木村喜毅宛岩瀬忠震書簡』『近代日本研究』第五巻、慶應義塾大学

福澤研究センター、一九八八年。

『幕末外交文書譯稿』慶應義塾編『福澤諭吉全集』第二〇巻、慶應義

塾(岩波書店版)、昭和三八年、481・814頁。

五戸千博『幕末外交における諸問題と海防掛』『駒沢史学』第三五号

駒澤大学史学会、一九八六年、57・75頁。

小林裕幸『箱館をめぐる人物史―十九世紀人の光と影―』函館大学出

版会、二〇〇二年、函館。

小松重夫『幕末遠国奉行の日記―御庭番 川村修就の生涯』(中公新

書) 中央公論社、一九九八年。

小松重夫『旗本の経済学―御庭番川村修富の手留帳―』郁朋社、平成

一二年。

近藤久雄『万延元年遣米使節批判について』『大正大学大学院研究論

集』第二六号、大正大学、平成一四年。

近藤久雄『日米修好通商条約の研究』『大正大学大学院研究論集』第

二八号、大正大学、平成一六年。

坂本藤良『小栗上野介の生涯』講談社、昭和六二年。

佐藤匠『箱館奉行所』における外交政策』『政治経済史学』第四五

六号、平成一六年、25・42頁。

佐藤三知男『北海道の鉄道におけるアメリカ技術導入の経緯について

―村垣淡路守と英学の影響―』『鉄道史学会』第一四号、鉄道史学

会、一九九五年、1・7頁。

更科源藏・吉田豊訳『アイヌ人物史』（松浦武四郎原著近世蝦夷人物史）（人間選書）社団法人農山漁村協会、昭和五十六年。

嶋村元宏「川村清兵衛「房州相模御台場取調書」について」『神奈川県立博物館報告』第二十九号 神奈川県立博物館、平成一五年、15、29頁。

白山友正「箱館奉行の黒竜江出貿易事情とその社會經濟史的意義」『社會經濟史学』東京帝国大学經濟学会、昭和一四年、85、96頁。

杉谷昭「北海道立図書館所蔵／箱館奉行所文書について（堀／村垣廻浦記録）」佐賀大学教育学部編『研究論文集』第二〇集 佐賀大学、昭和四七年、佐賀、57、77頁。

杉谷昭「北海道立図書館所蔵／箱館奉行所文書について（安政六年竹内保徳廻浦記録）」佐賀大学教育学部編『研究論文集』第二一集 佐賀大学、昭和四八年、佐賀、55、72頁。

高野和人編訳『航米記 肥後藩士木村鉄太の世界一周記』熊本日々新聞社、二〇〇五年、熊本。

高橋信吉「蝦夷痘徴史考」河野本道選『アイヌ史料集成』第三卷第六分冊、北海道出版企画センター、昭和五五年、札幌。

瀧井一博「村垣範正の『遣米使日記』——もうひとりの和製トクヴィル」『本』第三四卷第五号 講談社、二〇〇九年、50、53頁。

高柳眞三・石井良助編『御觸書寛保集成』岩波書店、一九三四年。

高柳眞三・石井良助編『御觸書天保集成』岩波書店、一九四一年。

武田八州満『海の国 安藤対馬守信睦の生涯』文藝春秋、昭和五一年

田中弘之「阿部正弘の外交政策に関する一試論」『駒沢史学』第五八号、駒澤大学史学会、二〇〇二年、239、251頁。

田辺太一『幕末外交談』（續日本史籍協会叢書復刻版）、東京大学出版会、昭和五一年。

玉虫左太夫著、稲葉一郎解説『入北記』北海道出版企画センター、一九九二年、札幌。

玉虫左太夫著沼田次郎外校注「航米日録」『西洋見聞集』（日本思想大系）岩波書店、一九七四年。

津田秀雄「江戸幕府勘定吟味役制度」『經濟理論』第二三四号、和歌山大学經濟学会、一九八九年、20、43頁。

東京大学史料編纂所蔵『大日本維新史料稿本』マイクロフィルム版。

東京大学史料編纂所蔵『村垣範正履歴明細書』。

東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外國關係文書』東京大学出版会、一八八四—二〇〇七年

東京大学史料編纂所編『柳営補任』一一五（大日本近世史料）、東京大学出版会、一九六三—六六年。

土居良三『幕末五人の外国奉行』中央公論社、一九九七年。

土居良三『開国への布石——評伝・老中阿部正弘』未来社、二〇〇〇年。

中井昌夫訳『オイレンブルグ日本遠征記』（新異國叢書）雄松堂書店、昭和四四年

長尾正憲「安政期海防掛の制度史的考察」『法政史学』第三三号、法政大学史学会、昭和五六年、42、60頁。

日米協会編『万延元年第一遣米使節日記』（復刻版）（社）日米協会、昭和五二年。

日米修好通商百年記念行事運営会編『万延元年遣米使節史料集成』第七卷、風間書房、昭和三六年。

日本史籍協會編『阿部正弘事蹟』二（續日本史籍協會叢書復刻版）東京大学出版会、昭和四五年。

沼沢次郎、松沢弘陽校注『西洋見聞集』（日本思想大系）岩波書店、一九七四年。

瀬津正志「文久元年露艦ボサドニツクの対馬占拠に就いて」『幕末維新と外交』（幕末維新論集）、吉川弘文館、二〇〇一年。

芳賀徹『大君の使節』中央公論社（中公新書）、昭和四三年。

函館日米協會編『函館開化と米國領事』北海道新聞社、一九九四年、

函館。

函館市編『函館市史』通説編第一卷、第二卷、函館市、昭和五五年、函館。

橋川文三「村垣淡路の文明感覚」『學燈』第五七卷第七号 丸善、昭和三五年、15、18頁。

長谷川誠一『箱館英学史研究』ニューカレント・インターナショナル、昭和六一年。

服部逸郎『幕臣航海記―太平洋を渡る遣米使節』人物往来社、昭和三年。

服部逸郎『七十七人の侍アメリカへ行く』講談社、一九六五年。
馬場憲一「勘定奉行・勘定吟味役に関する一考察」『法政史学』第二七号、法政史学会、昭和五〇年、21、35頁。

原剛『幕末海防史の研究』名著出版、昭和六三年。

原田一典『雇い外国人』⑬ 開拓 鹿島出版会、昭和五〇年。

彦根藩史料調査委員会編『史料 公用方秘録』（彦根城博物館叢書）彦根城博物館、二〇〇七年、彦根市。

日野清三郎著・長正統編『幕末における対馬と英露』東京大学出版会、一九六八年。

檜山良昭『幕末の官僚』光文社、一九九八年。
H・ヒュースケン、青木枝朗訳『日本日記』（岩波文庫）岩波書店、一九八九年。

T・ハリス著、坂田精一訳『日本滞在記』（岩波文庫）岩波書店、一九五四年。

深井雅海「江戸幕府御庭番と幕政」『金鯨叢書』第七輯 徳川黎明会、昭和五五年、351、386頁。

深井雅海「寛政改革期前後における御庭番の活躍」『金鯨叢書』第八輯、徳川黎明会、昭和五六年、329、362頁。

深井雅海「寛政改革期前後における御庭番「遠国御用」に関する史料」

『金鯨叢書』第一二輯 徳川黎明会、昭和六〇年、417、434頁。

深井雅海『江戸城御庭番』（中公新書）中央公論社、一九九二年。
深井雅海「（史料翻刻）御庭番川村脩正の「九州筋御用之手留」『金鯨叢書』第二五輯、徳川黎明会、平成十年、117、134頁。

福澤諭吉『福翁自伝』慶應義塾、二〇〇四年。

福地源一郎『幕末政治家』（東洋文庫）平凡社、一九八九年。
福地源一郎『懷往事談』行人社、昭和六〇年。

福地源一郎『幕府衰亡論』（東洋文庫）平凡社、昭和六〇年。

藤田覚「新見伊賀守正路日記」と三方領知替中止前後の幕閣」『東京大学史料編纂所報』第一号、一九七七年、11、22頁。

藤田覚『幕藩制国家の政治史的研究』校倉書房、一九八七年。
別冊『歴史読本』（特別増刊号）第二〇巻第三〇号、新人物往来社、一九九五年。

北海道総務部行政資料室編『北海道功労者関係資料集成』北海道行政資料室、一九七一一七二年、札幌。

北海道庁編『新撰北海道史』第二巻 北海道庁、昭和一二二年、札幌。
北海道編『新北海道史』第九巻資料編、北海道、昭和五五年、札幌。

穂積鶯「伝記小栗上野介」『小栗上野介』小栗上野介を偲ぶ会、昭和五一年、横須賀。

本間正「村垣範正『航海日記』にあらわれたアメリカ記事」『学習院大学法学年報』第一三号 学習院大学法学会、昭和五三年、25、66頁。

松岡英夫『大久保一翁』（中公新書）中央公論社、昭和五四年。

真鍋重忠『日露関係史』吉川弘文館、昭和五三年。
マサオ・ミヨシ著・佳知晃子監訳『我ら見しまに 万延元年遣米使節の旅路』平凡社、一九八四年。

松浦武四郎「近世蝦夷人物史」高倉新一郎編『日本庶民生活史料集成』第四巻 三一書房、一九六九年、731、813頁。

松浦武四郎著・高倉新一郎校訂・秋葉実解読『丁巳東西蝦夷地山川地理取調日誌』上 北海道出版企画センター、昭和五七年、札幌。

松平太郎『江戸時代制度の研究』武家制度研究会、大正九年。

三野行徳『近代移行期、官僚組織編成における幕府官僚に関する統計的検討―『明治五年官員全書』を中心に―』大石学編『近世国家の権力構造―政治・支配・行政―』岩田書院、二〇〇三年、379、419頁。

村垣範正『公務日記』東京大学史料編纂所編『大日本古文書幕末外国関係文書』第四三卷一二二号文書、第四四卷一一六号文書、第四五卷八七号文書、第四六卷一一九号文書、第四七卷八一号文書、第四八卷一〇二号文書、第四九卷第一〇二号文書、第五〇卷一一七号文書、第五一卷八二号文書および付録二―七卷。

村垣淡路守範正・吉田常吉編『航海日記』時事通信社、昭和三四年。守屋嘉美『ペリー来航直後の幕吏の動向』『東北学院大学論集 歴史学・地理学』三五号 東北学院大学学術研究会、二〇〇二年、1、36頁。

保田晴男編『林鶴梁日記』第五卷 日本評論社、二〇〇三年。

吉田武三『北方の空白』北方文化研究会、昭和四二年。

横浜市編『横浜市史』横浜市、昭和三四年、横浜。

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会「報告書」、首相官邸、平成二一年七月、首相官邸、インターネット <http://www.kantei.go.jp/singi/ainu/dai10/siryoul.pdf> (2009/9/12にアクセス)。

あとがき

村垣範正の日記から、幕末の政治、外交の一部分に触れてきた。そこでは幕吏つまり官僚が行政の中核となつて幕府のため、日本のため勤務に励んでいた状況の一部を認識することができた。

はじめて村垣の『航海日記』に触れたとき、外国語もままならない状態で、しかも日米両国とも同時通訳など思いもよらない環境下で当時の官僚達が外交交渉を行い、開国への道筋を付けた苦勞に思いを巡らした時、村垣という人物が幕末において特別優秀な人材であつたろうとの思いを持ったものである。

この感想が筆者に歴史に対する勉学意欲を沸き立たせ、通信教育の履修への道を開いてくれた。そしてその延長上に卒業論文の対象として村垣を置くこととなった。

そして今論文を書き上げてみると、村垣の何を理解できたのであるうかという思いが筆者を捉えて離さない。

村垣は決して幕末の英雄ではなく、取りようによつては出世に汲々とした一官僚であつて、幕府の崩壊を防ぐこともできなかったではないかと批判することもできる。

しかし、政策を現実のものとして執行していくのは彼等のような官僚であり、このことは維新政府でも、現在の日本の社会否世界中で同じであらう。

ただ、その官僚の輩出の原点がどこにあるかであつて、官僚の働きなくては行政は執行できない。問題は政府首脳（国王であれ大統領であれ首相であれ）が官僚をいかに使うか、彼等の生み出す成果をいかに利用し政治判断を下していくかということである。

本論文では、政策決定過程は対象としなかったが、村垣を研究するにつれて政府首脳つまり老中の判断力をはじめとする能力が、官僚の能力をいかに引き出すか、国をどのように導いていくかを決定するものであるという点に注目すべきであると強く認識した。

村垣の「航海術の取得が急務である」という所見に接し自分の若き日の経験であり、彼の日記にも出てくる、六分儀を用いての艦位測定に苦勞したこと思い出し、彼の所見に納得をして、彼を研究する意欲を高めたが、研究中には多くの疑問が湧き、幕末期の幕府側からみた歴史の研究としては筆者にとりまだまだ多くの課題があることを痛感せざるを得ない。

研究に入る前に抱いた村垣評の妥当性の評価について十分な回答を見つけることはできなかったが、研究を通しておぼろげながら村垣という人物がみえてきた。

その一方で、幕末の幕吏として村垣よりも能力が高いと認められていた岩瀬をはじめとする多くの優秀な幕吏を抱えていながら、幕府はなぜ崩壊してしまつたのかを解くため、さらに村垣の研究を重ねていく必要性を強く感じている。

このように村垣研究は緒に付いたばかりであり、さらに史料探しを行い、史料の解説能力をあげていき、今後とも村垣に関する研究を続けて行きたい。

慶應義塾の通信教育の受講は私にとり非常に良いチャレンジとなり、今後の生活を充足させてくれることと確信している。

最後に卒論登録をしてから、研究が遅々として進まないにも拘わらず、長い間、忍耐強く指導を続けていただいた井奥成彦教授に深く感謝の意を表します。